

令和5年度版

清掃事業概要



川口市環境部

凡　　例

- ・本書に掲載されている各事業の概要、諸統計（予算・決算、ごみの収集量・処理量等の数値）については、原則として合併前の旧鳩ヶ谷市の実績を含まない。
- ・四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合がある。なお、令和元年度以降については、小数点以下第2位表示としている。

目 次

第1章 総 説	1
1 川口市の概要	1
(1) 位置・地勢	1
(2) 交通	2
(3) 産業	2
(4) 人口	2
◎人口の推移	3
◎住民基本台帳に外国人登録を加えた人口の推移	3
2 川口市の廃棄物行政の沿革	4
第2章 事業推進体制	12
1 組 織	12
(1) 機構	12
(2) 事務分掌	13
(3) 職員	16
(4) 安全衛生管理	17
2 予算・決算	18
(1) 令和5年度一般会計当初予算	18
◎予算の推移	18
◎一般会計予算人口・世帯当たり内訳表	19
(2) 清掃費予算	20
◎令和5年度・令和4年度清掃費当初予算総括比較	20
(3) 清掃費決算	20
◎令和4年度・令和3年度清掃費決算総括比較	20
◎令和4年度清掃費歳入決算	21
◎令和4年度清掃費歳出決算	21
(4) 清掃費に対する市民負担額	22
◎予算	22
◎決算	22
(5) 一般廃棄物会計基準	23
(6) 処理および維持管理費（環境省一般廃棄物処理実態調査結果）	24

◎ごみ処理事業の処理および維持管理費	24
◎し尿処理事業の処理および維持管理費	24
(7) 一般廃棄物処理手数料の推移	25
ア廃棄物手数料	25
◎し尿処理手数料の改定経過	25
◎その他の廃棄物処理手数料の改定経過	25
イ動物死体処理手数料	27
◎動物死体処理手数料の改定経過	27
ウ一般廃棄物許可関係証明手数料	27
◎一般廃棄物許可関係証明手数料の改定経過	27
3 処理施設	28
(1) 各施設の位置	28
(2) ごみ焼却施設の概要	29
(3) 資源化施設の概要	30
(4) 破碎処理施設の概要	31
(5) し尿処理施設の概要	32
(6) 鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場の概要	32
(7) 鳩ヶ谷ストックヤードの概要	33
(8) 南ストックヤードの概要	33
4 車両	34
(1) 課別車両保有台数	34

第3章 ごみ処理事業 35

1 概 説	35
2 ごみ処理の工程概要	37
3 令和4年度ごみ処理実績フローシート	38
4 ごみの収集量・処理量	39
(1) ごみの分別および収集回数	39
◎ごみの分別について	39
◎収集回数一覧	39
(2) ごみ収集形態別収集量	40
(3) 令和4年度月別ごみ収集量	41
(4) 令和4年度月別中間処理・最終処分量	42
(5) 年度別排出量	43
◎分類別排出量の推移	43
◎1人1日あたり排出量の推移	43

◎家庭系・事業系排出量の推移	44
◎中間処理量・最終処分量の推移	45
◎焼却処理量の推移	45
◎埋立処分量の推移	45
(6) 最終処分について	46
◎焼却残さ処分量の推移	46
◎令和4年度処分場別焼却残さ排出量	46
5 収集車両・人員および収集業者一覧	47
(1) 収集車両台数および人員一覧	47
(2) ごみ収集運搬業務委託業者	47
(3) 川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（ごみ・粗大ごみ）	48
(4) 川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（処理困難物）	49
(5) 川口市一般廃棄物再生利用業指定業者一覧	49
6 ごみの組成およびダイオキシン類測定結果	50
(1) 焼却対象ごみの組成	50
(2) 施設別焼却対象ごみの組成（湿ベース・乾ベース）	51
(3) ダイオキシン類測定結果	53
7 小動物死体処理	54
(1) 小動物死体処理の推移	54
(2) 小動物死体受け入れ状況	54
8 ごみ・資源物集積所への不法投棄（ルール違反）	55
◎不法投棄（ルール違反）・排出指導の推移	55
◎不法投棄回収状況（家電4品目）の推移	55
9 散乱防止と環境美化	55
◎川口市まち美化促進プログラム実施状況（令和5年4月1日現在18団体）	55
10 ふれあい収集	56
(1) ふれあい収集について	56
(2) ふれあい収集実績	56
◎ふれあい収集実施状況	56
◎ふれあい収集による収集量の推移	56
第4章 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	57
1 概 説	57
2 ごみの発生・排出抑制対策	59
(1) 一般ごみ収集袋の透明・半透明化について	59
(2) クリーン推進員について	59

(3) 共同住宅等の一般廃棄物等保管場所設置について	59
(4) 3R推進活動等助成事業について	60
◎3R推進活動等助成状況	60
◎3R推進活動等助成事業実施メニューおよび活動状況の推移	60
3 事業系ごみ対策	61
(1) エコリサイクル推進事業所登録制度について	61
◎登録対象となる取組み内容	61
(2) 事業用建築物の建設に際して	61
(3) 大規模建築物の所有者の義務に関して	61
(4) 保管場所事前協議	62
◎事前協議件数の推移	62
(5) 事業系ごみ適正処理啓発事業	62
◎送付件数の推移	62
4 脱プラスチックに向けた取り組み	63
5 生ごみの減量化	64
◎生ごみ処理容器等購入費補助（支援）金の改定経過	64
◎生ごみ処理容器等購入費補助（支援）状況の推移	64
6 川口市資源リサイクルシステム	65
7 資源化物の推移	66
◎資源化物量の推移	66
◎資源化物売却代金の推移	67
8 集団資源回収	68
◎集団資源回収状況の推移	68
◎助成金単価改定経過	68
◎集団資源回収品目	68
◎品目別集団資源回収量の推移	68
◎集団資源回収登録団体種別団体数の推移	68
9 びん	69
◎びん売却重量・売却代金の推移	69
◎びんの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移	69
◎びん売却単価の推移	69
10 飲料かん	70
◎飲料かん売却重量・売却代金の推移	70

◎飲料かん売却単価の推移	70
11 金属類	71
◎金属類売却重量・売却代金の推移	71
◎金属類売却単価の推移	71
◎二次電池等売却単価	72
12 ペットボトル	72
◎ペットボトルの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移	72
◎ペットボトル売却単価の推移	72
13 繊維類	73
◎繊維類売却状況の推移	73
14 紙類	73
◎紙類売却状況の推移	73
◎紙類の容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移	74
◎紙類売却単価の推移	74
15 プラスチック製容器包装	75
◎プラスチックの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移	75
16 有害ごみ	75
◎有害ごみ（蛍光管）処理状況の推移	75
17 乾電池	76
◎乾電池処理状況の推移	76
18 小型家電	76
(1) 小型家電のリサイクルについて	76
◎小型家電売却量・資源化状況の推移	77
◎小型家電売却状況の推移	77
(2) 使用済み携帯電話の拠点回収	78
◎使用済み携帯電話回収実績	78
(3) 小型家電リサイクル法認定事業者との連携	79
◎リネットジャパンリサイクル株式会社回収実績	79
19 粗大ごみからの資源回収	80
(1) リサイクル家具オークション	80
◎リサイクル家具オークション実績	80
(2) 粗大ごみからの資源回収状況の推移	80
◎粗大ごみからの資源回収状況の推移	80
20 焼却処理施設からの資源回収	81

◎焼却残さからの資源回収状況の推移	81
◎未酸化金属の回収状況の推移	81
◎資源化処理委託量の推移	81
◎溶融スラグの発生状況の推移	81
21 エネルギー回収	82
(1) 余熱利用	82
◎余熱利用施設利用者および利用料の推移	82
(2) 発電	83
◎発電状況の推移	83
22 使用済みインクカートリッジの回収箱の設置	83
◎使用済みインクカートリッジ回収実績	84
23 剪定枝破碎機貸出事業	85
◎剪定枝破碎機貸出実績	85
24 ごみ分別用ごみ箱等貸出事業	85
◎ごみ分別用ごみ箱貸出実績	85

第5章 ごみ減量化に係る普及啓発事業 ······ 86

1 概 説	86
2 ごみ減量キャンペーンキャラクター「ごみまる」	87
(1) 性格や特徴の設定	87
(2) 誕生のきっかけ	87
(3) コンセプト	88
(4) 命名	88
3 令和4年度普及啓発事業実績	89
(1) 広報紙への記事掲載	89
(2) 環境関連施設見学会の実施	89
(3) 各種教室・イベント等の実施	89
(4) 学校および町会等を対象とした施設見学の実施	91
(5) まち美化活動	92
(6) リサイクルプラザの運営	93
(7) 各種印刷物（パンフレット・ポスター等）一覧	94

第6章 し尿処理	95
1 概 説	95
2 し尿処理実績	95
◎し尿処理実績フロー	95
◎し尿処理状況の推移	96
3 公衆便所	97
◎公衆便所設置一覧	97
4 収集業者一覧	98
(1) し尿収集運搬委託業者一覧	98
(2) 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（し尿・浄化槽に係る汚泥）	98
(3) 浄化槽清掃業許可業者一覧	98
第7章 災害廃棄物処理	99
1 概 説	99
2 市内災害廃棄物処理実施状況	99
第8章 産業廃棄物対策事業	100
1 産業廃棄物対策について	100
2 産業廃棄物処理業者・処理施設の許可状況	100
◎産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数	100
◎産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可業者数	101
◎産業廃棄物処理施設の設置許可件数	101
3 廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例	101
4 有害使用済機器の保管等の対策	102
5 廃棄物再生事業者の登録	102
6 不適正処理の未然防止対策	102
(1) 排出事業者対策	102
◎排出事業者等に対する立入検査実績	103
◎産業廃棄物管理票交付等状況報告書受理件数（事業場数）	103
◎多量排出事業者からの排出抑制計画書・実施状況報告書受理件数	103
(2) 処理業者等対策	103

◎処理業者等に対する立入検査実績	103
7 PCB廃棄物対策	104
(1) 保管及び処分状況等届出書の受理等	104
(2) PCB使用安定器保有状況調査	104
8 使用済自動車のリサイクル対策	105
◎使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可件数	105
◎使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可業者数	105
9 土砂堆積への対策	105
第9章 路上喫煙防止事業	106
1 概 説	106
2 路上喫煙禁止地区	106
◎路上喫煙禁止地区の範囲	106
3 路上喫煙防止啓発活動	107

第1章 総 説

1 川口市の概要

(1) 位置・地勢

川口市は、北は県庁所在地であるさいたま市に、南は首都東京に隣接し、埼玉県の南の玄関口として都心から 10~20 km 圏内に位置している。

市の北東部を除いては極めて低地で、大昔は現在の東京湾が深くはいりこみ、台地のところどころに貝塚が存在することからも、市の大部分が海底であったと考えられる。大宮台地の南端にあって、浸蝕のため細かな谷がよく発達している。また、遠く秩父の山中に源を発し、東京都との境界を流れ荒川が本市の西端を、荒川水系支流の新芝川（芝川）が中央を南北に流れ、東京湾にそいでいる。

江戸時代には、世界有数の都市へと発展する江戸（東京）を支える治水事業や新田開発の一環とした大規模な干拓事業（見沼代用水路整備等）により、本市北部の安行台地、見沼田んぼで田園が拡張した。現在においても、都市農地などの首都圏における貴重な緑地空間を有している。



(2) 交 通

鉄道路線は、市の南西部を北西にJR京浜東北線が通っており、東京駅から川口駅までは快速で9駅、25分で達する。市の北部には東西にJR武蔵野線が通っており、東川口駅で市の中央部を南北に走る埼玉高速鉄道線（SR線）と交わっている。

バス路線は、市内および市周辺のJR・SR各駅を基点として約100系統あり、市役所、支所、福祉施設等の公共施設や駅、医療機関等を結ぶコミュニティバスも運行されている。

さらに、自動車道路網は、市中央を南北に産業道路、国道122号、東北自動車道および首都高速川口線が、市北部を東西に国道298号および外かく環状道路が貫通しており、なかでも川口ジャンクションは東西南北を結ぶ首都圏における高速道路網の要衝となっている。

(3) 产 業

大消費地である首都東京に隣接していることを背景に、鋳物や木型・機械を中心とする「ものづくり」の伝統が根付き、関連する様々な金属加工技術などの基盤的技術産業が集積している。近年は、産業構造の変化や国際的な競争の激化等の状況下、伝統的な産業都市として、日本のものづくりにおいて、重要な役割を求められている。

また、植木など花き生産や造園の緑化産業では、特に安行植木は海外への普及にも努め、国内外での知名度が高い。さらに、竹釣竿など和竿製造業は、伝統的手工芸品として今も受け継がれている。

他にも、SKIPシティを拠点とした映像関連産業は、次世代産業の集積地としての役割が期待されている。

(4) 人 口

明治時代末期から鋳物産業の隆盛に伴い、地域が飛躍的発展をとげ、「鋳物の街川口」として全国に知られるようになり、とりわけ昭和8年の市制施行以降、産業を支える労働者等の転入により、人口は増加を続ける。

昭和40年代後半の第一次オイルショックの後、川口駅周辺に集中していた鋳物工場は、工場移転や廃業が相次いたが、その工場跡地には都心へのアクセスの良さからマンションが建設され、さらに市街地は川口駅から郊外に広がり、ベットタウン化が進む。

近年では、川口駅周辺をはじめとして、タワーマンションなども建設され、本市の人口は平成30年には60万人を突破した。

◎人口の推移

年	世帯	人口			面積 (K m ²)	1平方km当たり		資料
		計	男	女		世帯	人口	
昭和8年4月	9,103	45,573	—	—	19.4	469	2,349	市制施行時
10 10	10,245	53,716	29,085	24,631	〃	528	2,769	国勢調査
15 10	18,439	97,115	51,665	45,450	48.64	379	1,997	〃
20 10	21,168	97,709	47,550	50,159	〃	435	2,009	終戦時
22 10	24,943	116,007	58,140	57,867	〃	513	2,385	国勢調査
25 10	26,024	124,783	62,593	62,190	〃	535	2,565	〃
30 10	26,901	130,599	66,372	64,227	42.44	634	3,077	〃
35 10	38,157	170,066	87,935	82,131	48.04	794	3,540	〃
40 10	64,015	249,112	129,233	119,879	55.66	1,150	4,476	〃
45 10	85,639	305,886	157,290	148,596	〃	1,539	5,496	〃
50 10	104,301	345,538	176,587	168,951	〃	1,874	6,208	〃
55 10	122,400	379,360	192,830	186,530	〃	2,199	6,816	〃
60 10	131,910	403,015	204,587	198,428	〃	2,370	7,241	〃
平成2年10月	155,190	438,680	224,779	213,901	55.71	2,786	7,874	〃
7 10	166,284	448,854	229,073	219,781	55.75	2,983	8,051	〃
12 10	179,023	460,027	235,011	225,016	〃	3,211	8,252	〃
17 10	193,641	480,079	246,310	233,769	〃	3,473	8,611	〃
22 10	209,534	500,598	255,780	244,818	〃	3,758	8,979	〃
27 10	245,830	578,112	292,067	286,045	61.95	3,968	9,332	〃
令和2年10月	267,141	594,274	299,238	295,036	〃	4,312	9,593	〃

◎住民基本台帳に外国人登録を加えた人口の推移

年	世帯	人口			面積 (K m ²)	1平方km当たり		資料
		計	男	女		世帯	人口	
平成14 4	197,954	476,741	244,140	232,601	55.75	3,551	8,551	総人口
15 4	202,437	481,900	246,854	235,046	〃	3,631	8,644	〃
16 4	207,192	487,670	249,455	238,215	〃	3,716	8,747	〃
17 4	210,352	491,366	251,272	240,094	〃	3,773	8,814	〃
18 4	214,353	495,639	253,464	242,175	〃	3,845	8,890	〃
19 4	219,152	502,107	256,716	245,391	〃	3,931	9,006	〃
20 4	223,796	507,350	259,259	248,091	〃	4,014	9,100	〃
21 4	228,435	513,000	261,984	251,016	〃	4,097	9,202	〃
22 4	231,097	515,779	263,185	252,594	〃	4,145	9,252	〃
23 4	233,165	517,315	263,628	253,687	〃	4,182	9,279	〃
24 4	261,535	579,308	294,881	284,427	61.97	4,220	9,348	〃
25 4	259,860	581,170	295,309	285,861	〃	4,193	9,378	〃
26 4	264,042	585,503	297,343	288,160	〃	4,260	9,448	〃
27 4	268,367	590,209	299,799	290,410	61.95	4,332	9,527	〃
28 4	272,472	593,485	301,285	292,200	〃	4,398	9,580	〃
29 4	276,461	596,505	302,811	293,694	〃	4,463	9,629	〃
30 4	281,681	601,055	304,895	296,160	〃	4,547	9,702	〃
31 4	286,887	604,675	306,593	298,082	〃	4,631	9,761	〃
令和2年4月	292,000	608,390	308,513	299,877	〃	4,713	9,821	〃
3 4	295,489	607,750	308,107	299,643	〃	4,770	9,810	〃
4 4	296,539	605,067	306,129	298,938	〃	4,787	9,767	〃
5 4	299,580	604,894	306,016	298,878	〃	4,835	9,764	〃

※平成23年10月、旧鳩ヶ谷市と合併した。

※「住民基本台帳法」の一部改正および「外国人登録法」の廃止に伴い、平成24年7月9日から、外国人住民は住民基本台帳の適用対象となった。また、2世帯分として集計されていた、日本人と外国人から構成される「複数国籍世帯」が1世帯として整理されたこと、および短期滞在者など住民基本台帳の登録要件を満たさない外国人住民の登録が消除されたことにより、世帯数が大幅に減少した。

※平成26年10月、国土交通省国土地理院「全国都道府県市町別面積調」により面積が変更となった。

2 川口市の廃棄物行政の沿革

年月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
明治 33. 3	汚物掃除法制定公布		
4	汚物掃除法施行		
昭和 5. 5	汚物掃除法の一部改正 (し尿処理・処分は市町村の義務となる)		
8. 5	川口市衛生組合設立 (市庶務課内)		
12.			
13. 3	厚生課衛生係に川口市衛生組合を移管		
10			金山町に公衆便所設置
15.			
21. 5	衛生係は衛生課として独立 (保健防疫および清掃の2係)	青木清掃工場竣工 (固定炉 17.5 t / 日 1号炉)	川口神社裏公衆便所設置
22. 5	衛生行政の一部が警察行政から移管		
7			
8	保健、防疫を分離し清掃を加えて3係となる		銀座マーケット公衆便所設置
23. 3			
8	川口市衛生組合解散		栄町3丁目、大踏切前公衆便所設置
9	川口市清掃条例を制定		
24. 3			
26. 4		ごみ箱収集から各戸収集に変更、週1回の手引車収集を実施し一定の場所から自動車運搬	川口駅前公衆便所設置
28.			
29. 7	清掃法施行 (汚物掃除法廃止)		し尿処理施設について国庫補助開始
10		箱型手引車からリヤカー籠による作業に切り替え	
30. 6		ごみ搬出用自動車購入	
31. 6		厨芥処理車購入、本町1・3・4丁目、金山町の4地区をモデルケースとして6月26日から作業開始。この4地区を厨芥と雑芥に区別して処理を実施	し尿車購入
32. 6		青木清掃工場拡張竣工 (固定炉 17.5 t / 日 2号炉)	
8		パケット式ダンプカー購入 (県内初)	
33. 12		青木1・3丁目、飯塚1・2丁目、仲町1丁目、錦町を普通ごみと厨芥に区別して収集	
34. 4		全国都市清掃会議評議員に就任	
35. 5			汚物取扱業許可
11			汲み取り地区を区分して収集
36. 4		犬・猫の糞を弔う供養塔を設置 (青木2丁目ごみ焼却場)	
6		回収車を2台購入し、オルゴール呼びかけ収集実施	
38. 7			栄町3丁目、大踏切前公衆便所撤去
8	川口市部課設置条例が施行され民生部清掃課 (清掃第1係、清掃第2係) となる		
39. 4			
6		青木清掃工場固定炉1号炉を廃止し、デュッセルドルフ式ストーカー炉 (全連式・150 t / 日) の1号炉設置	汲み取り地区を指定
9			
40. 3			
41. 3		一部夜間作業を実施	
42. 4	民生部清掃課を民生部清掃事務所に改める (清掃第1係、清掃第2係)		
昭和 42. 8	清掃施設整備緊急措置法公布	芝地区の一部で、試験的にダストボックス車収集を開始	

年月	機構・法令等	ごみ	し尿
44. 4 11	管理課を新設し清掃第1係、清掃第2係、管理係の3係となる	青木清掃工場固定炉2号炉を廃止し、全連式150t/日の2号炉設置	
45. 3 4 7 8 12	青木環境センター 厚生福祉施設（青南会館）完成 衛生部を新設し、清掃事務所を環境整備課に改め、清掃第1係、清掃第2係を業務第1係、業務第2係に改める		都市計画課より西川口駅前広場（西口）公衆便所維持管理の移管を受ける 銀座マーケット公衆便所撤去
46. 4 5 9 12	環境整備課に施設係を新設 廃棄物の処理および清掃に関する法律制定公布 廃棄物の処理および清掃に関する法律施行（清掃法廃止） 川口市清掃条例廃止	ダストボックス対象地域52%完了	
47. 1 4 6 8 9 12	川口市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行 一般廃棄物処理業（許可）制定 廃棄物処理施設整備緊急措置法公布 環境整備課を2課に分離、環境管理課に管理係、指導係、環境業務課に収集係、機械係、施設第1係、施設第2係と改める	一般廃棄物処理業（許可）制定 青木清掃工場に環境管理事務所落成 清掃車第2車庫完成	浄化槽清掃業（許可）制定 し尿処理施設100kℓ/日新設（嫌気性処理） 運転管理委託開始
48. 3 4 7 8 10	ごみ追放運動開始 側溝ごみ収集実施（保健衛生課が担当） 一般ごみステーション収集開始（青木町4丁目、鶴ヶ丸町会） 青木清掃工場に電気集塵器2基完成 戸塚清掃工場建設工事開始		し尿処理場内にし尿車車庫完成
49. 6 7 9	川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例制定 川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例施行		浸水時の応急汲み取り対策と料金の基準制定
50. 3 4 5 10	粗大ごみ処理施設完成 粗大ごみの定期収集実施（年2回）町会単位 呼掛け収集地区のうち83%をステーション方式に切り替え		し尿処理事業助成金制度実施 し尿応急汲み取り助成金制度実施
51. 3 4 6 10 12	環境業務課に施設第3係を新設 環境業務課の収集係を収集第1係、収集第2係、収集第3係、収集第4係に分離 環境整備センター課新設 環境管理課管理係を庶務係に改め、環境業務課に環境業務係を新設し収集第4係、施設第1係、施設第2係、施設第3係を廃止し、環境整備センターに施設管理係、機械操作係、処理係を設置 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正公布	環境整備センター（戸塚清掃工場および付属施設）完成（焼却能力150t×24h×2基） 家庭系一般ごみの収集運搬業務を一部委託 環境整備センター稼動に伴い青木清掃工場一時休止	直営の市有公共施設の汲み取り委託開始
昭和 52. 3	川口市厚生会館設置及び管理条例制定 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の命令（共同命令）公布	環境整備センター職員住宅完成 厚生会館、熱帶温室完成	

年月	機構・法令等	ごみ	し尿
53. 4	川口市厚生会館設置及び管理条例施行 環境管理課、環境業務課、環境整備センターを統合し、環境整備センター環境管理課、環境業務課に改め、環境整備センター課を廃止し施設管理係と機械操作係を環境管理課に統合し、処理係を環境業務課に統合		
10		青木清掃工場焼却再開 資源回収（モデル地区）運動開始	
54. 4		粗大ごみ収集体制変更（年3回、軒先収集） 集団資源回収運動全域実施	公衆便所清掃を委託開始
8		びん、かん回収ステーション50カ所を設け、テスト収集開始	
55. 1			し尿処理施設100kℓ/日新設（好気性処理）
4		びん、かん収集を市内全域実施	
56. 4	広域臨海環境整備センター法公布	粗大ごみ年4回収集を実施	
6	衛生部から環境部に名称変更		
57. 4			海洋投入を開始
6			
10		リサイクルセンター操業開始	
58. 5		びん、かん回収団体事業推進協力団体交付金制度開始	
59. 3			脱臭設備完成
4		ステーション監視員設置	直営収集（朝日2・3丁目） 川口市家庭雑排水吸込み下水施設の掘替え工事助成金要綱制定 川口市し尿収集脱臭機器設置費助成金制度実施
8		廃乾電池回収実施	
60. 7	60. 7	焼却灰の処分委託実施	
10	浄化槽法全面施行		
61. 4	廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布	小動物の処分委託実施	
7		グリーンセンター内に空き缶回収機を設置し、デボジット作戦開始	
8	戸塚清掃工場増設工事事務所新設	戸塚清掃工場西棟増設工事開始	
62. 6			
63. 3			新郷交通広場公衆便所設置 東川口駅北口公衆便所設置
4			
10		戸塚清掃工場ごみクリーン運転委託開始 側溝ごみを委託から直営に変更	
平成元. 4		粗大ごみ収集を全面委託する びん、かん収集を一部委託	直営地区を委託 川口神社裏公衆便所改築 川口市家庭雑排水吸込み下水施設の掘替え工事助成金要綱廃止 川口市家庭雑排水吸込み下水施設工事助成金制度実施
2. 1			
3	戸塚清掃工場増設事務所解散	戸塚清掃工場西棟150t/日4号炉竣工 一般廃棄物処理基本計画（第1次・ごみ処理）策定	
4	環境整備センター組織を廃止し環境管理課、環境業務課、戸塚清掃工場、青木清掃工場、領家処理場の5課体制となる		
11			
3. 1		ごみ減量キャンペーン（リサイクリング川口）の展開	東川口駅南口公衆便所設置
3. 4	戸塚清掃工場、青木清掃工場および領家処理場をそれぞれ戸塚環境センター、青木環境センターおよび領家衛生センターに名称変更する 再生資源の利用の促進に関する法律公布	紙パック拠点収集と有害ごみ（蛍光管、水銀式体温計）ステーション収集開始	合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度実施 西川口駅西口公衆便所改築
10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正公布 再生資源の利用の促進に関する法律施行		
4. 3			一般廃棄物処理基本計画（第1次・生活排水処理）策定
4. 4		生ごみ処理容器購入費補助金制度実施	

年 月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
平成 4. 7 5. 1 2 3 4 6 11 6. 2 3 4 7 7. 1 2 4 6 7 川口市廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行 環境管理課減量推進係を設置、環境管理課管理係、計画係、減量推進係の3係体制となる	金属類収集を実施（缶詰の缶は「かん」から「金属類」に変更） 一般ごみ、有害ごみの祝日収集を実施 一般廃棄物処理基本計画（第2次・ごみ処理編）策定 第1次ごみ減量化行動計画策定		
4 6 11 6. 2 3 4 7 7. 1 2 4 6 7 川口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例廃止 川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例廃止 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行 川口市廃棄物対策審議会設置 川口市エコリサイクル推進委員会設置	一般ごみ、有害ごみの収集地区割の全面変更 クリーンリサイクルタウン選定 ペットボトル、繊維類モデル収集の実施 戸塚環境センター西棟 150 t / 日 3号炉竣工 ペットボトル、繊維類収集も全域で実施 プロパンガス試験回収開始 クリーン推進員制度実施 事業系一般ごみの黄色半透明袋実施 家庭系一般ごみの無色透明、白色半透明袋実施		領家衛生センター事務所移転
10 11 8. 4 6 9. 3 4 12 10. 4 5 6 9 10 11. 3 4 6 8 9 川口市廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定公布 川口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例廃止 川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例廃止 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行 川口市廃棄物対策審議会設置 川口市エコリサイクル推進委員会設置 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律制定施行 環境管理課を2課に分離および朝日環境センター建設室を廃止し、環境企画課、環境対策課を設置する 環境業務課を収集業務課に名称変更する 特定家庭用機器再商品化法制定（6月公布） 川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る維持管理の記録及び閲覧の手続きに関する要綱制定 川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行 地球温暖化対策の推進に関する法律制定 川口市環境基本条例施行 環境企画課を分離し、朝日環境センター建設室を再設置 環境企画課内に環境マネジメントシステム担当を設置 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例制定	エコリサイクル推進事業所登録制度開始 カレット粉碎設備導入 生ごみ処理容器等購入費補助金制度実施 (補助金額を従来の4,000円/基を補助金額の半額、ただし上限を50,000円に変更) 第1期分別収集計画策定 一般廃棄物処理基本計画（第3次・ごみ処理編）策定 第2次ごみ減量化行動計画策定 海洋投入を終了 川口市し尿収集車脱臭機器設置費助成金交付要綱の廃止 川口市家庭雑排水吸込み下水設置工事費の助成金交付要綱の廃止 一般廃棄物処理基本計画（第2次・生活排水処理編）を策定		
	第2期分別収集計画策定 仮称朝日環境センターごみ焼却処理施設建設着工		

年 月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
平成 11. 12		仮称朝日環境センターリサイクルプラザ 棟建設着工	
12. 2	ISO14001 規格認証登録 (本庁舎・分庁舎・第2庁舎)		
3		生ごみ処理容器等購入費補助金の交付資 格変更 (助成対象を 1 世帯 2 基から 1 基 に変更)	
4	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例施行 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法 律完全施行		
5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律制定公布 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律制定公 布		
6	循環型社会形成推進基本法制定公布・施行 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正公布 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律制定公布 再生資源の利用の促進に関する法律改正 (資源の有効な利 用の促進に関する法律に名称変更) 公布、施行		
8		川口市まち美化促進プログラムに基づく 環境美化活動実施の合意締結	
9	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正公布		
10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行	鳩ヶ谷市の事業系可燃ごみの中間処理受 託開始	
11	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行	第1回全市一斉クリーンタウン作戦開催 天然ガス塵芥車導入	
13. 1	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律施行		
3	川口市環境基本計画策定		
4	特定家庭用機器再商品化法施行 資源の有効な利用の促進に関する法律改正施行	粗大ごみ処理 (収集運搬) 有料化開始 鳩ヶ谷市の可燃ごみ全般の中間処理受託 開始	
5	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 収集業務課、収集第1係を廃止し、収集第2係を収集係に 変更		
12	改正浄化槽法施行		
14. 2	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行	カレット粉碎設備廃止	
3	川口市地球温暖化対策実行計画策定 (川口市エコオフィスづくり行動計画)		
4		一般廃棄物処理基本計画 (第4次・ごみ 処理編) 策定	
5	環境企画課、環境対策課の2課を廃止し、環境総務課、廃 棄物対策課を設置		
6	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律完全施行	第3期分別収集計画策定	
8		新分別収集に係るモデル収集 (10 地 区) 開始	
9			西川口駅西口公衆便所廃止
11	朝日環境センター、リサイクルプラザ設置 鳩ヶ谷市・川口市一般廃棄物の処分に関する事務の委託に 関する協議書締結	朝日環境センター、リサイクルプラザ竣 工 青木環境センターを廃止 戸塚環境センター東棟休止	
12	朝日環境センター建設室、青木環境センター廃止	新分別収集(4分別11品目)開始 鳩ヶ谷市より可燃ごみ処理の事務を受託 (可燃ごみの広域処理開始)	
14. 12		資源物の新分別収集全域開始 びん・飲料かんのカゴによる回収を終了 し、無色透明袋による収集を実施	
15. 4	資源の有効利用の促進に関する法律に基づく環境省令一部 改正 (家庭系パソコンリサイクル)	プラスチック製容器包装の収集回数を2 回/月から毎週水曜日に変更	
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正		
12	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正	粗大ごみのインターネット受付開始 インターネットによるステーション検索 システム稼動	
16. 3	ISO14001 規格認証登録 (戸塚環境センター・朝日環境センター)		高度処理 (凝集沈殿) 設備設置

年月	機構・法令等	ごみ	し尿
平成 16. 4 11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正	「平成 16 年新潟県中越地震」に伴う川口町災害廃棄物処理支援実施 第4期分別収集計画策定 乾電池の収集方法変更、拠点収集開始	
17. 3 5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正 川口市路上喫煙の防止等に関する条例施行 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例改正施行		西川口駅西口公衆便所設置 合併処理浄化槽設置整備事業 補助金制度から浄化槽設置整備事業補助金制度へ名称変更
6		「平成 16 年新潟県中越地震」に伴う川口町災害廃棄物処理支援実施	
8		「平成 17 年川口市集中豪雨」に伴う災害廃棄物処理実施	
12	路上喫煙禁止地区の指定 (JR 川口、西川口駅周辺)		
18. 4 6	路上喫煙禁止地区の変更 (JR 川口駅東口指定地区拡大)	粗大ごみ受付業務委託実施 全国ごみ不法投棄監視ウィーク実施	
19. 3 4 6 8	川口市地球温暖化対策地域推進計画策定 第二次川口市地球温暖化対策実行計画策定	一般廃棄物処理基本計画 (第 5 次・ごみ処理編) 策定 3R 推進活動等助成事業開始 第 5 期分別収集計画策定	
9		「平成 19 年台風 9 号」に伴う災害廃棄物処理実施	
10	路上喫煙禁止地区の変更 (川口銀座通り商店街)		
20. 3 6	川口市レジ袋削減会議設置 川口市環境基本計画改訂	川口市災害廃棄物処理計画策定 戸塚環境センター東棟を廃止	鳩ヶ谷市し尿処理施設改修工事開始 (90kL/日から 140kL/日) (現鳩ヶ谷衛生センター)
7	川口市におけるレジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定締結		
11	川口市におけるレジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定締結事業者市内店舗においてレジ袋無料配布中止の取り組み開始		
21. 3 4 8 9	川口市・鳩ヶ谷市レジ袋削減会議設置 川口市環境学習指針策定 環境施設課を設置し、領家衛生センターを同課に編入 環境総務課推進係を地球高温化対策係に名称変更	家庭ごみ収集日情報メール配信 サービス開始 「平成 21 年川口市集中豪雨」に伴う災害廃棄物処理実施 旧青木環境センター焼却施設解体工事開始	
10	川口市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する規則施行	「平成 21 年台風 18 号」に伴う災害廃棄物処理実施	
22. 2 3	川口市・鳩ヶ谷市一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する協議書締結	使用済み携帯電話モデル拠点回収開始 (リサイクルプラザ 3 階)	鳩ヶ谷市し尿処理施設改修工事完了 (90kL/日から 140kL/日) (現鳩ヶ谷衛生センター)
4	環境総務課環境マネジメントシステム担当を地球高温化対策係に統合		鳩ヶ谷市にし尿処理の事務を委託 (し尿の広域処理開始)
22. 6 7	川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行 路上喫煙禁止地区の変更 (川口西公園)	ふれあい収集開始 第 6 期分別収集計画策定	領家衛生センター廃止
9		旧鳩ヶ谷市環境センター焼却施設解体工事開始 (現鳩ヶ谷衛生センター内)	
12		戸塚環境センター西棟 3・4 号炉大規模改修工事開始 旧青木環境センター焼却施設解体工事完了	一般廃棄物処理基本計画 (第 3 次・生活排水処理編) を策定
23. 3 4	第 2 次川口市環境基本計画策定 川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活影響調査結果の綱覧等の手続に関する条例改正施行	「東日本大震災」に伴う災害廃棄物処理実施	

年月	機構・法令等	ごみ	し尿
平成 23. 8		使用済み携帯電話回収拠点拡大 (本庁舎、芝・新郷・神根・安行・戸塚支所) 旧鳩ヶ谷市環境センター焼却施設解体工事完了(現鳩ヶ谷衛生センター内)	
9	川口市地球高温化対策実行計画(区域施策編)策定		
10	第3次川口市地球高温化対策実行計画(事務事業編)策定 鳩ヶ谷市と合併	鳩ヶ谷市との可燃ごみの処理に関する事務の委託を廃止	鳩ヶ谷市とのし尿処理の事務の委託を廃止
24. 2		使用済み携帯電話回収拠点拡大 (鳩ヶ谷庁舎エントランスホール)	
3		インクカートリッジ里帰りプロジェクト参加	
4		塵芥車有料広告事業開始	
7	路上喫煙禁止地区の変更(JR・SR東川口駅周辺)		
8	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布		
25. 2		戸塚環境センター西棟3・4号炉大規模改修工事完了	
3		川口市一般廃棄物処理基本計画(第6次)策定	
4	路上喫煙禁止地区の変更(JR川口駅周辺指定地区変更)		
4	地球高温化対策室設置		
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行		
5	地球高温化防止活動推進センター設置		
26. 2	ISO14001 規格認証登録 (鳩ヶ谷庁舎・鳩ヶ谷衛生センター)		
3	川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画策定	特定処理廃棄物処分手数料の新設	
4	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則改正施行	第7期分別収集計画策定	
7		剪定枝用破碎機の無料貸し出し開始	
		ハイブリッド塵芥車初導入	
27. 2	ISO14001 規格認証登録返上		
3		川口市災害廃棄物処理計画改訂	
		青木收集事務所車庫(新設)完成 (太陽光発電10kW導入)	
4		第2車庫使用終了	
9		「ごみの分け方や出し方」等についての情報を知ることが出来るWebアプリケーションを公開	
12		EV トラック実証実験(平成28年2月まで)	
28. 2		クリーンディーゼル塵芥車初導入	
3	第4次川口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定	小型家電リサイクル法認定事業者リネットジャパン株式会社と協定を締結	
28. 4	地球高温化対策室を地球温暖化対策室に名称変更		
.	地球高温化防止活動推進センターを地球温暖化防止活動推進センターに名称変更		
6		第8期分別収集計画策定	
11	災害協定の締結(收集業務課、鳩ヶ谷衛生センター)		
12		クリーンディーゼル平ボディ車初導入	
29. 3	川口市戸塚環境センター施設整備基本構想策定		旧領家衛生センター跡地(現状有姿)売却
4	廃棄物対策課より收集業務課にまち美化係移管		
10	旧青木環境センター厚生福祉施設(青南会館)解体工事完了		
30. 3	第3次川口市環境基本計画策定 川口市地球温暖化対策実行計画策定 川口市地球温暖化防止活動推進センター5ヵ年の指定期間終了	鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場完成 (太陽光発電5.5kW導入)	
30. 4	組織改正(中核市移行に伴い、産業廃棄物対策課を設置) (廃棄物対策課を資源循環課に名称変更し、対策係を減量推進係に統合) (環境施設課に建設準備担当を設置)		

年月	機構・法令等	ごみ	し尿
平成 30. 4	川口市環境関係事務手数料条例施行 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則改正施行 川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び規則改正 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行 川口市土砂の堆積等の規制に関する条例施行 川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行 川口市戸塚環境センター施設整備基本計画策定		
9	川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例改正施行		
12	路上喫煙禁止地区の変更 (JR・SR 東川口駅周辺)		
31. 4	組織改正 (地球温暖化対策室を廃止し、環境総務課地球温暖化対策係に再編) (自然保護対策室設置) 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 路上喫煙禁止地区の変更 (JR 川口駅周辺)		
令和 元. 6	川口市地球温暖化防止活動推進センターの再開	第9期分別収集計画策定	
10		「令和元年東日本台風」に伴う災害廃棄物処理実施	
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法改正	川口市一般廃棄物処理基本計画（第7次）策定	
2. 3		川口市戸塚環境センター施設整備基本設計策定	
2. 4	組織改正 (環境施設建設準備担当を廃止し、新戸塚環境センター建設室を設置) 改正浄化槽法施行 改正川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行		
3. 4	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則改正施行 川口市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する規則改正施行 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行規則改正施行		
6	川口市路上分煙基本計画策定	戸塚環境センター施設整備工事着工	
9		「令和3年10月7日地震」に伴う災害廃棄物処理実施	
10	路上喫煙禁止地区の指定 (SR 川口元郷・南鳩ヶ谷駅周辺)		
3. 12	川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例廃止 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行規則廃止		
4. 3	川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画（改訂）策定	家庭系ごみ自己搬入の事前予約制を開始	
4. 4	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行		
4. 10	路上喫煙禁止地区の指定 (SR 鳩ヶ谷駅・新井宿駅周辺)	家庭系ごみ自己搬入廃棄物処理手数料改定	
5. 2			
5. 3	第2次川口市地球温暖化対策実行計画策定		
5. 4	自然保護対策室から自然保護対策課に名称変更 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行		

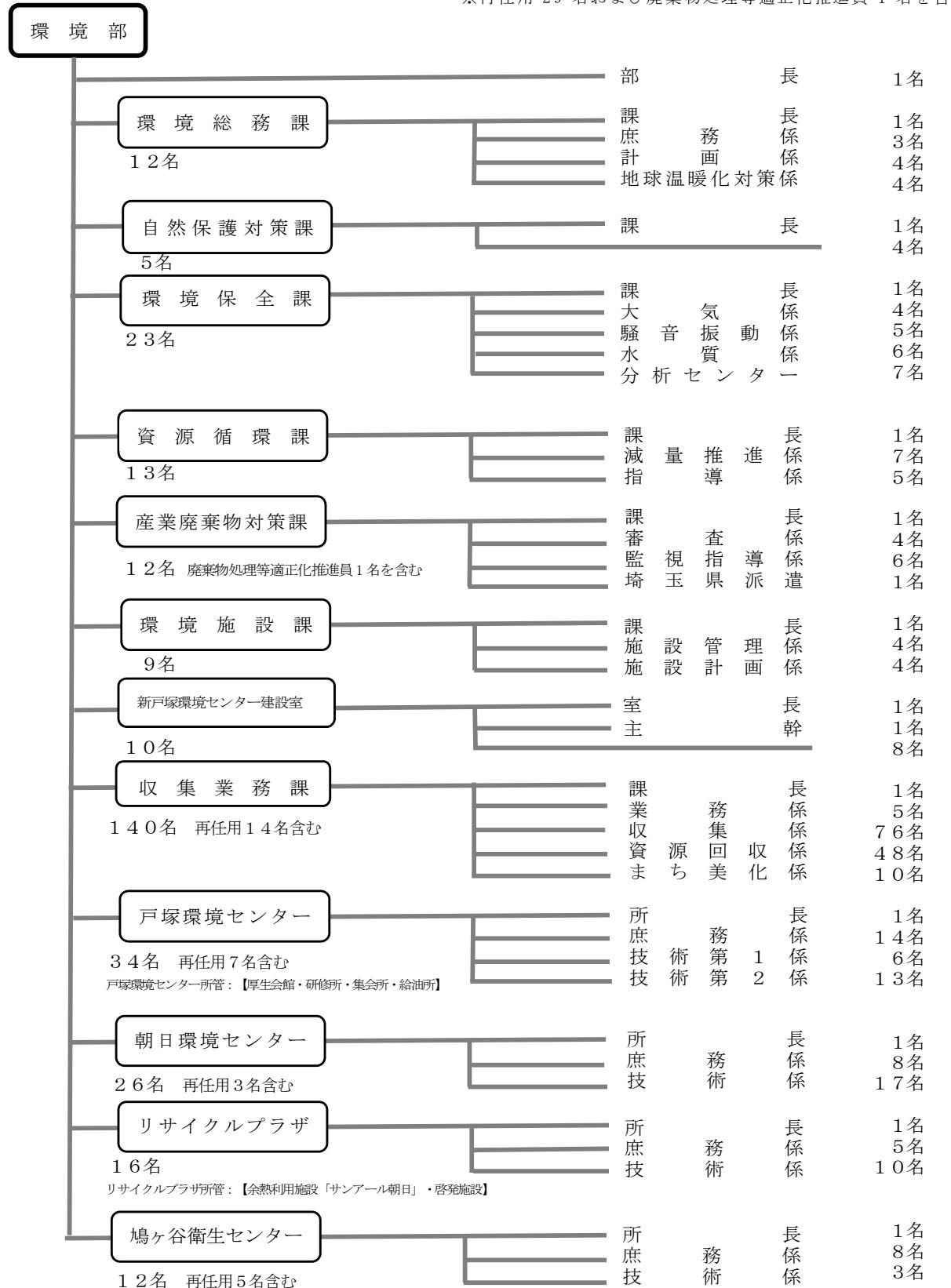
第2章 事業推進体制

1 組織

(1) 機構

総職員数 313 名（令和 5 年 4 月 1 日現在）

※再任用 29 名および廃棄物処理等適正化推進員 1 名を含む



(2) 事務分掌

(令和5年4月1日現在)

環境部

- (1) 廃棄物の減量及び適正処理に関すること。
- (2) 環境保全に関すること。

環境総務課

- (1) 部内の連絡調整に関すること。
- (2) 地球環境保全及び快適な環境づくりに係る施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (4) 地球温暖化対策の推進及び啓発に関すること。
- (5) 地球温暖化防止活動推進センターに関すること。

自然保護対策課

- (1) 生物多様性の保全及び啓発に関すること。
- (2) 鳥獣の捕獲の許可等に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止並びにダイオキシン類の対策等に関すること。
- (2) 公害関係法令に基づく届出等に関すること。
- (3) 凈化槽の届出等に関すること。
- (4) 凈化槽の維持管理の指導に関すること。
- (5) あき地の環境保全に関すること。

資源循環課

- (1) 廃棄物処理事業に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 廃棄物の減量啓発に関すること。
- (3) 廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (4) 凈化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- (5) 廃棄物処理及び事業系廃棄物の不法投棄に係る相談及び指導に関すること。
- (6) 路上の喫煙防止事業に関すること。

産業廃棄物対策課

- (1) 廃棄物処理施設の許可及び指導監督に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化に係る事業者の登録、許可及び指導監督に関すること。
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の届出等に関すること。

- (5) 土砂の堆積の許可及び指導監督に関すること。
- (6) 建設リサイクルに係る再資源化に関すること。
- (7) 産業廃棄物の不適正処理に係る相談及び指導に関すること。

環境施設課

- (1) 廃棄物処理施設の連絡調整に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の建設計画に関すること。

新戸塚環境センター建設室

- (1) 新戸塚環境センターの整備に関すること。

収集業務課

- (1) 廃棄物の収集運搬に関すること。
- (2) 資源物の収集運搬に関すること。
- (3) 粗大ごみの受付及び収集運搬に関すること。
- (4) 動物の死体の受付及び収集運搬に関すること。
- (5) 共同住宅等に係るごみ置場の設置の協議に関すること。
- (6) 路上集積所における家庭系廃棄物の不法投棄に関すること。

戸塚環境センター

- (1) センターの運転管理に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) 廃棄物の受理及び搬入指導に関すること。
- (4) 焼却灰、不燃物及び汚泥に関すること。
- (5) 廃棄物焼却技術等の調査及び研究に関すること。
- (6) 廃棄物処理手数料に関すること。

朝日環境センター

- (1) センターの運転管理に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) 廃棄物の受理及び搬入指導に関すること。
- (4) 焼却灰、不燃物及び汚泥に関すること。
- (5) 廃棄物焼却技術等の調査及び研究に関すること。
- (6) 廃棄物処理手数料に関すること。
- (7) あさひコミュニティセンターに関すること。

リサイクルプラザ

- (1) プラザの運転管理に関すること。
- (2) プラザの維持管理に関すること。

- (3) 資源物の搬入、搬出及び処分に関すること。
- (4) 資源化技術の調査及び研究に関すること。
- (5) リサイクル啓発施設に関すること。
- (6) 集団資源回収運動の推進に関すること。

鳩ヶ谷衛生センター

- (1) センターの運転管理に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) し尿及び市長が指定する廃棄物の受理及び搬入指導に関すること。
- (4) し尿処理汚泥に関すること。
- (5) し尿処理技術等の調査及び研究に関すること。
- (6) し尿の収集運搬に関すること。
- (7) 廃棄物処理手数料に関すること。
- (8) 公衆便所の維持管理に関すること。

(3) 職 員

◎職種別人員配置

(令和5年4月1日現在)

職別・職名 課・係別	行政職														現業職					合計					
	部長	理事長	次長	参考事長	課所室長	主幹	副主幹	係長	主査	主任	主事	技師	主事補	技師補	参考与	小計	主任	班長	技能師	技能員	業務員	参考与	小計		
環境部	1															1								1	
環境総務課		1				3			1	4	3					12								12	
庶務係						1				1	1					3								3	
計画係						1			1	1	1					4								4	
地球温暖化対策係						1				2	1					4								4	
自然保護対策課				1	1				1	1	1					5								5	
環境保全課		1			1	2		1	7	6	4	1				23								23	
大気係						1				1	1	1				4								4	
騒音振動係								1	2	1	1					5								5	
水質係						1			1	2	2					6								6	
分析センター						1				4	2					7								7	
資源循環課		1				2			5	2	1		1			12	1							13	
減量推進係						1			4	1			1			7								7	
指導係						1			1	1	1					4	1							5	
産業廃棄物対策課			1		2	1		2	4	2						12								12	
審査係						1				2	1					4								4	
監視指導係						1	1		2	2						6								6	
埼玉県派遣											1					1								1	
環境施設課		1				2		2	3		1					9								9	
施設管理係						1				3						4								4	
施設計画係						1			2			1				4								4	
新戸塚環境センター建設室		1		1	1			1	5				1			10								10	
収集業務課		1			4			5	4	2						16	94	4		7	5	14	124	140	
業務係					1			1	2	1						5								5	
収集係					1			1								2	53	4		6	1	10	74	76	
資源回収係					1				1							2	37			1	4	4	46	48	
まち美化係					1			3	1	1						6	4						4	10	
戸塚環境センター			1		3		5	3		2		1	3			18	11		1	4		16	34		
庶務係					1		3	1					3			8	2					4	6	14	
技術第1係					1		1	1		2		1				6								6	
技術第2係					1		1	1								3	9		1			10	13		
朝日環境センター		1			2	1	1	1	1	3			3			13	11		1	1		13	26		
庶務係					1	1		1					3			6	2						2	8	
技術係					2			1	3							6	9		1	1		11	17		
リサイクルプラザ			1		2		2	3	1							9	7						7	16	
庶務係					1		2	1	1							5								5	
技術係					1			2								3	7							7	10
鳩ヶ谷衛生センター			1	1	1		1	2		1			2			9						3	3	12	
庶務係					1		1	1					2			5						3	3	8	
技術係					1			1	1							3								3	
合計	1	0	8	0	4	3	16	9	3	33	37	16	9	1	1	8	149	124	4	0	9	6	21	164	313

(4) 安全衛生管理

環境部では、労働安全衛生対策をより充実していくために「川口市職員安全衛生管理規程」に基づき、職員の安全確保と健康の保持増進および快適な作業環境の形成を促進することを目的として「令和4年度戸塚・朝日環境センター職員安全衛生事業計画」を策定し、職員定期健康診断、全国安全・労働衛生週間の啓発活動、健康相談、破傷風予防接種、メンタルヘルス診断、安全パトロールなどの安全衛生事業を実施した。

しかしながら、環境部内における令和4年度の公務災害発生状況は、発生件数3件、負傷者数3名となっている。

環境部では有害・危険業務に携わる職員も多いことから、より一層の安全衛生対策を推進していく必要がある。

◎公務災害発生件数および負傷者数

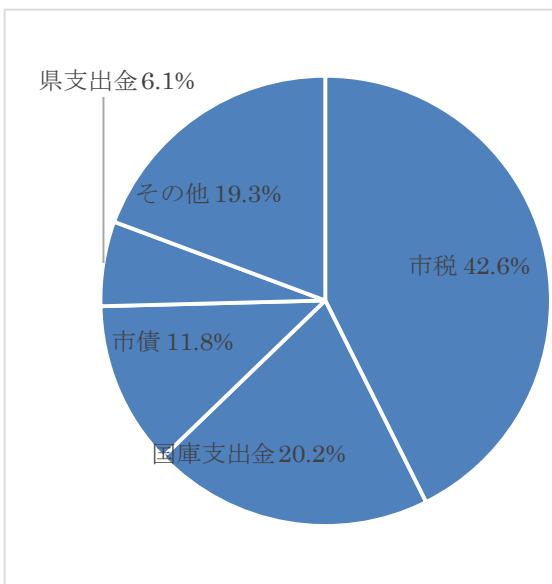
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発生件数 (件)	2	6	3	4	3
負傷者数 (人)	2	6	3	4	3

2 予算・決算

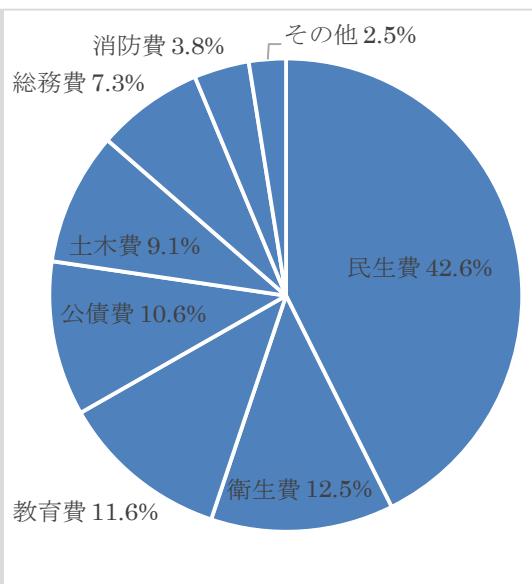
(1) 令和5年度一般会計当初予算

令和5年度の一般会計は約2,335億円で、前年に比べ約137億円の増、対前年度比106.2%となっている。

◎歳入 2,335.8億円



◎歳出 2,335.8億円



◎予算の推移

会計年度	一般会計当初予算 (千円)	清掃関係当初予算 (千円)	一般会計に占める割合 (%)
令和元年度	207,770,000	8,954,453	4.31
令和2年度	207,930,000	9,452,137	4.55
令和3年度	209,640,000	10,022,181	4.78
令和4年度	219,820,000	12,656,856	5.76
令和5年度	233,580,000	13,387,841	5.73

◎一般会計予算人口・世帯当たり内訳表

歳 入				歳 出			
款別区分	当初予算額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)	款別区分	当初予算額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
1 市 税	99,483,751	164,513	333,611	1 議 会 費	928,497	1,535	3,114
2 地 方 讀 与 税	943,000	1,559	3,162	2 総 務 費	17,111,442	28,297	57,382
3 利子割交付金	30,000	50	101	3 民 生 費	99,452,494	164,462	333,506
4 配当割交付金	600,000	992	2,012	4 衛 生 費	29,226,047	48,330	98,007
5 株 式 等 讀 渡 所得割交付金	450,000	744	1,509	5 労 働 費	299,917	496	1,006
6 法 人 事 業 税 交 付 金	860,000	1,422	2,884	6 農 業 費	3,433,422	5,678	11,514
7 地 方 消 費 税 交 付 金	13,500,000	22,325	45,271	7 商 工 費	865,771	1,432	2,903
8 ゴ ル フ 場 利用税交付金	7,500	12	25	8 土 木 費	21,304,563	35,231	71,443
9 自動車取得税 交 付 金	1	0	0	9 消 防 費	8,820,029	14,585	29,577
10 環 境 性 能 割 交 付 金	140,000	232	469	10 教 育 費	27,025,840	44,692	90,629
11 地 方 特 例 交 付 金	760,000	1,257	2,549	11 公 債 費	24,911,977	41,196	83,540
12 地 方 交 付 税	2,600,000	4,300	8,719	12 諸 支 出 金		1	0
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,000	99	201	13 予 備 費	200,000	331	671
14 分担金および負担金	979,523	1,620	3,285				
15 使用料および手数料	5,454,402	9,020	18,291				
16 国 庫 支 出 金	47,276,070	78,179	158,536				
17 県 支 出 金	14,117,832	23,346	47,343				
18 財 产 収 入	507,024	839	1,700				
19 寄 附 金	29,040	48	97				
20 繰 入 金	10,584,373	17,503	35,494				
21 繰 越 金	2,500,000	4,134	8,384				
22 諸 収 入	5,105,184	8,442	17,120				
23 市 債	27,592,300	45,629	92,529				
計	233,580,000	386,265	783,292	計	233,580,000	386,265	783,292

※総人口 604,715 人、総世帯数 298,208 世帯（令和5年1月1日現在）として算出

(2) 清掃費予算

◎令和5年度・令和4年度清掃費当初予算総括比較

	科 目	予算額(千円)		増減額(千円)	増減率(%)
		令和5年度	令和4年度		
歳 入	使 用 料	34,843	34,114	729	2.1%
	手 数 料	1,058,684	1,055,001	3,683	0.3%
	国 庫 補 助 金	87,017	0	87,017	皆増
	財 産 運 用 収 入	25,548	22,484	3,064	13.6%
	寄 附 金	500	500	0	0.0%
	基 金 繰 入 金	2,105,066	1,685,914	419,152	24.9%
	雜 入	761,406	772,567	△ 11,161	△1.4%
	市 債	1,689,900	2,113,100	△ 423,200	△20.0%
	計	5,762,964	5,683,683	79,284	1.4%
歳 出	清 掃 総 務 費	2,298,446	2,247,666	50,780	2.3%
	資 源 循 環 対 策 費	121,013	100,793	20,220	20.1%
	産 業 廃 物 対 策 費	10,869	14,656	△ 3,787	△25.8%
	収 集 業 務 費	1,823,424	1,763,879	59,545	3.4%
	環 境 施 設 費	73,998	78,884	△ 4,886	△6.2%
	戸塚環境センター整備事業費	2,040,196	2,920,208	△ 880,012	△30.1%
	環 境 セ ン タ ー 費	5,701,903	4,472,256	1,229,647	27.5%
	リサイクル処理費	1,059,871	738,065	321,806	43.6%
	し 尿 処 理 費	258,121	320,449	△ 62,328	△19.5%
	計	13,387,841	12,656,856	730,985	5.8%

(3) 清掃費決算

◎令和4年度・令和3年度清掃費決算総括比較

	科 目	決算額(千円)		増減額(千円)	増減率(%)
		令和4年度	令和3年度		
歳 入	使 用 料	16,159	12,475	3,684	29.5%
	手 数 料	1,019,061	1,014,926	4,135	0.4%
	国 庫 補 助 金	0	5,865	△5,865	皆減
	財 産 運 用 収 入	8,544	5,982	2,562	42.8%
	寄 附 金	607	375	232	61.9%
	基 金 繰 入 金	1,269,824	1,209,369	60,455	5.0%
	雜 入	1,151,770	916,794	234,976	25.6%
	市 債	660,300	3,200	657,100	20,634.4%
	計	4,126,265	3,168,986	957,279	30.2%
歳 出	清 掃 総 務 費	2,245,873	2,287,790	△ 41,917	△1.8%
	資 源 循 環 対 策 費	109,428	75,007	34,421	45.9%
	産 業 廃 物 対 策 費	9,671	17,992	△ 8,321	△46.2%
	収 集 業 務 費	1,747,425	1,715,226	32,199	1.9%
	環 境 施 設 費	2,825,416	2,080,895	744,521	35.8%
	戸塚環境センター整備事業費	958,893	63,077	895,816	1520.2%
	環 境 セ ン タ ー 費	4,480,449	4,439,471	40,978	0.9%
	リサイクル処理費	708,034	670,977	37,057	5.5%
	し 尿 処 理 費	319,669	220,566	99,103	44.9%
	計	13,404,857	11,571,002	1,833,855	15.8%

◎令和4年度清掃費歳入決算

(単位：円)

款	項	目	節	金額
使用料および手数料	使 用 料	環 境 衛 生 使 用 料	環境センター等使用料	3,136,277
			厚生会館使用料	1,053,340
			リサイクルプラザ使用料	2,005,806
			朝日環境センター余熱利用施設使用料	9,798,380
			衛生センター使用料	164,993
	手 数 料	環 境 衛 生 手 数 料	清掃手数料等	1,019,061,260
国 庫 支 出 金			循環型社会形成推進交付金	0
財 産 収 入			利子 お よ び 配 当 金	8,543,760
寄 附 金			基金利子	607,000
繰 入 金			環境施設整備基金繰入金	1,269,824,040
諸 収 入	雜 入	雜 入	環境衛生費雜入	1,151,769,710
市 債	市 債	環 境 衛 生 債	戸塚環境センター整備事業債	660,300,000
合 計				4,126,264,566

◎令和4年度清掃費歳出決算

(款) 衛生費 (項) 清掃費

(単位：円)

	清掃総務費	資源循環対策費	産業廃棄物対策費	収集業務費	環境施設費	戸塚環境センター整備事業費	環境センター費	リサイクル処理費	し尿処理費
報酬		1,471,320	1,254,120	1,592,497			3,663,072	1,224,720	
給料	1,096,024,951								
職員手当等	762,076,267	160,876	254,016	254,016			668,908	254,016	
共済費	387,767,970								
報償費		13,765,600					421,600	1,440,000	
旅費	3,684	147,114	381,455	58,254	100,670	241,734	948,741	19,160	17,945
需用費		1,327,102	832,324	61,308,973	564,185	201,544	916,158,769	96,700,054	79,665,402
役務費		144,910	120,716	2,572,913	445,860		3,408,480	2,511,145	464,795
委託料		43,196,482	6,416,300	1,679,839,279	13,904,000	77,451,000	2,350,497,214	355,303,766	140,005,718
使用料及び賃借料		617,300	361,818	1,289,048	768,809	310,710	6,088,326	4,588,176	782,166
工事請負費		31,086,000				880,683,000	1,179,482,040	63,704,300	93,995,000
原材料費									9,856
備品購入費			37,191	346,885	89,100		14,926,274	11,532,796	
負担金・補助及び交付金		17,511,000	13,200	162,800	8,000	5,000	4,084,228	170,756,190	4,728,020
償還金・利子及び割引料									0
積立金					2,809,178,000				
公課費					356,900		101,600		
小計	2,245,872,872	109,427,704	9,671,140	1,747,424,665	2,825,415,524	958,892,988	4,480,449,252	708,034,323	319,668,902
合計									13,404,857,370

(4) 清掃費に対する市民負担額

◎予 算

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
清 掃 費	8,954,453,000 円	9,452,137,000 円	10,022,181,000 円	12,656,856,000 円	13,387,841,000 円
清掃費(し尿処理費を除く)	8,693,997,000 円	9,194,907,000 円	9,787,340,000 円	12,336,407,000 円	13,129,720,000 円
行政区域内人口*	604,675 人	608,390 人	607,750 人	605,067 人	604,894 人
行政区域内世帯*	286,887 世帯	292,000 世帯	295,489 世帯	296,539 世帯	299,580 世帯
清掃費に対し1人あたり	14,809 円	15,536 円	16,490 円	20,918 円	22,133 円
清掃費(し尿処理費を除く)に対し1人あたり	14,378 円	15,114 円	16,104 円	20,388 円	21,706 円
清掃費に対し1世帯あたり	31,212 円	32,370 円	33,917 円	42,682 円	44,689 円
清掃費(し尿処理費を除く)に対し1世帯あたり	30,305 円	31,489 円	33,123 円	41,601 円	43,827 円

* 人口および世帯数は各年度4月1日現在

◎決 算

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
清 掃 費	8,406,361,514 円	8,665,182,078 円	9,118,658,049 円	11,571,001,794 円	13,404,857,370 円
清掃費(し尿処理費を除く)	8,177,154,147 円	8,417,130,124 円	8,874,063,652 円	11,350,435,695 円	13,085,188,468 円
行政区域内人口*	604,675 人	608,390 人	607,750 人	605,067 人	604,894 人
行政区域内世帯*	286,887 世帯	292,000 世帯	295,489 世帯	296,539 世帯	299,580 世帯
清掃費に対し1人あたり	13,902 円	14,243 円	15,004 円	19,124 円	22,161 円
清掃費(し尿処理費を除く)に対し1人あたり	13,523 円	13,835 円	14,602 円	18,759 円	21,632 円
清掃費に対し1世帯あたり	29,302 円	29,675 円	30,860 円	39,020 円	44,746 円
清掃費(し尿処理費を除く)に対し1世帯あたり	28,503 円	28,826 円	30,032 円	38,276 円	43,678 円

* 人口および世帯数は各年度3月31日現在

(5) 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物会計基準とは、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法で、「原価計算書」、「行政コスト計算書」、「資産・負債一覧」により、地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握する指標である。

団体名 年度		川口市 令和3年度
【株式第1号】		
一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表		
(令和4年3月31日現在)		
(単位：千円)		
【資産の部】		
1 有形固定資産		
(1) 土地	21,083,167,747	
(2) 旅館設備		
① 取得価額	40,840,515,822	
② 減価償却累計額	27,094,506,068	67,944,101,900
(3) 車両等		
① 取得価額	53,048,905	
② 減価償却累計額	34,009,795	87,058,700
(4) 建設仮勘定	0	
有形 固定 資 産 合 計	89,114,328,347	
2 無形固定資産		
(1) ソフトウェア	0	
(2) その他	0	
無 形 固 定 資 産 合 計	0	
3 その他		
	11,241,630	
資 産 合 計 a	89,125,569,977	
【負債の部】		
1 地方債	354,313	
2 長期未払金	0	
3 退職手当引当金	1,603,368	
4 その他	156,561	
負 債 合 計 b	2,114,242	
(差 引) 資 産 負 債 差 額	89,123,455,735	
(a - b) = c		

団体名 年度		川口市 令和3年度
【株式第3号】		
一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書		
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		
(単位：千円)		
【経常費用】		
1. 配理原価		
(1) 人件費	2,153,885	
(2) 物件費等	5,546,303	
(3) 移転費用	0	
合 計	7,700,188	
2. 管理費用		
(1) 人件費	363,898	
(2) 物件費等	0	
(3) 移転費用	0	
(4) その他管理費用	0	
合 計	363,898	
総 常 行 政 コ ス ト a	8,064,086	
構 成 比 (%)		
【経常収益】		
1. 使用料及び手数料		
(1) 指定袋・シール等販売収入	86,253	
(2) 直接搬入ごみ手数料	920,428	
(3) その他	16,010	
合 計	1,022,691	
2. 補助金等収入		
(1) 国県等手出金（運営費補助金等）	5,865	
(2) 【一部事務組合等】市区町村分担金（処理及び維持管理費）	0	
(3) その他	0	
合 計	5,865	
3. その他		
(1) 資源物等売却収入	391,059	
(2) 充電等収入	409,572	
(3) その他	1,331,893	
合 計	2,132,524	
総 常 収 益 合 計 b	3,161,080	
b/a (%)	39.20%	
(差 引) 純 常 行 政 コ ス ト c	4,903,006	
【経常外費用】		
1. 移転費用		
(1) 総合分担金等（建設・改良費）	1,391,518	
(2) その他	0	
合 計	1,391,518	
2. その他		
(1) 災害廃棄物処理事業経費	0	
(2) 資産除却損	0	
(3) その他	0	
合 計	0	
經 常 外 費 用 合 計	1,391,518	
【経常外収益】		
1. 施設整備補助金等収入		
(1) 国県等支出金（施設整備補助金）	0	
(2) 【一部事務組合等】市区町村分担金（建設・改良費）	0	
(3) その他	0	
合 計	0	
2. その他		
(1) 災害廃棄物処理事業収益	0	
(2) 資産売却益	0	
(3) その他	0	
合 計	0	
經 常 外 収 益 合 計	0	
(差 引) 純 行 政 コ ス ト d	6,294,524	

団体名 年度		川口市 令和3年度
【株式第2号】		
一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書		
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		
(単位：千円)		
【処理原価】		
	総 額	
		収集運搬
		生活系 事業系 小計
		中間処理（焼却・資源化等）
		生活系 事業系 小計
		最終処分（埋め立て）
		生活系 事業系 小計
1. 人件費		
(1) 職員給与費（一般職）	471,758	102,928
(2) 職員給与費（技能職）	1,406,695	1,063,599
(3) 退職手当引当金繰入額	141,499	87,871
(4) その他	133,933	83,173
小 計	2,153,885	1,337,571
		0 1,337,571 619,611 196,703 816,313 0 0 0
2. 物件費等		
(1) 処理費	1,168,713	58,722
(2) 委託費	4,377,590	1,645,174
(3) 減価償却費	0	0
(4) その他	0	0
小 計	5,546,303	1,703,896
		0 1,703,896 2,569,527 833,171 3,402,698 332,044 107,665 439,709
3. 移転費用		
(1) 総合分担金等（処理及び維持管理費）	0	0
(2) その他	0	0
小 計	0	0
処 理 原 価 合 計	7,700,188	3,041,467
構 成 比 率 (%)	39.5%	0.0% 39.5% 41.4% 13.4% 54.8% 4.3% 1.4% 5.7%

(6) 処理および維持管理費（環境省一般廃棄物処理実態調査結果）

◎ごみ処理事業の処理および維持管理費

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
収集運搬費（千円）	2,723,990	2,689,120	2,823,799	2,855,818	2,887,920
中間処理費（千円）	4,051,475	4,157,275	4,305,652	4,315,057	4,423,410
最終処分費（千円）	377,063	390,861	432,482	427,689	439,709
合 計 A (千円)	7,152,528	7,237,256	7,561,933	7,598,564	7,751,039
総 量 B (t)	169,584	169,803	172,077	172,039	169,426
t 当たり単価 A/B (円)	42,177	42,622	43,945	44,168	45,748
内訳	収集運搬 (円)	16,063	15,837	16,410	16,600
	中間処理 (円)	23,891	24,483	25,022	25,082
	最終処分 (円)	2,223	2,302	2,513	2,486

※ 令和 3 年度数値が最新版

◎し尿処理事業の処理および維持管理費

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
収集運搬費（千円）	17,030	16,224	15,601	15,497	15,014
中間処理費（千円）	199,656	215,348	222,288	219,337	197,285
最終処分費（千円）	28,161	25,732	24,596	24,268	21,777
合 計 A (千円)	244,847	257,304	262,485	259,102	234,076
総 量 B (kℓ)	38,590	38,920	37,167	36,498	36,572
kℓ当たり単価 A/B (円)	6,344	6,611	7,062	7,099	6,400
内訳	収集運搬 (円)	441	417	419	424
	中間処理 (円)	5,174	5,533	5,981	6,010
	最終処分 (円)	730	661	662	665

※ 令和 3 年度数値が最新版

(7) 一般廃棄物処理手数料の推移

ア 廃棄物処理手数料

◎し尿処理手数料の改定経過

区分	単位	S53.4.1	S56.4.1	S59.4.1	H元.4.1	H4.7.1	H7.7.1	H8.7.1	H9.4.1
普通世帯	月額1世帯につき	210円	270円	420円	430円	440円	440円	470円	480円
	月額1人につき	200円	210円	210円	210円	210円	210円	210円	220円
生活保護法により生活扶助を受けている世帯	1人につき	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円
事業所、寮その他多数の者が利用する施設	36ヶ月につき	210円	230円	250円	250円	260円	260円	260円	270円
改良便所※1	1槽につき	220円	220円	240円	240円	250円	250円	250円	260円

※ 沢み取りの回数は、原則として月2回とする。

※1 別に市長が指定する改良便所を使用する世帯については、便槽1槽につき、上記の金額を加算して徴収する。

◎その他の廃棄物処理手数料の改定経過

区分	単位	手数料の種別	S53.4.1	S59.4.1	H元.4.1	H4.7.1	H9.4.1	H13.4.1	H26.4.1	
家庭系廃棄物	粗大ごみ※1	1個につき	収集及び運搬						310円	
	自己搬入※2	重量100kgを超える場合、その越えるもの10kgにつき	処分	20円	30円	30円	30円	30円	30円	
		容量1m ³ を超える場合、その超えるもの1m ³ につき		600円	600円	610円	610円	630円	廃止	
	特定処理廃棄物※3	1個につき	収集及び運搬						310円	
			処分						310円	
	アコードイオンカーテン	1個につき	収集及び運搬						310円	
			処分						930円	
	スプリングマットレス、折り畳み式ベッド、電動式ベッド	1個につき	収集及び運搬						310円	
			処分						1,550円	
事業系一般廃棄物および一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物		重量10kgにつき	処分	40円	50円	60円	120円	120円	220円	
		容積1m ³ につき		900円	900円	920円	1,840円	1,870円	廃止	

区分		単位	手数料の種別	R5.4.1	
家庭系廃棄物 ※ 3	粗大ごみ※1	1個につき	収集及び運搬	310円	
	自己搬入※2	重量100kgを超える場合、その越えるもの10kgにつき	処分	廃止	
		容量1m ³ を超える場合、その超えるもの1m ³ につき			
		重量10kgにつき		100円	
	スキー板、スノーボード、サーフボード、ウインドサーフィンボード	1個につき	収集及び運搬	310円	
			処分	310円	
	アコードイオンカーテン	1個につき	収集及び運搬	310円	
			処分	930円	
	スプリングマットレス、折り畳み式ベッド、電動式ベッド	1個につき	収集及び運搬	310円	
			処分	1,550円	
事業系一般廃棄物および一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物		重量10kgにつき	処分	220円	
		容積1m ³ につき			

※ 市長の指定する粗大ごみで市が収集および運搬するもの(特定処理廃棄物を除く)

※ 市の処理施設に市民が直接搬入を行うもの(特定処理廃棄物を除く)

※ 市の処理施設では処理を行わない一般廃棄物のうち、上表中に掲げるもの

イ 動物死体処理手数料

◎動物死体処理手数料の改定経過

区分	単位	収集又は処分	S53.4.1 ※1	S59.4.1	H元.4.1	H4.7.1	H9.4.1	H26.4.1 ※2	R元.10.1 ※3
犬、猫及び その他の動物	1回につき	収集運搬手数料	500円	650円	660円	1,100円	1,120円	1,120円	1,140円
	1体につき	処分手数料	500円	650円	660円	1,100円	1,120円	4,300円	4,380円
	重量20キログラムを超える場合は20キロ グラムにつき	処分手数料	1,120円	1,120円	1,120円	1,120円	1,120円	廃止	廃止

※1 重量の異なる動物でも処分手数料が同じという矛盾を解消するため、重量制を取り入れ、1体あたりの重量が20kgを越える場合は、超えた分20kgにつき1,120円の処分手数料を加算することとした。

※2 愛玩用動物の死体は廃棄物処理法上の廃棄物には該当しないことから、同法の規定により市が処理責任を負う一般廃棄物とは異なること、また、民間事業者においても同様のサービスが行われていることを勘案し、市の負担している委託料に相当する4,300円／体とし、委託契約の形態に合わせ重量による加算を廃止した。

※3 消費税増税に伴い手数料を改定した。

ウ 一般廃棄物許可関係証明手数料

◎一般廃棄物許可関係証明手数料の改定経過

手数料の名称	S51.4.1	S59.4.1
一般廃棄物処理業許可申請手数料	3,000円	4,400円
一般廃棄物処理業許可証再交付手数料	3,000円	1,400円

3 処理施設

(1) 各施設の位置



- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 川口市役所・ 戸塚環境センター(焼却、破碎処理)・ 朝日環境センター(焼却処理)・ 鳩ヶ谷衛生センター(し尿処理)・ リサイクルプラザ(資源化処理)・ 収集業務課(事務所) | <ul style="list-style-type: none">川口市青木2丁目1番1号川口市大字藤兵衛新田290番地川口市朝日4丁目21番33号川口市八幡木3丁目18番地の11川口市朝日4丁目21番33号川口市青木3丁目16番1号 |
|---|---|

(2) ごみ焼却施設の概要

名 称		朝日環境センター
所 在 地		川口市朝日4丁目21番33号
敷 地 面 積		31,025.27m ² (リサイクルプラザ棟含)
建 築 模	建 物	地上5階・地下1階
	建 築 面 積	9,542.97m ²
	延 床 面 積	24,800.52m ²
焼 却 炉		A号炉・B号炉・C号炉
工 期	着 工	平成11年8月
	竣 工	平成14年11月
総 工 事 費		13,125,000千円
焼 却 能 力		420t/24h (140t/24h×3炉)
形 式		流動床式ガス化溶融炉
ごみピット容量		10,500 m ³
ごみクレーン		2基
ガス冷却設備		廃熱ボイラ
有害ガス除去設備		湿式(苛性ソーダ溶液による洗浄)・触媒脱硝
集塵装置		バグフィルタ
煙 突	外 筒	鉄筋コンクリート造 高さ100m
	内 筒	鋼製3本
排 水 处 理 設 備		凝集沈殿および生物処理
トラックスケール		3基(秤量50t×1基, 30t×2基)
受 電 電 壓		66kV
余熱利用設備	発 電	12,000 kW
	場 内	給湯
	場 外	リサイクルプラザ棟給湯

名 称		戸塚環境センター
所 在 地		川口市大字藤兵衛新田290番地
敷 地 面 積		51,865.8m ²
建 築 模	施 設	西 棟
	建 物	地上5階・地下1階
	建 築 面 積	4,714m ²
延 床 面 積		11,885m ²
焼 却 炉	3号炉	4号炉
工 期	着 工	昭和62年6月
	竣 工	平成2年1月
総 工 事 費	4,398,100千円	7,216,905千円
焼 却 能 力	150t/24h	150t/24h
形 式	全連続燃焼式ストーカー炉	
ごみピット容量	4,000 m ³	
ごみクレーン	2基	
ガス冷却設備	廃熱ボイラ	
有害ガス除去設備	半乾式(消石灰スラリー噴霧)	
集塵装置	バグフィルタ	
煙 突	外 筒	鉄筋コンクリート造 高さ59m
	内 筒	鋼製2本
通 風 設 備	平衡通風方式	
排 水 处 理 設 備	凝集沈殿および生物処理(回転円板法)	
トラックスケール	3基(秤量30t×2基, 秤量50t×1基)※破碎処理施設と共に用	
受 電 電 壓	66kV	
余熱利用設備	発 電	2,200 kW
	場 内	給湯・暖房
	場 外	厚生会館給湯
備 考	平成22年12月から平成25年2月まで戸塚環境センター西棟3・4号炉大規模改修工事を実施。 総工事費: 6,324,150千円 (クレーン改修工事含む)	

(3) 資源化施設の概要

名 称	リサイクルプラザ					
所 在 地	川口市朝日4丁目21番33号					
規 模	建 物	地上5階・地下1階				
	建 築 面 積	3, 551. 16 m ²				
	延 床 面 積	17, 483. 93 m ²				
工 期	着 工	平成11年12月				
	竣 工	平成14年11月				
総 工 事 費	6, 609, 750 千円					
資源化処理施設	びん類処理ライン	かん類処理ライン	ペットボトル処理ライン	プラスチック製容器包装等処理ライン		
処理能力	35 t / 5h	31 t / 5h	9 t / 5h	20 t / 5h		
啓発施設	名 称	リサイクルショップ、リサイクル工房	展示ホール	実習室	図書・ビデオライブラリー	研修室
	面 積	240 m ²	260 m ²	120 m ²	160 m ²	240 m ²
	設 備 等		・ごみ分別ゲーム ・燃料電池 ・新エネルギー設備説明 ・3R展示		DVD, VTR	・DVD ・OHC, PC, MD ・スライド、ラジオ、エクター ・4面マルチモニター
余熱利用施設	20mプール、幼児プール、男女別浴室、男女別サウナ、ジャグジー、ミストサウナ、露天風呂、リラックスゾーン、休憩室（日本間）					
	設 備	男女別ロッカー（各120個）、TV、自動販売機、自動券売機				
屋 上	新エネルギー設備					
	設 備	太陽光発電装置	太陽光採光装置	太陽熱集熱装置		
	性 能 等	最大出力：5.01kW	1基	採湯量：400ℓ/4h 給湯温度：35℃		
そ の 他	談話室			駐車場		
面 積 等	80 m ²			100台		

(4) 破碎処理施設の概要

名 称	戸塚環境センター粗大ごみ処理施設
所 在 地	川口市大字藤兵衛新田 290 番地
敷 地 面 積	51, 865. 8 m ² (ごみ焼却施設を含む)
建 築	施 設 管理事務所 工場棟
	建 物 地上 2 階
規 模	建 築 面 積 633 m ²
	延 床 面 積 969 m ²
工 期	着 工 昭和 49 年 1 月
	竣 工 昭和 50 年 2 月
総 工 事 費	390,097 千円
破 碎 処 理 能 力	75 t / 5 h
形 式	横型スイングハンマ方式
ピ ッ ト 容 量	120 m ³
ク レ ー シ ン	1 基
供 給 設 備	エプロンフィーダ 1.8m巾 × 約 17m長 1 基
押 込 供 給 装 置	コンプレッションフィーダ (防振装置付)
集 嘉 装 置	サイクロン, 濾過式集塵装置 (バグフィルタ) 併用
選 別 設 備	ドラム回転式磁選機 1 基 アルミ選別機 1 基
排 出 設 備	振動コンベヤ 1 基 可燃物コンベヤ型 3 基 磁性物コンベヤ型 2 基 アルミニウム搬出コンベヤ 2 基
通 風 設 備	平衡通風方式
貯 留 設 備	自立トランク直積式 (容量 15 m ³) 1 基
ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	3 基 (秤量 30 t × 2 基, 秤量 50 t × 1 基) ※焼却処理施設と共に用

(5) し尿処理施設の概要

名 称		鳩ヶ谷衛生センター
所在地		川口市八幡木3丁目18番地の11
敷地面積		19,755.03m ²
規 模	施 設	地上3階・地下1階
	建 築 面 積	1,272.337m ²
延 床 面 積		2,115.776m ²
処 理 方 式	前脱水+標準脱窒素処理+高度処理	
工 期	着 工	平成20年6月
	竣 工	平成22年3月
総 工 事 費		1,272,600千円
処 理 能 力	140kl/日(し尿28kl/日、浄化槽汚泥112kl/日)	
受 入 槽 容 量	し尿受入槽(25.8m ³)、浄化槽汚泥受入槽(86.0m ³)	
脱 臭 設 備	高濃度系：生物脱臭 中・低濃度系：薬剤洗浄+活性炭吸着(3,400kg)	
脱 水 設 備	電気浸透式(144.8kg-DS/h×3基)	
放 流 水 質	pH:5.8~8.6 BOD:20mg/l以下 SS:50mg/l以下 大腸菌群数:3,000個/c m ³ 以下(計画値)	
トラックスケール	1基(秤量25t)	

(6) 鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場の概要

名 称		鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場	
所 在 地		川口市八幡木3丁目18番地の11	
敷 地 面 積		2,681.42m ²	
建 築 規 模	施 設	計量棟	分別場
	建 物	鉄骨造 平屋建て	鉄骨造 平屋建て
	建 築 面 積	165m ²	464m ²
竣 工		平成30年3月	
総 工 事 費		232,762千円	

(7) 鳩ヶ谷ストックヤードの概要

名 称	鳩ヶ谷ストックヤード
所 在 地	川口市八幡木3丁目18番地の11
建 物	鉄骨造 平屋建て
建 築 面 積	384.85m ²
保 管 物	段ボール、再生粗大ごみ

(8) 南ストックヤードの概要

名 称	南ストックヤード	
所 在 地	川口市朝日5丁目4番1号	
敷 地 面 積	7,118m ²	
建 築 規 模	施 設	A 棟
	建 物	地上 1 階
	建 築 面 積	2,087.5 m ²
保 管 物	金属類・段ボール	

4 車両 (1) 課別車両保有台数

令和5年3月31日現在

区分	車種	保有台数										用途
		環境総務課	環境保全課	資源循環課	産業廃棄物対策課	環境施設課	新戸塚環境センター	収集業務課	戸塚環境センター	朝日環境セ	リサイクルプラザ	
	塵芥車 (2t)							7				7
	天然ガス自動車							6				6
	D P F 装着車							1				1
	塵芥車 (3t)							25				25
	天然ガス自動車							21				21
	D P F 装着車							2				2
	ハイブリッド自動車							1				1
	クリーンディーゼル自動車							1				1
	塵芥車 (2t)							21				21
	天然ガス自動車							7				7
	D P F 装着車							1				1
	ハイブリッド自動車							3				3
	クリーンディーゼル自動車							10				10
	塵芥車 (2t)							1				1
	ハイブリッド自動車							1				1
	平ボディー (2t)							5				5
	ハイブリッド自動車							2				2
	クリーンディーゼル自動車							3				3
	ダンプ (2t)							2				2
	ハイブリッド自動車							2				2
	D P F 装着車											
	軽トラック			1				1				2
	軽ダンプ							1				1
	軽バン							2				2
	電気自動車							2				2
	パキーム									1	1	し尿汲み取り(リース)
	塵芥車 (4t)							1	1			2
	D P F 装着車							1	1			2
	軽トラック								1	1		資源物運搬
	ダンプ (2t)								1	1		粗大ごみ等運搬(リース)
	ダンプ (4t)							1		1		粗大ごみ等運搬
	脱着装置付コンテナ専用車 (4t)							2	1	1	4	残さ運搬、粗大ごみ等運搬(うち1台はリース)
	脱着装置付コンテナ専用車 (3.5t)								1		1	残さ運搬、粗大ごみ等運搬
	汚泥吸引車							1			1	汚泥運搬
	スキットステアローダー							2			2	
	ホイルローダー								2	1	3	荷物積上運搬
	ショベルローダー									6	6	(リサイクルプラザのショベルローダー6台中2台はリース)
	ミニローダー								1		1	(リサイクルプラザのミニローダー8台中1台はリース)
	フォークリフト								1	1	8	11
	油圧ショベル								1			1
	乗用車	1	1	1	2	1	1	1	2			10
	ハイブリッド自動車		1	1		1	1	1	2			6
	プラグインハイブリッド自動車					1						1
	電気自動車				1							1
	燃料電池車	1										1
	ライトバン			2						1	3	事務連絡、点検機材運搬
	軽自動車	1	1	2	1			2		1	1	10
	ハイブリッド自動車							1				
	電気自動車	1										1
	保有車両合計	2	1	5	3	2	1	1	68	12	5	19
	環境対応車両	2		3	1	1	1	1	65	3	1	78
	D P F 装着車								4	1	1	6
	天然ガス自動車								34			34
	アイドリングストップ装置装着車			2								2
	ハイブリッド自動車			1		1		1	11	2		16
	プラグインハイブリッド自動車						1					2
	クリーンディーゼル自動車								14			14
	電気自動車	1			1				2			4
	燃料電池車	1										1
	その他の環境対応											

第3章 ごみ処理事業

1 概 説

現在、川口市では、市内で発生する一般廃棄物（併せて処理する産業廃棄物の木くず、繊維くず、および動物の死体の特定部位を含む）を処理している。

本市の一般廃棄物の排出量は、平成7年度に一時的に減少してからは、人口・世帯数の増加、小型焼却炉の廃止、ダイオキシン類対策等の理由から増加傾向にあったが、平成13年度に開始した粗大ごみ収集の有料化、「家電リサイクル法」の施行、および平成14年12月に開始した新分別収集などのごみ減量化の取り組みが効果をあげ、概ね減少傾向が続いた。しかし、経済の回復や本市の人口増加の影響等により、ごみ減量の速度は鈍化し、近年のごみ排出量は横ばいに近い状態となっている。なお、平成23・24年度の排出量については、平成23年10月の旧鳩ヶ谷市との合併による人口増等により増加した。令和4年度の排出量は175,568tであり、対前年度比97.4%であった。

家庭系一般廃棄物は、「一般ごみ」、「粗大ごみ」、「資源物」（びん、飲料かん、金属類、ペットボトル、繊維類、紙類、プラスチック製容器包装）、「有害ごみ」（蛍光管、水銀体温計など）、および「乾電池」の分別収集を実施しており、特に一般ごみおよび有害ごみの収集については、平成5年2月より定曜日の収集を実施している。

「一般ごみ」は、戸塚環境センターおよび朝日環境センターで焼却処理を行っている。戸塚環境センターでは、焼却灰をリサイクル可能な民間業者に処理を委託することで、セメントの原料や再生路盤材として活用している。また、朝日環境センターでは一般ごみと共に戸塚環境センターの焼却主灰（他所灰）を溶融スラグ化し、路盤材等の土木資材として再生利用することで、最終処分量の削減を図っている。有効利用できない焼却灰等については市内に最終処分場を保有していないことから、県内および県外の最終処分場に埋め立て処分を行っている。

「粗大ごみ」は、戸塚環境センター破碎処理施設で破碎処理後、破碎可燃物（残さ）については焼却処理を行っている。破碎処理の前には手選別により、小型家電、鉄、アルミ等の回収を行っている。破碎後は磁力等による機械選別により、鉄、アルミの回収を行っている。なお、再使用可能な粗大ごみはリサイクルプラザにて修理・再生の後、販売（オークション形式）を行っている。

「資源物」のうち、「びん」は、リサイクルプラザに搬入後、生きびん・白色びん・茶色びん・その他の色びんの4種類に選別し、生きびん・白色びん・一部茶色びんは再生資源業者に売却し、一部茶色びん・その他の色びんについては、指定法人である(公財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託している。また、選別しきれないガラスカレットについても資源として利用するため、市が独自に再商品化を委託しており、主に埋め戻し材など、砂の代替品として利用されている。

「飲料かん」は、リサイクルプラザに搬入後、スチールかん・アルミかんに選別し、圧縮処理後、再生資源業者に売却している。

「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」は、リサイクルプラザに搬入後、選別・圧縮して指定法人に再商品化を委託し、「ペットボトル」の一部については再生資源業者に売却している。

「紙製容器包装」は、リサイクルプラザに搬入後、選別・圧縮して再生資源業者に売却している。

「新聞紙」、「雑誌・雑紙」、「紙パック」は、リサイクルプラザに搬入後、選別し、それぞれ圧縮梱包して再生資源業者に売却している。

「繊維類」、「段ボール」は、リサイクルプラザに搬入し一時保管した後、再生資源業者に売却している。

「金属類」は、リサイクルプラザに搬入後、手選別により「小型家電」とその他の「金属類」に分別し、さらに、小型家電からは二次電池を取り除き、すべて再生資源業者に売却している。

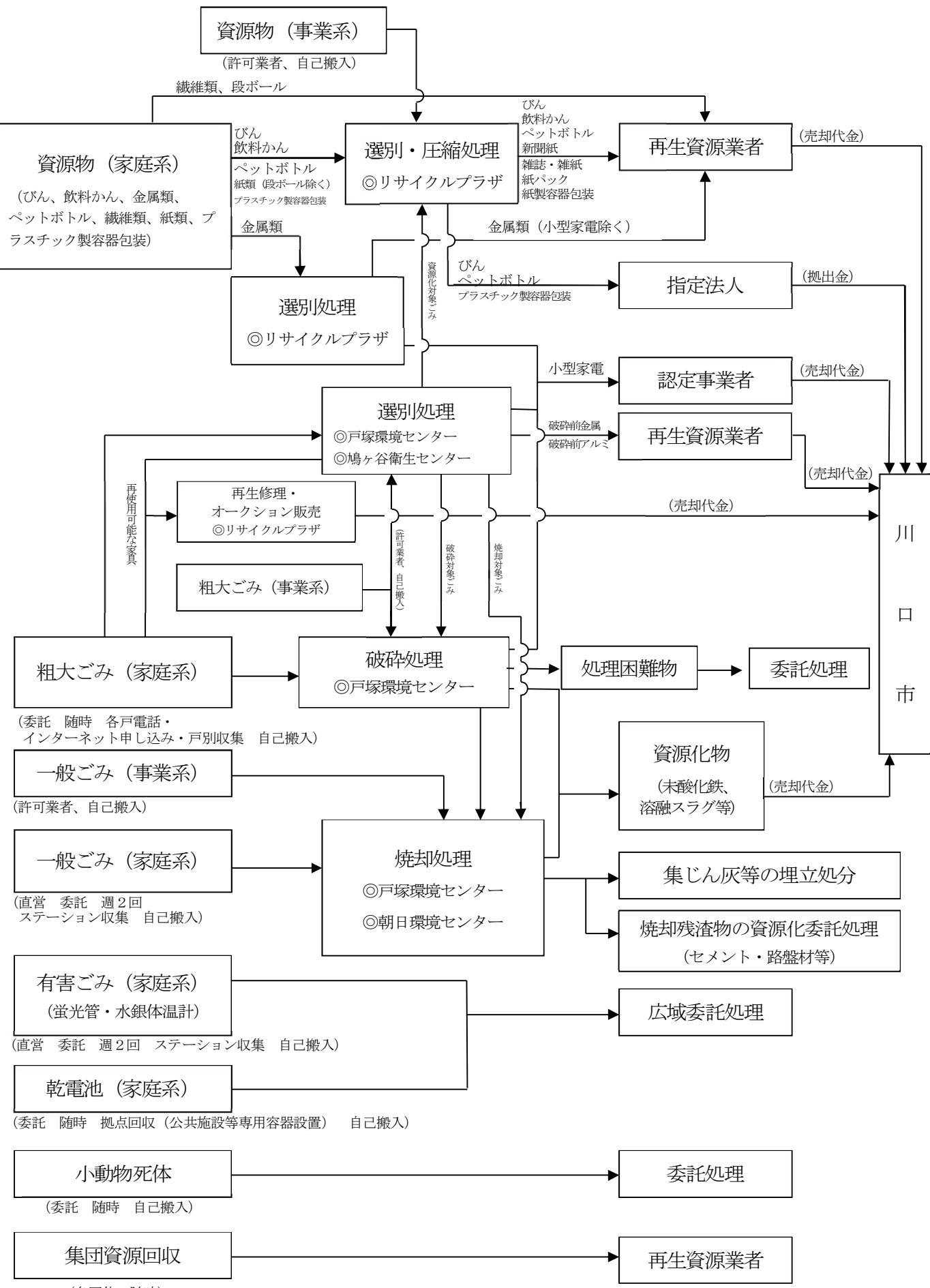
「有害ごみ」および「乾電池」は、県内他自治体と共に広域化委託処理を行っている。

鳩ヶ谷衛生センターに自己搬入された「粗大ごみ」は、その大きさや性状等により「破碎対象ごみ」「焼却対象ごみ」「破碎前金属」「小型家電」等に選別している。「破碎対象ごみ」は戸塚環境センターに搬入し、破碎処理を行っている。「焼却対象ごみ」は戸塚環境センターに搬入し、焼却処理を行っている。「破碎前金属」「小型家電」等は直接再生資源業者等に売却している。

なお、事業系一般廃棄物は、事業者が自らの責任によって適正に処理することになっているが、家庭系廃棄物と同様の分別体系で、自己搬入もしくは許可業者による収集運搬によって市の処理施設に受け入れている。受け入れに際しては10キログラムにつき220円の処理手数料を徴収している。

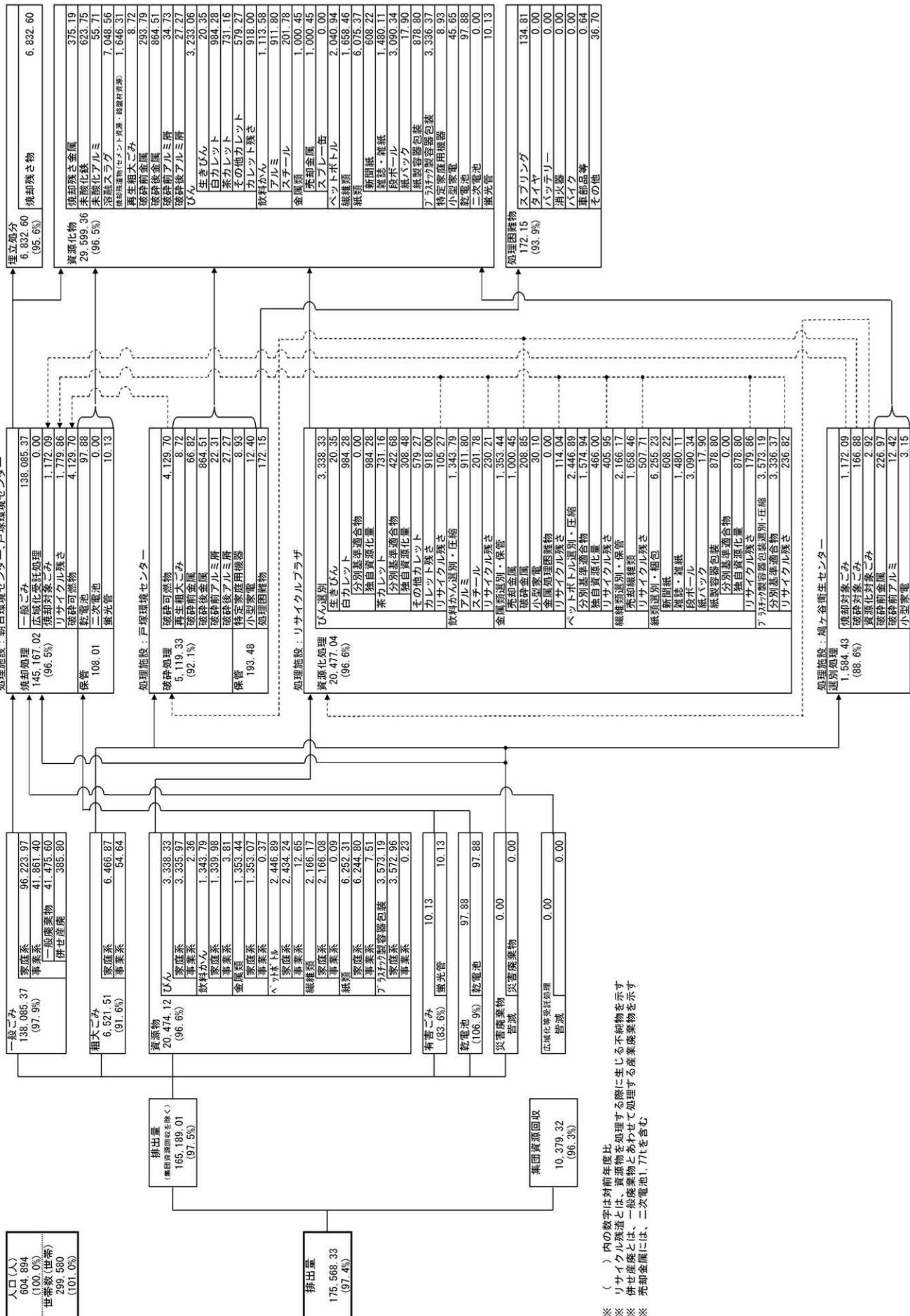
2 ごみ処理の工程概要

令和5年4月1日現在



3 令和4年度ごみ処理実績フローシート

「収集運搬」 + 「直接搬入」



※ () 内の数字は対前年度比
リサイクル残渣とは、資源物を処理する際に生じる不純物を示す
※ 併せ産廃とは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を示す
※ 焚却金属には、一般廃棄物と二次電池、71を含む

4 ごみの収集量・処理量

(1) ごみの分別および収集回数

◎ごみの分別について

種類		内容
集団資源回収		古紙類、繊維類
資源物	びん	飲料、酒、調味料などのガラスびん
	飲料かん	飲料かんのみ（ジュース、ビールなど）
	金属類	缶詰、ミルク、スプレーなどの缶、ねじ、やかん、なべ、フライパン、包丁などの金属製品トースター、炊飯器など小型の電気製品
	ペットボトル	飲料、酒、調味料などのペットボトル
	繊維類	衣類、毛布など
	紙類	新聞紙、雑誌・雑紙、紙パック、段ボール、紙製容器包装
	プラスチック製容器包装	プラマークがある、商品包装用のプラスチック製の容器・包装
粗大ごみ		1辺が40cmを超える大きさのもの（家具類・寝具類・その他）
一般ごみ		料理くず、残飯、果物の皮、茶がら、貝がら、ティッシュ、油紙、鞄、ビデオテープ、木製・プラスチック製おもちゃ、茶わん、皿、植木鉢、コップ、棒きれ、靴など
有害ごみ		蛍光管、水銀体温計などの水銀を含むもの
乾電池		乾電池（ボタン型電池、充電式電池〔二次電池〕は除く）

◎収集回数一覧

（令和5年4月1日現在）

種類		回数	備考
集団資源回収		随時	町会・自治会等の登録団体が実施
資源物	びん	月2回	透明袋で排出
	飲料かん		
	金属類		
	ペットボトル		
	繊維類		
	紙類（新聞紙、雑誌・雑紙、紙パック、段ボール、紙製容器包装）	月2回	直接ひもで縛って排出
	プラスチック製容器包装	週1回	透明袋で排出
粗大ごみ		随時	電話・インターネット申し込み、各戸収集
一般ごみ		週2回	透明又は白色半透明袋
有害ごみ（蛍光管、水銀体温計）		週2回	一般ごみと同時収集
乾電池		随時	拠点施設開館時常時、設置した専用ボックスに袋にいれずそのまま排出

(2) ごみ収集形態別収集量

(単位: t)

平成30年度	収集形態 種類	家庭系					事業系			合計
		直営	委託	自己搬入	拠点収集	小計	許可	自己搬入	小計	
	一般ごみ	35,551	61,151	3,191	-	99,893	40,487	4,213	44,700	144,593
	粗大ごみ	122	2,408	3,937	-	6,467	26	36	62	6,529
	びん	1,395	2,056	1	-	3,452	1	3	4	3,456
	飲料かん	594	755	5	-	1,354	1	4	5	1,359
	金属属類	3	1,391	13	-	1,407	0	0	0	1,407
	ペットボトル	900	1,223	7	-	2,130	1	2	3	2,133
	繊維類	732	1,041	77	-	1,850	0	1	1	1,851
	紙類	14	4,926	80	-	5,020	0	7	7	5,027
	プラスチック製容器包装	1,357	1,998	1	-	3,356	0	1	1	3,357
	有害ごみ	5	7	0	-	12	0	0	0	12
	乾電池	0	0	0	76	76	0	0	0	76
	計	40,673	76,956	7,312	76	125,017	40,516	4,267	44,783	169,800

(単位: t)

令和元年度	収集形態 種類	家庭系					事業系			合計
		直営	委託	自己搬入	拠点収集	小計	許可	自己搬入	小計	
	一般ごみ	35,612.02	61,931.71	3,182.43	-	100,726.16	40,511.55	4,478.14	44,989.69	145,715.85
	粗大ごみ	120.87	2,510.05	4,202.66	-	6,833.58	26.65	44.02	70.67	6,904.25
	びん	1,346.76	1,990.31	2.73	-	3,339.80	0.38	2.05	2.43	3,342.23
	飲料かん	599.97	765.14	6.49	-	1,371.60	0.21	3.98	4.19	1,375.79
	金属属類	3.07	1,428.93	13.59	-	1,445.59	0.00	0.00	0.00	1,445.59
	ペットボトル	912.89	1,243.33	7.08	-	2,163.30	1.07	2.19	3.26	2,166.56
	繊維類	787.83	1,132.03	88.81	-	2,008.67	0.00	0.13	0.13	2,008.80
	紙類	14.68	5,216.57	89.51	-	5,320.76	0.00	7.93	7.93	5,328.69
	プラスチック製容器包装	1,343.43	2,009.87	1.30	-	3,354.60	0.00	0.24	0.24	3,354.84
	有害ごみ	5.56	7.00	0.00	-	12.56	0.00	0.00	0.00	12.56
	乾電池	0.00	0.00	0.00	88.14	88.14	0.00	0.00	0.00	88.14
	計	40,747.06	78,234.94	7,594.60	88.14	126,664.76	40,539.86	4,538.68	45,078.54	171,743.30

(単位: t)

令和2年度	収集形態 種類	家庭系					事業系			合計
		直営	委託	自己搬入	拠点収集	小計	許可	自己搬入	小計	
	一般ごみ	36,099.18	63,198.11	2,612.79	-	101,910.08	36,802.48	4,134.30	40,936.78	142,846.86
	粗大ごみ	133.68	3,044.53	4,171.64	-	7,349.85	18.43	61.83	80.26	7,430.11
	びん	1,460.28	2,118.33	1.07	-	3,579.68	0.44	2.41	2.85	3,582.53
	飲料かん	662.17	845.93	3.18	-	1,511.28	2.33	4.43	6.76	1,518.04
	金属属類	3.32	1,651.92	11.85	-	1,667.09	0.00	0.00	0.00	1,667.09
	ペットボトル	992.68	1,340.89	3.71	-	2,337.28	4.51	1.45	5.96	2,343.24
	繊維類	985.88	1,369.80	71.53	-	2,427.21	0.00	0.02	0.02	2,427.23
	紙類	15.78	6,331.56	80.24	-	6,427.58	0.00	8.60	8.60	6,436.18
	プラスチック製容器包装	1,468.70	2,198.93	0.51	-	3,668.14	0.00	0.27	0.27	3,668.41
	有害ごみ	4.80	7.21	0.00	-	12.01	0.00	0.00	0.00	12.01
	乾電池	0.00	0.00	0.00	90.54	90.54	0.00	0.00	0.00	90.54
	計	41,826.47	82,107.21	6,956.52	90.54	130,980.74	36,828.19	4,213.31	41,041.50	172,022.24

(単位: t)

令和3年度	収集形態 種類	家庭系					事業系			合計
		直営	委託	自己搬入	拠点収集	小計	許可	自己搬入	小計	
	一般ごみ	35,305.42	61,708.27	2,573.20	-	99,586.89	37,405.03	4,003.30	41,408.33	140,995.22
	粗大ごみ	124.29	2,921.28	4,022.27	-	7,067.84	14.23	37.58	51.81	7,119.65
	びん	1,428.47	2,060.36	2.50	-	3,491.33	0.45	2.13	2.58	3,493.91
	飲料かん	633.16	811.94	2.85	-	1,447.95	0.40	4.67	5.07	1,453.02
	金属属類	3.18	1,509.82	18.09	-	1,531.09	0.00	0.00	0.00	1,531.09
	ペットボトル	1,029.16	1,408.20	4.66	-	2,442.02	9.67	1.74	11.41	2,453.43
	繊維類	933.26	1,275.06	96.98	-	2,305.30	0.00	0.49	0.49	2,305.79
	紙類	17.64	6,195.10	92.59	-	6,305.33	0.00	4.94	4.94	6,310.27
	プラスチック製容器包装	1,474.37	2,179.38	0.49	-	3,654.24	0.00	0.33	0.33	3,654.57
	有害ごみ	4.84	7.27	0.00	-	12.11	0.00	0.00	0.00	12.11
	乾電池	0.00	0.00	0.00	91.58	91.58	0.00	0.00	0.00	91.58
	計	40,953.79	80,076.68	6,813.63	91.58	127,935.68	37,429.78	4,054.69	41,484.96	169,420.64

(単位: t)

令和4年度	収集形態 種類	家庭系					事業系			合計
		直営	委託	自己搬入	拠点収集	小計	許可	自己搬入	小計	
	一般ごみ	34,479.03	59,623.60	2,121.34	-	96,223.97	37,948.38	3,913.02	41,861.40	138,085.37
	粗大ごみ	97.42	2,797.26	3,572.19	-	6,466.87	17.32	37.32	54.64	6,521.51
	びん	1,369.00	1,965.54	1.43	-	3,335.97	0.15	2.21	2.36	3,338.33
	飲料かん	583.71	754.39	1.88	-	1,339.98	0.01	3.80	3.81	1,343.79
	金属属類	3.80	1,333.17	16.10	-	1,353.07	0.00	0.37	0.37	1,353.44
	ペットボトル	1,029.08	1,400.53	4.63	-	2,434.24	11.75	0.90	12.65	2,446.89
	繊維類	880.98	1,201.11	83.99	-	2,166.08	0.00	0.09	0.09	2,166.17
	紙類	16.94	6,142.49	85.37	-	6,244.80	0.00	7.51	7.51	6,252.31
	プラスチック製容器包装	1,331.96	2,240.59	0.41	-	3,572.96	0.00	0.23	0.23	3,573.19
	有害ごみ	4.05	6.08	0.00	-	10.13	0.00	0.00	0.00	10.13
	乾電池	0.00	0.00	0.00	97.88	97.88	0.00	0.00	0.00	97.88
	計	39,795.97	77,464.76	5,887.34	97.88	123,245.95	37,977.61	3,965.45	41,943.06	165,189.01

※各年度の収集量には、災害廃棄物を含まない。

(3) 令和4年度月別ごみ収集量

	トン表示	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排出量(集団資源回収を除く)	165,189.01	165,189,010	14,001,550	14,963,920	13,904,940	13,665,120	14,497,720	13,949,550	13,604,370	13,589,710	14,632,550	13,624,690	11,422,550	13,332,340	
一般ごみ	138,085.37	138,085,370	11,538,210	12,548,550	11,598,860	11,509,760	12,166,210	11,748,320	11,362,900	11,382,810	12,185,950	11,324,970	9,538,350	11,180,480	
家庭系	96,223.97	96,223,970	8,085,980	8,967,360	7,823,650	7,859,350	8,533,020	8,160,130	7,759,390	7,930,450	8,535,290	8,195,630	6,611,480	7,762,240	
直営	34,479.03	34,479,028	2,896,048	3,222,740	2,791,730	2,818,030	3,054,580	2,918,544	2,776,800	2,849,460	3,067,906	2,906,160	2,387,660	2,789,370	
委託	59,623.60	59,623,602	4,980,902	5,526,910	4,827,160	4,887,200	5,274,590	5,056,356	4,791,310	4,883,520	5,284,904	5,097,440	4,157,110	4,856,200	
自己搬入	2,121.34	2,121,340	209,030	217,710	204,760	154,120	203,850	185,230	191,280	197,470	182,480	192,030	66,710	116,670	
事業系	41,861.40	41,861,400	3,452,230	3,581,190	3,775,210	3,650,410	3,633,190	3,588,190	3,603,510	3,452,360	3,650,660	3,129,340	2,926,870	3,418,240	
許可	37,948.38	37,948,380	3,212,310	3,288,850	3,265,920	3,222,890	3,287,810	3,178,040	3,163,130	3,081,450	3,345,430	2,949,100	2,733,160	3,220,290	
自己搬入	3,913.02	3,913,020	239,920	292,340	509,290	421,520	345,380	410,150	440,380	370,910	305,230	180,240	193,710	197,950	
うち併せ産廃	385.80	385,800	36,340	31,050	31,020	33,630	44,860	33,470	43,490	34,200	33,770	16,670	21,960	25,340	
粗大ごみ	6,521.51	6,521,510	555,800	640,020	548,640	475,240	587,620	507,140	539,170	562,720	596,690	609,780	361,830	536,860	
家庭系	6,466.87	6,466,870	552,030	633,170	544,280	472,390	585,610	504,530	535,310	558,600	593,200	607,510	350,960	529,280	
直営	97.42	97,420	10,070	9,960	9,720	7,800	7,880	7,950	7,300	8,030	7,340	6,760	6,970	7,640	
委託	2,797.28	2,797,260	234,030	251,640	229,920	213,810	237,180	222,420	240,360	237,860	252,020	211,220	198,350	268,450	
自己搬入	3,572.19	3,572,190	307,930	371,570	304,640	250,780	340,550	274,160	287,650	312,710	333,840	389,530	145,640	253,190	
事業系	54.64	54,640	3,770	6,850	4,360	2,850	2,010	2,610	3,860	4,120	3,490	2,270	10,870	7,580	
許可	17.32	17,320	1,740	1,640	2,460	970	600	710	1,830	1,250	920	1,280	950	2,970	
自己搬入	37.32	37,320	2,030	5,210	1,900	1,880	1,410	1,900	2,030	2,870	2,570	990	9,920	4,610	
資源物	20,474.12	20,474,120	1,861,040	1,775,350	1,757,440	1,680,120	1,743,890	1,691,100	1,702,300	1,644,180	1,793,340	1,689,940	1,522,370	1,613,050	
びん(残さ含)	3,338.33	3,338,330	289,870	279,100	279,640	277,470	276,990	285,920	266,110	252,240	287,400	326,510	268,050	249,030	
家庭系	3,335.97	3,335,970	3,335,970	289,760	278,960	279,430	277,260	276,750	285,580	265,990	252,050	287,260	326,370	267,910	248,650
直営	1,369.00	1,369,000	118,770	114,520	115,890	112,880	113,670	118,360	107,480	104,750	117,710	133,780	109,710	101,480	
委託	1,965.54	1,965,540	170,940	164,300	163,310	164,180	162,980	167,090	158,390	147,230	169,420	192,380	158,160	147,160	
自己搬入	1.43	1,430	50	140	230	200	100	130	120	70	130	210	40	10	
事業系	2.36	2,360	110	140	210	210	240	340	120	190	140	140	380		
許可業者	0.15	150	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0	0	40	
自己搬入	2.21	2,210	110	140	210	100	240	340	120	190	140	140	340		
飲料かん(残さ含)	1,343.79	1,343,790	116,780	111,610	114,560	119,190	119,460	123,690	114,630	103,390	108,520	110,580	102,540	98,840	
家庭系	1,339.98	1,339,980	116,410	111,210	114,280	118,970	119,200	123,300	114,390	102,910	108,310	110,320	102,220	98,460	
直営	583.71	583,710	50,600	48,490	50,030	51,760	51,810	53,100	49,980	45,050	47,300	48,050	44,520	43,020	
委託	754.39	754,390	65,650	62,560	64,120	66,990	67,110	69,940	64,250	57,780	60,760	62,140	57,680	55,410	
自己搬入	1.88	1,880	160	160	130	220	280	260	160	80	250	130	20	30	
事業系	3.81	3,810	370	400	280	220	260	390	240	480	210	260	320	380	
許可業者	0.01	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
自己搬入	3.80	3,800	370	400	280	220	260	390	240	480	210	260	320	370	
金属類	1,353.44	1,353,440	121,390	115,670	105,260	100,260	108,750	118,950	117,980	106,350	134,000	116,050	108,780	100,000	
家庭系	1,353.07	1,353,070	121,390	115,670	105,260	100,040	108,750	118,950	117,980	106,350	134,000	116,050	108,780	99,850	
直営	3.80	3,800	270	320	260	220	330	260	270	380	410	380	320	380	
委託	1,333.17	1,333,170	119,800	113,550	103,800	98,470	106,870	117,280	116,220	104,470	131,690	113,880	108,030	99,110	
自己搬入	16.10	16,100	1,320	1,800	1,200	1,350	1,550	1,410	1,490	1,500	1,900	1,790	430	360	
事業系	0.37	370	0	0	0	220	0	0	0	0	0	0	0	150	
許可業者	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自己搬入	0.37	370	0	0	0	220	0	0	0	0	0	0	0	150	
ペットボトル	2,446.89	2,446,890	203,400	198,580	213,760	248,050	248,380	243,980	212,050	179,740	183,630	176,900	168,510	169,910	
家庭系	2,434.24	2,434,240	202,530	197,530	212,600	247,040	246,930	242,960	211,090	178,670	182,590	175,830	167,740	168,730	
直営	1,029.08	1,029,080	86,040	83,100	90,550	103,720	103,590	102,640	88,130	75,380	77,980	73,970	71,610	72,370	
委託	1,400.53	1,400,530	116,180	113,850	121,840	142,770	142,780	139,800	122,580	102,950	104,150	101,480	95,970	96,180	
自己搬入	4.63	4,630	310	580	210	550	560	520	380	340	460	380	160	180	
事業系	12.65	12,650	870	1,050	1,160	1,010	1,450	1,020	960	1,070	1,040	1,070	770	1,180	
許可業者	11.75	11,750	870	1,000	890	1,000	1,280	950	960	1,050	940	1,030	750	1,030	
自己搬入	0.90	900	0	50	270	10	170	70	0	20	100	40	20	150	
繊維類	2,166.17	2,166,170	239,730	258,200	191,010	144,280	128,950	135,990	224,160	199,930	189,000	163,650	124,430	166,840	
家庭系	2,166.08	2,166,080	239,730	258,200	191,010	144,250	128,890	135,990	224,160	199,930	189,000	163,650	124,430	166,840	
直営	880.98	880,980	97,180	105,480	79,890	58,410	53,120	54,790	93,160	82,030	76,080	64,770	49,670	66,400	
委託	1,201.11	1,201,110	133,500	142,970	103,860	80,590	69,530	74,930	123,240	109,940	106,300	89,190	72,130	94,930	
自己搬入	83.99	83,990	9,050	9,750	7,260	5,250	6,240	6,270	7,760	7,960	6,620	9,690	2,630	5,510	
事業系	0.09	90	0	0	0	30	60	0	0	0	0	0	0	0	
許可業者	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自己搬入	0.09	90	0	0	0	30	60	0	0	0	0	0	0	0	
紙類	6,252.31	6,252,310	608,260	529,720	509,040	510,570	515,590	509,750	497,910	469,830	607,750	512,720	485,710	495,460	
家庭系	6,244.80	6,244,800	605,710	528,030	508,670	510,450	515,190	509,620	497,670	469,750	606,850	512,350	485,430	495,080	
直営	16.94	16,940	1,750	1,520	1,420	1,290	1,350	1,350	1,360	1,510	1,700	1,300	1,040	1,350	
委託	6,142.49	6,142,490	594,030	518,240	500,840	503,210	506,130	500,580	489,500	460,150	597,170	503,410	480,910	488,320	
自己搬入	85.37	85,370	9,930	8,270	6,410	5,950	7,710	7,690	6,810	8,090	7,980	7,640	3,480	5,410	
事業系	7.51	7,510	2,550	1,690	370										

(4) 令和4年度月別中間処理量・最終処分量

	トン表示	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
焼却処理	145,167.02	145,167.020	12,170,360	13,245,680	12,201,290	12,046,680	12,789,230	12,294,840	11,983,300	11,991,980	12,821,880	11,966,760	9,937,800	11,717,220
一般ごみ	138,085.37	138,085.370	11,538,210	12,548,550	11,598,860	11,509,760	12,166,210	11,748,320	11,362,900	11,322,810	12,185,950	11,324,970	9,538,350	11,180,480
うち併せ産廃	385.80	385,800	36,340	31,050	31,020	33,630	44,860	33,470	43,490	34,200	33,770	16,670	21,960	25,340
広域化等受託処理	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却対象ごみ	1,172.09	1,172,090	100,780	125,370	97,380	80,940	112,150	85,940	90,890	97,590	104,320	126,190	63,120	87,420
リサイクル残さ	1,779.86	1,779,860	177,610	170,280	160,550	155,690	136,240	143,100	170,230	155,120	153,580	140,290	119,980	97,190
破碎可燃物	4,129.70	4,129,700	353,760	401,480	344,500	300,290	374,630	317,480	359,280	356,460	378,030	375,310	216,350	352,130
委託処理	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破碎処理	5,119.33	5,119,330	437,920	488,840	437,010	367,940	455,110	397,350	441,680	446,320	471,330	432,710	305,530	437,590
再生粗大ごみ	8.72	8,720	610	1,300	500	700	680	650	1,150	690	470	460	1,100	410
破碎前金属	66.82	66,820	6,130	2,170	4,860	0	1,370	14,660	2,580	2,110	2,540	25,470	2,410	2,520
破碎後金属	864.51	864,510	73,410	78,380	82,580	66,410	73,460	59,990	75,130	80,920	85,890	28,590	81,420	78,330
破碎前アルミ屑	22.31	22,310	1,410	2,840	1,790	540	2,400	2,120	1,030	3,230	1,330	2,880	1,420	1,320
破碎後アルミ屑	27.27	27,270	2,600	2,670	2,780	0	2,570	2,450	2,510	2,910	3,070	0	2,830	2,880
破碎可燃物	4,129.70	4,129,700	353,760	401,480	344,500	300,290	374,630	317,480	359,280	356,460	378,030	375,310	216,350	352,130
委託処理	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理困難物	172.15	172,150	14,580	18,160	12,080	15,490	15,940	13,890	12,770	14,340	13,530	15,400	8,710	17,260
特定家庭用機器	8.93	8,930	0	0	830	900	0	1,000	910	1,040	1,050	1,980	0	1,220
小型家電	12.40	12,400	0	0	0	3,640	0	0	3,010	0	0	3,310	0	2,440
乾電池	97.88	97,880	44,370	0	0	0	0	0	0	0	53,510	0	0	0
二次電池	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛍光管	10.13	10,130	2,130	0	0	0	2,990	0	0	3,060	0	0	1,950	
資源化処理	20,477.04	20,477,038	1,872,335	1,804,273	1,757,269	1,628,317	1,740,151	1,746,086	1,647,331	1,644,769	1,746,654	1,696,521	1,514,432	1,678,900
びん	3,338.33	3,338,330	291,745	261,521	307,431	275,959	264,425	275,975	278,647	252,016	281,362	302,601	292,128	254,520
生きびん	20.35	20,350	2,076	1,512	1,512	1,462	2,076	1,440	1,862	1,716	1,872	1,030	2,076	
白カレット	984.28	984,280	79,430	72,200	81,790	76,920	69,420	81,270	81,570	77,940	99,170	94,710	90,590	79,270
分別基準適合物	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独自資源化量	984.28	984,280	79,430	72,200	81,790	76,920	69,420	81,270	81,570	77,940	99,170	94,710	90,590	79,270
茶カレット	731.16	731,160	61,340	51,030	68,170	60,690	60,040	58,330	62,740	59,080	69,880	63,770	59,950	56,140
分別基準適合物	422.68	422,680	35,290	25,750	43,920	33,470	32,900	32,820	38,090	34,420	42,420	38,910	35,190	29,500
独自資源化量	308.48	308,480	26,050	25,280	24,250	27,220	27,140	25,510	24,650	27,460	24,860	24,760	26,640	
その他カレット	579.27	579,270	51,690	38,820	46,780	42,860	36,840	45,750	46,030	49,290	54,870	67,480	56,820	42,040
かわら残さ(資源化)	918.00	918,000	87,000	88,000	99,000	85,000	87,000	80,000	78,000	56,000	47,000	67,000	77,000	67,000
リサイクル残さ	105.27	105,270	10,209	9,959	10,179	9,027	9,049	9,185	8,445	7,990	8,726	7,769	6,738	7,994
飲料瓶	1,343.79	1,343,788	110,036	106,510	128,459	105,220	126,599	126,476	100,318	111,362	113,593	101,539	98,994	114,682
アルミ	911.80	911,800	75,910	73,190	83,090	69,680	83,030	90,360	64,040	78,630	75,010	68,650	76,330	73,880
スチール	201.78	201,780	11,800	11,540	23,110	15,800	23,780	16,030	17,810	15,260	19,500	15,900	7,930	23,320
リサイクル残さ	230.21	230,200	22,326	21,780	22,259	19,740	19,789	20,086	18,468	17,472	19,083	16,989	14,734	17,482
金属類	1,353.44	1,353,440	106,340	123,139	102,127	97,909	114,043	109,980	130,189	110,195	109,673	105,176	119,909	124,760
金属類(売却)	1,000.45	1,000,450	76,150	91,020	71,550	76,660	82,300	90,820	90,560	81,120	81,960	89,090	82,510	86,710
金属類(破碎処理)	208.85	208,850	16,200	18,700	16,680	11,470	18,640	9,210	27,620	17,810	15,810	4,540	26,780	25,390
小型家電	30.10	30,100	2,930	2,630	2,870	0	3,300	0	2,860	2,610	2,450	3,130	3,320	4,000
金属処理困難物	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リサイクル残さ	114.04	114,040	11,060	10,789	11,027	9,779	9,803	9,950	9,149	8,655	9,453	8,416	7,299	8,660
ペットボトル	2,446.89	2,446,890	192,490	204,886	212,422	234,270	252,965	245,620	208,937	181,580	182,792	185,458	157,762	187,908
分別基準適合物	1,574.94	1,574,940	97,540	110,630	123,500	149,520	168,220	167,210	145,970	126,590	119,450	125,770	107,700	132,840
独自資源化量	466.00	466,000	55,580	55,650	49,670	49,940	49,850	42,990	30,400	24,180	29,690	29,730	24,080	24,240
処理困難物	1,000.45	1,000,450	76,150	91,020	71,550	76,660	82,300	90,820	90,560	81,120	81,960	89,090	82,510	86,710
繊維類	2,166.17	2,166,170	260,484	262,446	193,411	146,779	151,071	151,469	163,732	201,481	178,523	162,547	125,130	169,097
繊維類(売却)	1,658.46	1,658,460	211,100	215,100	148,770	103,490	113,190	111,680	116,400	158,350	135,820	123,540	91,770	129,250
リサイクル残さ	507.71	507,710	49,384	47,346	44,641	43,289	37,881	39,789	47,332	45,131	42,703	39,007	33,360	39,847
紙類	6,255.23	6,255,230	609,863	536,156	520,711	485,203	525,901	517,323	493,959	487,321	603,220	503,423	453,332	518,819
新聞紙	608.22	608,220	56,450	56,790	55,220	47,500	56,760	52,090	43,310	46,570	58,740	43,580	47,270	43,940
雑誌・雑紙	1,480.11	1,480,110	181,690	131,120	116,510	93,440	106,090	120,140	118,420	111,610	141,490	106,970	106,080	146,550
段ボール	3,090.34	3,090,340	275,090	255,320	253,660	263,160	269,800	261,930	251,140	236,540	301,590	263,240	228,440	230,430
紙パック	17.90	17,900	1,950	1,590	1,620	1,380	1,820	1,710	1,400	1,390	1,260	1,130	1,090	1,090
紙製容器包装	878.80	878,800	77,240	74,320	76,370	64,060	76,410	65,650	64,950	77,550	85,100	75,100	58,900	83,150
分別基準適合物	878.80	878,800	77,240	74,320	76,370	64,060	76,410	65,650	64,950	77,550	85,100	75,100	58,900	83,150
独自資源化量	179.86	179,860	17,443	17,016	17,391	15,423	15,461	14,429	13,651	14,910	13,910	13,273	11,512	13,659
プリカット製容器包装	3,573.19	3,573,189	301,377	309,815	292,708	282,977	305,147	319,243	271,549	300,814	277,491	335,777	267,177	309,114
分別基準適合物	3,336.37	3,336,370	278,410	287,410	269,810	262,670	284,790	298,580	252,550	282,840	257,860	318,300	252,020	291,130
リサイクル残さ	236.82	236,819	22,967	22,405	22,898	20,307	20,357	20,663	18,999	19,747	19,631	17,477	15,157	17,984
資源化物	20,599.36	20,599,360	2,677,096	2,473,622	2,511,917	2,374,972	2,557,688	2,631,680	2,229,012	2,404,026	2,472,956	2,340,882	2,433,230	2,486,286
焼却残さ金属	375.19	375,190	9,290	19,430	20,700	38,540	58,070	76,850	29,226					

(5) 年度別排出量

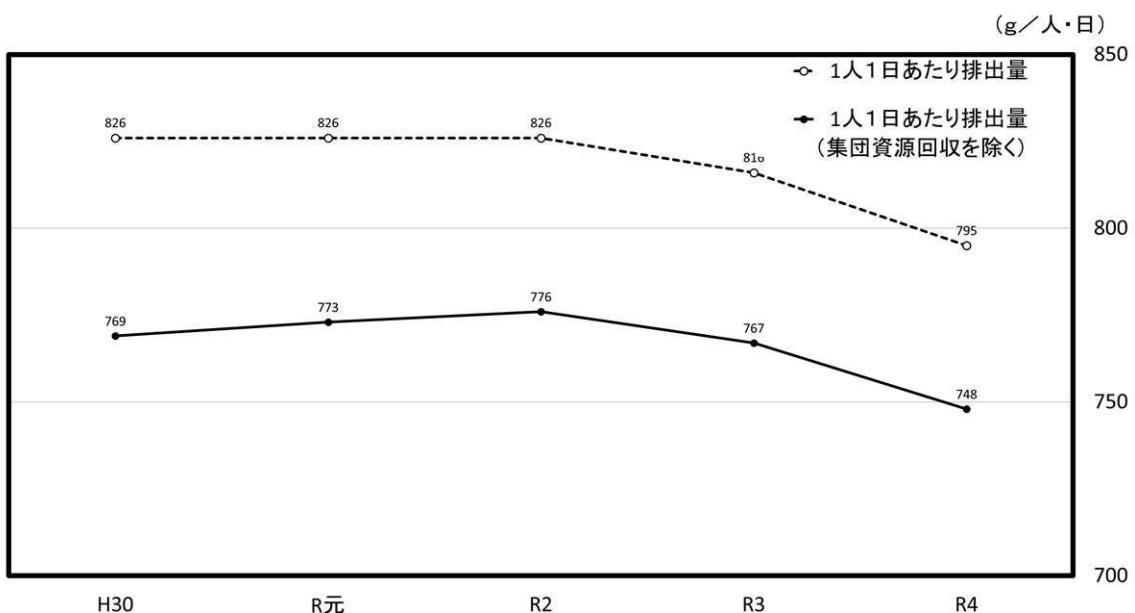
◎分類別排出量の推移

(単位: t)

	H30	R元	R 2	R 3	R 4
排 出 量	182,207	183,899.20	183,142.39	180,204.75	175,568.33
排出量 (集団資源回収を除く)	169,803	172,076.62	172,039.11	169,425.94	165,189.01
一 般 ご み	144,593	145,175.85	142,846.86	140,995.22	138,085.37
粗 大 ご み	6,529	6,904.25	7,430.11	7,119.65	6,521.51
資 源 物	18,590	19,022.50	21,642.72	21,202.08	20,474.12
有 害 ご み	12	12.56	12.01	12.11	10.13
乾電池(拠点収集)	76	88.14	90.54	91.58	97.88
災 害 廃 棄 物	3	333.32	16.87	5.30	0
集団資源回収	12,404	11,822.58	11,103.29	10,778.81	10,379.32
人 口 (人)	604,675	608,390	607,750	605,067	604,894
世 帯 数 (世 帯)	286,887	292,000	295,489	296,539	299,580
1 人 1 日あたり排出量(g/人・日)	826	826	826	816	795
1 人 1 日あたり排出量(g/人・日) (集団資源回収を除く)	769	773	776	767	748
1 世帯 1 日あたり排出量(g/人・日)	1,740	1,721	1,698	1,665	1,606
1 世帯 1 日あたり排出量(g/人・日) (集団資源回収を除く)	1,622	1,610	1,595	1,565	1,511

※ 人口、世帯数は次年度4月1日の値

◎1人1日あたり排出量の推移



◎家庭系・事業系排出量の推移

(単位: t)

	H30	R元	R2	R3	R4
排出量 (家庭系と事業系の合計)	182,207	183,899.20	183,142.39	180,204.75	175,568.33
排出量(集団資源回収を除く)	169,803	172,076.62	172,039.11	169,425.94	165,189.01
一般ごみ	144,593	145,715.85	142,846.86	140,995.22	138,085.37
粗大ごみ	6,529	6,904.25	7,430.11	7,119.65	6,521.51
びん	3,456	3,342.23	3,582.53	3,493.91	3,338.33
飲料かん	1,359	1,375.79	1,518.04	1,453.02	1,343.79
金属属類	1,407	1,445.59	1,667.09	1,531.09	1,353.44
ペットボトル	2,133	2,166.56	2,343.24	2,453.43	2,446.89
繊維類	1,851	2,008.80	2,427.23	2,305.79	2,166.17
紙類	5,027	5,328.69	6,436.18	6,310.27	6,252.31
フ。ラスチック製容器包装	3,357	3,354.84	3,668.41	3,654.57	3,573.19
乾電池	76	88.14	90.54	91.58	97.88
蛍光管	12	12.56	12.01	12.11	10.13
災害廃棄物	3	333.32	16.87	5.30	0
集団資源回収	12,404	11,822.58	11,103.29	10,778.81	10,379.32
家庭系排出量	137,421	138,487.34	142,084.03	138,714.49	133,625.27
家庭系排出量 (集団資源回収を除く)	125,017	126,664.76	130,980.74	127,935.68	123,245.95
一般ごみ	99,893	100,726.16	101,910.08	99,586.89	96,223.97
粗大ごみ	6,467	6,833.58	7,349.85	7,067.84	6,466.87
びん	3,452	3,339.80	3,579.68	3,491.33	3,335.97
飲料かん	1,354	1,371.60	1,511.28	1,447.95	1,339.98
金属属類	1,407	1,445.59	1,667.09	1,531.09	1,353.07
ペットボトル	2,130	2,163.30	2,337.28	2,442.02	2,434.24
繊維類	1,850	2,008.67	2,427.21	2,305.30	2,166.08
紙類	5,020	5,320.76	6,427.58	6,305.33	6,244.80
フ。ラスチック製容器包装	3,356	3,354.60	3,668.14	3,654.24	3,572.96
乾電池	76	88.14	90.54	91.58	97.88
蛍光管	12	12.56	12.01	12.11	10.13
集団資源回収	12,404	11,822.58	11,103.29	10,778.81	10,379.32
事業系排出量	44,783	45,078.54	41,041.50	41,484.96	41,943.06
一般ごみ	44,700	44,989.69	40,936.78	41,408.33	41,861.40
粗大ごみ	62	70.67	80.26	51.81	54.64
びん	4	2.43	2.85	2.58	2.36
飲料かん	5	4.19	6.76	5.07	3.81
金属属類	0	0	0	0	0.37
ペットボトル	3	3.26	5.96	11.41	12.65
繊維類	1	0.13	0.02	0.49	0.09
紙類	7	7.93	8.60	4.94	7.51
フ。ラスチック製容器包装	1	0.24	0.27	0.33	0.23
災害廃棄物	3	333.32	16.87	5.30	0

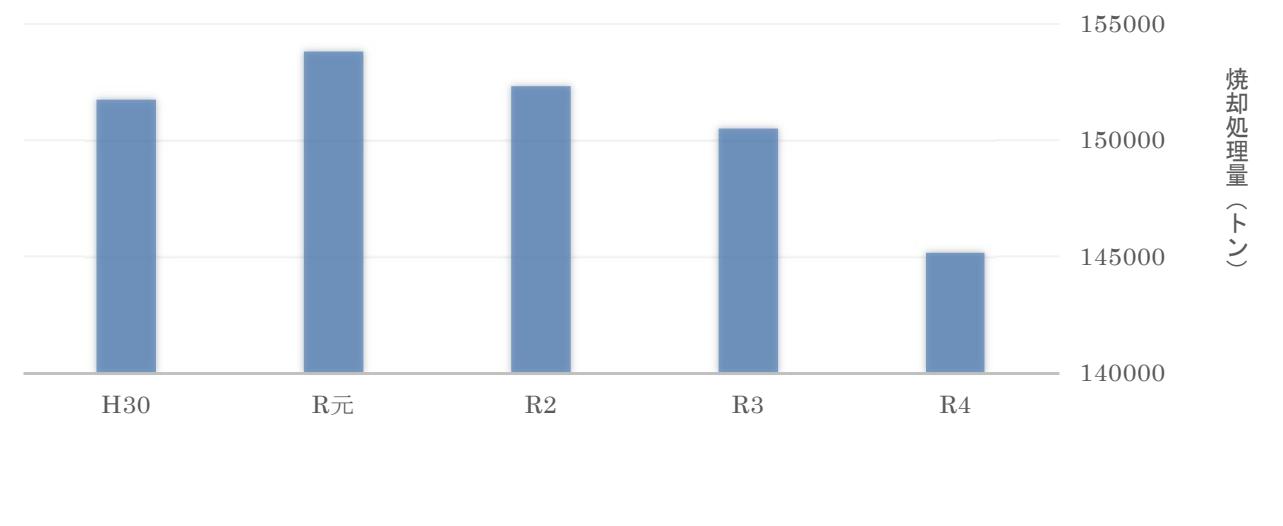
◎中間処理量・最終処分量の推移

(単位: t)

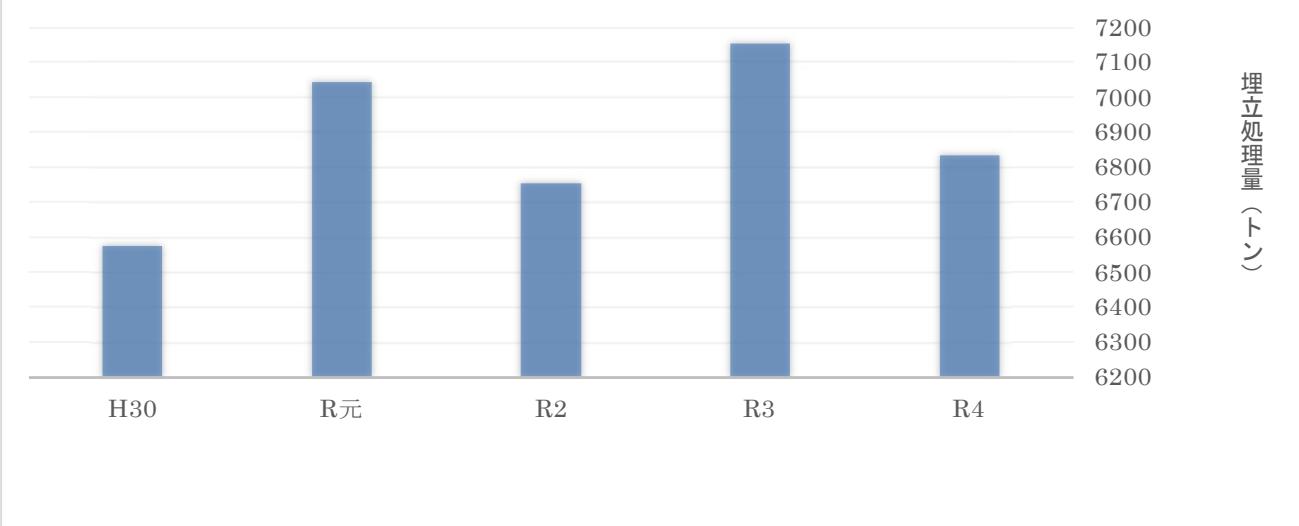
	H30	R元	R 2	R 3	R 4
焼却処理	151,692	153,782.18	152,297.67	150,485.04	145,167.02
一般ごみ	144,593	145,982.56	142,860.42	140,995.43	138,085.37
焼却対象ごみ	1,104	1,185.80	1,375.91	1,305.46	1,172.09
リサイクル残渣	1,966	1,693.56	2,088.12	1,977.02	1,779.89
破碎可燃物	4,029	4,481.94	4,660.51	4,452.87	4,129.70
委託処理	—	—	—	—	—
受託処理	—	438.32*	1,312.71*	1,754.26*	0
破碎処理	4,937	5,553.01	5,801.44	5,555.87	5,119.33
資源化処理	18,593	19,026.61	21,646.89	21,205.53	20,477.04
埋立処分	6,575	7,040.73	6,751.66	7,149.58	6,832.60
資源化物	28,678	29,336.98	31,741.35	30,673.57	29,599.36
処理困難物	131	141.22	176.72	183.26	172.15

* 蕨戸田衛生センター組合のごみ焼却施設延命化対策工事に伴い、蕨戸田衛生センター組合から可燃ごみ焼却処理を受託。
(R元年度: 438.32 t、R2年度: 1,312.71 t、R3年度: 1,754.26 t)

◎焼却処理量の推移



◎埋立処分量の推移



(6) 最終処分について

焼却処理によって生じた焼却残さは、磁選機での金属類の回収および溶融スラグ化の後、有効利用できない残さについては、市外に搬出し、埋め立て処分を行っている。

本市では、昭和60年7月より処理の委託を開始し、令和4年度は、グリーンフィル小坂(株)など市外4カ所の処分場に処理を委託した。

◎焼却残さ処分量の推移

年 度	焼却残さ量 (t)	対前年度比 (%)
平成30年度	6, 575	96. 4
令和元年度	7, 040. 73	107. 1
令和2年度	6, 751. 66	95. 9
令和3年度	7, 149. 58	105. 9
令和4年度	6, 832. 60	95. 6

◎令和4年度処分場別焼却残さ搬出量

委託先	処分場所在地	焼却残さ処分量 (t)		
		戸塚 環境センター	朝日 環境センター	計
グリーンフィル小坂(株)	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢96番地29	989. 09	1, 184. 82	2, 173. 91
ジークライト(株)	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢773番地1～2	1, 264. 60	1, 201. 03	2, 465. 63
(株) ウィズウェイストジャパン	青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花49番1外	—	1, 616. 74	1, 616. 74
エコシステム花岡(株)	秋田県大館市花岡町字堤沢69番地 秋田県大館市花岡町字滝ノ沢82番1	576. 32	—	576. 32
計		2, 830. 01	4, 002. 59	6, 832. 60

5 収集車両・人員および収集業者一覧

(1) 収集車両台数および人員一覧

(令和5年4月1日現在)

種類	使用車両台数 [*] (台)	人員 (人)					
		直営	委託	合計	直営	委託	合計
一般ごみ	32	85	117	74	142	216	
粗大ごみ	0	12	12	0	18	18	
資源物	びん・飲料かん・ペットボトル・繊維類	21	20	41	36	36	72
	金属類	0	9	9	0	16	16
	紙類	0	19	19	0	40	40
	プラスチック製容器包装	32	78	110	74	131	205
有害ごみ(蛍光管・水銀体温計)	32	85	117	74	142	216	
乾電池	0	2	2	0	3	3	
ふれあい収集	5	0	5	10	0	10	
側溝ごみ	32	0	32	74	0	74	
小動物死体	0	3	3	0	3	3	

※ 種類ごとの収集に使用する台数のことで、重複があるため実際に保有している収集車両の台数とは異なる。

(2) ごみ収集運搬業務委託業者

(令和5年4月1日現在)

名称	住所	電話番号	対象
川口市清掃業協同組合	川口市本前川2-11-18-103	048-268-9023	一般ごみ・有害ごみ・プラスチック製容器包装
鳩ヶ谷清掃協同組合	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-283-5101	一般ごみ・有害ごみ・プラスチック製容器包装・ペットボトル・金属類
川口トラック協同組合	川口市本蓮4-2-39	048-284-4121	粗大ごみ・びん・飲料かん・ペットボトル・繊維類・紙類
川口リサイクル事業協同組合	川口市東領家2-31-9	048-227-2788	紙類
鳩ヶ谷環境整備(株)	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-283-5101	びん・飲料かん
(株)ホーコリーン	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973	金属類
アースカインドカンパニー有限責任事業組合	川口市西立野758-1	048-446-6800	乾電池・小動物死体

(3) 川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（ごみ・粗大ごみ）

(令和5年4月1日現在 31社)

業者番号	業者名	許可項目		住 所	電話番号
		ごみ・粗大	家電R		
第01号	鳥川商事(有)	○	○	川口市中青木3-3-7	048-255-5383
第02号	(有)木村商事	○	○	川口市戸塚鉄町5-5	048-296-1567
第03号	(株)神原興産	○	○	川口市上青木西5-13-24	048-265-7981
第07号	(有)飯塚商事	○	—	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211
第08号	(有)金本商事	○	—	川口市上青木5-23-21	048-265-7167
第09号	(有)川口衛生	○	○	川口市安行出羽2-11-3	048-294-0794
第10号	(有)木下商事	○	○	川口市赤井4-15-21	048-283-7343
第11号	(有)矢作商事	○	○	川口市大字伊刈172	048-266-0502
第24号	(有)金海清掃	○	○	川口市西青木3-7-15	048-251-4001
第25号	(株)東運輸	○	○	川口市大字西立野758-1	048-298-0011
第30号	環境衛生(株)	○	○	川口市大字東本郷1595-6	048-298-2602
第33号	日本環境マネジメント(株)	○	—	川口市桜町3-21-31	048-288-7122
第34号	エスシ一エス(株)	○	—	川口市前川1-26-36	048-262-4140
第36号	(有)杉田商店	○	—	川口市大字東本郷263-7	048-283-7590
第38号	(株)十河サービス	○	—	川口市戸塚東3-32-9-108	048-297-5711
第40号	(株)高橋産商	○	—	川口市戸塚1-4-29-405	048-287-3951
第43号	(株)西本商事	○	○	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960
第44号	(有)秦野商店	○	○	川口市大字木曽呂738-1	048-299-9854
第45号	(株)マツモト	○	○	川口市榛松2-6-25	048-286-3916
第49号	(株)遠山紙業	○	—	川口市柳崎4-7-34	048-269-8618
第51号	(有)照山商店	○	○	川口市本蓮1-18-15	048-284-4974
第52号	(株)東武産興	○	—	川口市上青木西1-18-21-801	048-257-4100
第54号	(株)リサイクル事業団	○	○	川口市大字前野宿149-56	048-948-6991
第60号	太誠産業(株)	○	—	川口市領家1-19-7-A103	048-224-3651
第62号	銅鉄商事(株)	○	○	川口市朝日4-21-38	048-222-4568
第63号	(有)KMR	○	—	川口市戸塚鉄町5-5	048-222-2234
第64号	金山商店(株)	○	—	川口市大字安行領根岸1324-5	048-281-7191
第66号	(株)エムエスティーカンパニー	○	○	川口市北園町41-13-101	048-269-7370
第67号	(有)中村商店	○	—	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973
第68号	(有)昌栄興業	○	○	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311
第74号	(株)トベ商店	○	○	川口市大字西立野787-2	048-271-9700

※ 許可項目の「家電R」は特定家庭用機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機）の収集運搬が可能であること。

(4) 川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（処理困難物）

（令和5年4月1日現在 1社）

業者番号	業者名	許可項目	住所	電話番号
第01号	㈱クワバラ・パンぷキン	処理困難物	川口市領家5-14-40	048-291-8360

(5) 川口市一般廃棄物再生利用業指定業者一覧

（令和5年4月1日現在 1社）

業者番号	業者名	事業区分 取り扱う一般廃棄物	住所	電話番号
第02号	㈱クワバラ・パンぷキン	処分 木くず	川口市領家5-14-40	048-291-8360

6 ごみの組成およびダイオキシン類測定結果

(1) 焼却対象ごみの組成

			平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
ベース			湿	乾	湿	乾	湿	乾	温	乾	湿	乾
物理的組成	紙類	%	39.1	44.9	40.1	46.0	38.3	42.8	37.6	42.0	37.0	40.6
	プラスチック類	%	22.4	26.7	21.5	27.2	18.8	23.5	19.8	23.7	20.2	22.7
	繊維類	%	6.8	8.2	6.3	8.4	8.2	10.6	8.5	11.4	7.4	8.9
	木・竹・わら類	%	8.5	6.9	7.0	5.5	10.3	8.7	14.2	11.3	15.2	13.3
	ゴム・皮革類	%	0.3	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.4	0.6
	厨芥類・貝類・卵殻類	%	20.2	9.4	22.8	9.7	21.2	10.2	16.5	7.1	15.2	8.0
	金属類	%	0.7	1.1	0.7	1.0	0.8	1.2	1.0	1.5	1.0	1.6
	ガラス・陶器・土砂雜物類	%	1.3	2.0	1.1	1.9	1.2	1.9	1.3	1.9	2.2	3.1
	その他	%	1.1	0.9	0.6	0.6	1.4	1.2	1.1	1.1	1.5	1.2
化学的組成	総水分	%	38.6		40.5		41.2		41.2		39.3	
	総固形分	%	61.5		59.5		58.8		58.8		60.7	
	可燃分	%	54.7		53.3		52.7		52.5		53.8	
	灰分	%	6.8		6.2		6.1		6.4		6.9	
	高位発熱量	kcal/kg	3,250		3,216		3,018		2,826		2,866	
	低位発熱量	kcal/kg	2,761		2,729		2,537		2,345		2,423	
単位体積重量			kg/m ³	152		131		127		118		121

※ ごみ質の分析は、昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知に準じて行っている。

なお、湿ベースおよび乾ベースの重量比の分析方法は、次のとおりである。

① ごみピットから取り出し、試料を採取する。

② 試料を床上で組成ごとに計量し、湿ベースの重量比を求める。

③ ②で用いた試料を乾燥機等で乾燥したうえで計量し、乾ベースの重量比を求める。

※ ごみの組成割合は戸塚環境センターと朝日環境センターの平均を足して2で割った数値。

小数点第2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%にならない。

(2) 施設別焼却対象ごみの組成（温ベース・乾ベース）

令和4年度			戸塚環境センター												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
成組的理物 ～スリベ	紙類	%	42.2	51.0	30.1	36.6	39.0	34.1	37.8	32.5	32.0	36.3	35.3	47.5	37.9
	プラスチック類	%	22.5	12.4	9.1	16.6	15.0	22.2	15.9	13.7	23.2	12.6	13.1	21.0	16.4
	繊維類	%	5.7	7.6	12.2	6.8	9.2	6.4	6.3	14.4	3.9	8.3	1.8	5.8	7.4
	木・竹・わら類	%	3.2	6.8	32.9	6.9	19.1	9.2	29.4	34.3	32.1	12.9	9.1	11.0	17.2
	ゴム・皮革類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.2
	厨芥類・貝類・卵殻類	%	20.9	17.4	13.2	30.5	14.6	24.5	6.9	1.8	7.2	29.4	24.9	13.3	17.1
	金属類	%	1.2	0.3	0.6	0.4	0.2	0.6	2.3	1.3	0.3	0.2	0.9	1.0	0.8
	ガラス・陶器・土砂雜物類	%	2.4	3.7	0.4	2.1	1.1	2.4	0.0	0.3	0.4	0.0	10.7	0.0	2.0
	その他	%	1.9	0.8	1.5	0.1	0.6	0.6	1.2	1.7	0.9	0.3	3.3	0.4	1.1
成組的理物 ～スリベ	紙類	%	44.8	53.2	37.6	48.5	39.8	31.1	36.4	36.2	28.4	42.5	44.6	51.9	41.3
	プラスチック類	%	26.8	13.6	11.5	24.0	21.5	27.4	19.7	17.2	24.1	17.6	16.4	21.4	20.1
	繊維類	%	7.2	5.8	19.2	10.8	8.3	10.4	8.2	15.9	4.7	6.2	2.1	6.5	8.8
	木・竹・わら類	%	3.9	7.8	21.3	2.9	15.2	5.6	26.9	25.6	38.0	16.8	10.3	12.8	15.6
	ゴム・皮革類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.3
	厨芥類・貝類・卵殻類	%	9.6	13.5	7.3	9.4	10.8	19.0	4.0	1.0	3.0	16.3	10.9	5.7	9.2
	金属類	%	1.9	0.3	1.0	0.6	0.3	1.2	3.5	1.9	0.5	0.3	1.4	1.4	1.2
	ガラス・陶器・土砂雜物類	%	4.0	5.1	0.7	3.6	2.0	4.7	0.0	0.5	0.6	0.0	10.2	0.0	2.6
	その他	%	1.8	0.7	1.4	0.2	0.6	0.6	1.0	1.7	0.7	0.3	2.6	0.3	1.0
化学的組成	総水分	%	40.7	26.8	44.0	42.6	45.9	47.9	38.1	37.9	35.3	47.1	40.9	37.0	40.4
	総固形分	%	59.3	73.2	56.0	57.4	54.1	52.1	61.9	62.1	64.7	52.9	59.1	63.0	59.7
	可燃分	%	52.2	63.0	50.7	46.9	49.0	45.8	57.2	56.4	59.8	50.0	51.7	57.3	53.3
	灰分	%	7.1	10.2	5.3	10.5	5.1	6.3	4.7	5.7	4.9	2.9	7.4	5.7	6.3
	高位発熱量	kcal/kg	3,140	2,830	2,600	2,200	2,320	2,120	2,810	3,060	3,880	2,610	2,690	3,140	2,783
	低位発熱量	kcal/kg	2,700	2,440	2,130	1,740	1,880	1,660	2,360	2,620	3,420	2,130	2,260	2,710	2,338
	単位体積重量	kg/m³	102	101	103	111	119	107	122	105	138	128	139	141	118

※ 組成割合については、小数点2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%にならない。

令和4年度			朝日環境センター												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
湿成組的物理物質	紙類	%	22.6	28.6	28.4	37.5	44.9	41.6	45.3	42.1	21.7	53	39.8	28.6	36.2
	プラスチック類	%	63.8	17.8	35.6	21.4	18.8	22.4	24.4	17.7	10.7	14	19.4	22.1	24.0
	繊維類	%	3.9	10.5	11	2.8	7.2	6.5	3.3	6.7	22.7	2.4	4.1	6.9	7.3
	木・竹・わら類	%	1	25.5	17.5	22.3	8.5	7.5	22.8	10.1	15.8	2.1	15.1	10.5	13.2
	ゴム・皮革類	%	0.1	0.5	0.1	0.5	1.3	0.2	1.2	3.6	0	0	0.1	0.1	0.6
	厨芥類・貝類・卵殻類	%	6	13.4	5.1	8.3	12.8	15.7	1.4	13.9	20.6	23.4	17.5	21.2	13.3
	金属類	%	0.7	1.8	1.1	0.9	0.7	1.5	0.5	2.5	0.6	2.9	0.5	1.2	1.2
	ガラス・陶器・土砂雜物類	%	1.8	0	0.2	5.4	2.2	1.5	0.5	0.3	7.1	0	0.3	8.3	2.3
	その他	%	0.1	1.9	1	0.9	3.6	3.1	0.6	3.1	0.8	2.2	3.2	1.1	1.8
乾成組的物理物質	紙類	%	25.6	33.9	28.9	42.5	44.4	45.6	45.4	45.2	26.5	58.7	49.2	32.7	39.9
	プラスチック類	%	62.8	19.5	37.8	22.1	20.5	22.5	26.4	23.2	10.9	15.7	18.5	23.5	25.3
	繊維類	%	5.4	14	15.4	4	7.7	7	4.6	7.1	26.1	1.2	5.1	9.2	8.9
	木・竹・わら類	%	1.1	22.1	13.9	14.8	8.5	6.2	19.3	7.3	13.5	2.7	11.6	11.7	11.1
	ゴム・皮革類	%	0.1	0.8	0	0.6	2.2	0.2	1.6	5.6	0.1	0	0.2	0.2	1.0
	厨芥類・貝類・卵殻類	%	1.2	5.6	1	5.9	8.8	10.5	0.9	4.6	10.2	15.5	11.6	6.8	6.9
	金属類	%	1	2.7	1.7	1.4	1.2	2.6	0.7	3.9	0.9	4.8	0.8	1.8	2.0
	ガラス・陶器・土砂雜物類	%	2.7	0	0.2	8.4	4	2.6	0.7	0.5	11.2	0	0.5	12.8	3.6
	その他	%	0.1	1.4	1.1	0.3	2.7	2.8	0.4	2.6	0.6	1.4	2.5	1.3	1.4
化学的組成	総水分	%	31.9	42.6	38	34.8	43.9	43.9	32	38.5	36.6	42.2	38.8	35.6	38.2
	総固体分	%	68.1	57.4	62	65.2	56.1	56.1	68	61.5	63.4	57.8	61.2	64.4	61.8
	可燃分	%	62.8	52.3	57.6	54.4	49.7	49.9	63.5	53.1	53.2	50.4	54	51.3	54.4
	灰分	%	5.3	5.1	4.4	10.8	6.4	6.2	4.5	8.4	10.2	7.4	7.2	13.1	7.4
	高位発熱量	kcal/kg	4,450	2,920	2,980	2,520	2,500	2,950	2,960	3,070	2,760	2,750	2,920	2,640	2,952
	低位発熱量	kcal/kg	3,980	2,450	2,540	2,110	2,020	2,480	2,510	2,620	2,370	2,310	2,470	2,210	2,506
	単位体積重量	kg/m³	138	153	99	99	143	152	117	115	110	105	129	138	125

※ 組成割合については、小数点2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%にならない。

(3) ダイオキシン類測定結果

戸塚環境 タンセ	年 度		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	測 定 月		4~7月	8~9月	11~12月	1~2月	4月	7~8月	11~12月	2月	4~6月	7~8月	9~11月	2月
	測 定 業 者		東邦化研株				東邦化研株				東邦化研株			
排ガス	3号炉	0.0081	0.020	0.012	0.037	0.029	0.026	0.015	0.017	0.077	0.039	0.10	0.00040	
ng-TEQ/m ³ N	4号炉	0.043	0.084	0.039	0.055	0.063	0.0017	0.00090	0.00033	0.00067	0.022	0.0016	0.0071	
焼却灰	ng-TEQ/g	—	0.000061	—	0.00015	—	0.000043	—	0.0026	—	0.0000030	—	0.0032	
集塵灰	ng-TEQ/g	—	0.12	—	0.12	—	0.16	—	0.16	—	0.059	—	0.11	
排出水	pg-TEQ/b	—	1.8	—	0.062	—	0	—	1.7	—	0.0093	—	0.00011	

朝日環境 タンセ	年 度		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	測 定 月		4月	7月	9~10月	12~1月	3月	4月	7~8月	10月	12月	1月	5月	7~8月	9~10月	1~2月	3月
	測 定 業 者		東邦化研株					東邦化研株					東邦化研株				
排ガス	A号炉	—	0.063	0.0020	0.00010	0.0020	0.0041	0.0012	0.000026	—	0.0024	—	0.000050	0.0010	0.00035	0.00088	
	B号炉	0.000024	0.00027	0.00079	0.00020	—	0.0014	0.0015	0.00084	—	0.000018	0.00052	0.000022	0	0	—	
ng-TEQ/m ³ N	C号炉	0.000030	0.0000027	0.00097	0.00029	—	0.00068	0.00027	0.00076	0.00038	—	0.00074	0.00017	0.00035	—	0.0054	
固化灰	ng-TEQ/g	—	0.57	—	0.11	—	—	0.10	—	—	0.072	—	0.20	—	0.12	—	
排出水	pg-TEQ/b	—	6.0	—	0.13	—	—	0.00099	—	—	0.089	—	0.00018	—	0.0019	—	

7 小動物死体処理

(1) 小動物死体処理の推移

(単位：体)

年 度	犬	猫	その他	合 計
平成30年度	360	1,925	638	2,923
令和元年度	362	1,780	719	2,861
令和2年度	306	1,561	760	2,627
令和3年度	275	1,343	834	2,452
令和4年度	228	1,222	849	2,299

(2) 小動物死体受け入れ状況

(令和4年度)

(単位：体)

種類	料金区分	自己搬入		収集	合計
		戸塚環境センター	朝日環境センター		
犬	有 料	82	80	64	226
	無 料	1	1	0	2
	小 計	83	81	64	228
猫	有 料	81	182	132	395
	無 料	42	162	624	828
	小 計	123	344	756	1,223
その他	有 料	23	39	25	87
	無 料	8	69	685	762
	小 計	31	108	710	849
計	有 料	186	301	221	708
	無 料	51	232	1,309	1,592
合 計		237	533	1,530	2,300

※ 小動物死体は受け入れの翌日に処理（業者への引き渡し）を行っており、各年度の末日の受け入れ数については翌年度の処理数として計上され、また、収集後に飼い主による引取りがされる場合があるため、処理数と受け入れ数は必ずしも一致しない。

※ 料金区分の「無料」は、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第37条及び同施行規則第30条の規定に基づき手数料を免除されたものを含む。

8 ごみ・資源物集積所への不法投棄（ルール違反）

◎不法投棄（ルール違反）・排出指導の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
不法投棄処理量（t）	199.57	224.72	231.08	232.08	299.89
不法投棄処理件数	6,109	8,343	10,608	10,476	21,302
市民からの通報による処理件数	4,893	5,551	7,632	7,545	7,678
委託による処理件数	—	—	—	—	10,996
排出指導件数	271	164	219	151	194
家庭系	121	81	135	107	134
事業系	185	86	84	44	60

※ 他部所との連携した件数を含む。

◎不法投棄回収状況（家電4品目）の推移

(単位：台)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
プラウン管テレビ	99	88	88	63	38
液晶・プラズマテレビ	83	197	314	242	210
冷蔵庫・冷凍庫	86	71	67	84	65
洗濯機	48	64	79	62	39
衣類乾燥機	—	—	—	1	0
エアコン	6	1	2	2	2

9 散乱防止と環境美化

平成12年度から「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を施行し、飲料容器等の散乱ごみの投棄の防止を推進するとともに米国等で先進的に実施されている「アダプト・プログラム」の手法を取り入れた「川口市まち美化促進プログラム」を実施し、快適な都市環境の確保に努めている。

◎川口市まち美化促進プログラム実施状況（令和5年4月1日現在 18団体）

名 称	活 動 場 所	長さ	人 数
戸塚フットボールクラブジュニア	東川口駅周辺	970m	65
テブコ・ソリューションアドンシス（株）埼玉業務センター	新オートレース通り	300m	46
安行慈林町会	安行慈林町会会館前通り	1,500m	88
地域美化推進チーム「らいぶ」	グリーンセンター通り	300m	51
小谷場親和会（タウンクリーン作戦）	南陸橋通り	500m	26
ウォータースタンド（株）川口支店	国道第122号線	500m	18
ネツツトヨタ東埼玉	県道川口上尾線・蕨桜町線	1,840m	93
ラッコの会パンラッコ	市道幹線第79号線・市道安行423号線	530m	20
家庭倫理の会川口市新郷支部	市道幹線第62号線・市道新郷245・246号線	335m	10
家庭倫理の会川口市青木支部	市道幹線第20号線	550m	10
さしまスローライフ	市道幹線第40号線・市道戸塚第84・95号線	450m	39
辻自治会	市道鳩ヶ谷852・855号線	795m	90
鳩ヶ谷ライオンズクラブ	市道幹線第11号線	320m	19
南鳩ヶ谷四丁目自治会	国道122号線・市道幹線第95・96号線・市道鳩ヶ谷673号線	1,120m	66
家庭倫理の会川口市鳩ヶ谷南支部	県道さいたま草加線	690m	11
埼玉高速鉄道株式会社	埼玉高速鉄道東川口駅・戸塚安行駅・新井宿駅・鳩ヶ谷駅・南鳩ヶ谷駅及び川口元郷駅周辺道路	4,170m	休止中
聖鳩国際カレッジ	市道幹線第98号線及び108号線並びに市道鳩ヶ谷第770号線	340m	休止中
情熱埼玉ピカビカ隊	市道幹線第6号及び市道横曽根第230号線	160m	53

10 ふれあい収集

(1) ふれあい収集について

高齢者および障害のある方の生活支援を目的として、家庭ごみを自らステーションに運び出すことが困難な市民を対象に戸別収集を実施するとともに、希望者には安否確認を行うふれあい収集を平成22年6月より開始している。

対象世帯

○本人、親族等が指定のステーションまで家庭ごみを排出することが困難で、次の3項目のいずれかに該当する世帯

- ア 介護保険制度の認定が要介護度1以上で、65歳以上の単身者
- イ 障害者手帳を所持している単身者（但し、聴覚障害のみである者を除く。）
- ウ その他市長が認めるかた

(2) ふれあい収集実績

◎ふれあい収集実施状況

(単位：世帯)

年度	申請数	実施数	中止及び終了	取り下げ等	収集量 (kg)
平成30年度	180	535	134	10	143,420
令和元年度	220	556	176	11	151,080
令和2年度	263	659	175	30	163,310
令和3年度	266	724	168	21	184,280
令和4年度	306	778	236	35	202,550
事業開始(平成22年度) からの累計	2,515	6,092	1,597	179	1,603,700

※ 表中の数値は単年度の実績値

※ 実施数は各年度末時点における実施中の世帯数

◎ふれあい収集による収集量の推移

(単位：kg)

年度	一般ごみ	びん	飲料かん	ペットボトル	繊維類	紙類	金属類	プラスチック製 容器包装	計
平成30年度	110,070	4,480	3,750	4,170	550	14,500	3,010	2,890	143,420
令和元年度	118,240	4,090	3,480	4,200	500	14,680	3,070	2,820	151,080
令和2年度	127,960	4,280	2,980	4,480	1,590	15,780	3,320	2,920	163,310
令和3年度	146,800	4,490	3,210	4,110	1,990	17,640	3,180	2,860	184,280
令和4年度	162,080	4,870	4,110	5,740	1,890	16,940	3,800	3,120	202,550
事業開始(平成22 年度)からの累計	1,216,890	49,530	40,480	47,880	12,770	171,580	30,730	33,840	1,603,700

第4章 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

1 概 説

人類は天然資源を利用して文明を発展させてきたが、産業革命・工業化以降、自然環境が持つ自己修復性を超えて天然資源を利用することで、地球温暖化、資源の枯渇、生物多様性の減少など、環境問題を引き起こすこととなった。この環境問題を国際的課題として捉えた最初の会議であった1972年の「国連人間環境会議」以降、世界各国でさまざまな取り組みが展開してきた。中でも廃棄物問題は住民に特に身近な問題として認知され、廃棄物による環境負荷を軽減する手段のひとつとして、「リサイクル」が世界各国で実施してきた。

我が国においては、平成3年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の全面改正および「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」の制定、平成7年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の制定、平成10年の「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の制定と、廃棄物の減量と再資源化に向けた動きが強まってきている。このうち「容器包装リサイクル法」において、容器包装廃棄物についてのみではあるが、初めて消費者・事業者・行政の三者が一体となってリサイクルするシステムが法的に作り上げられ、また「家電リサイクル法」においては、事業者に対し法対象品目の再資源化を、消費者に対し再商品化費用等の負担を義務づけ、廃棄物処理と再資源化の責任分担を明確に位置づけている。

さらに、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定されると同時に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」の相次ぐ制定、廃棄物処理法、リサイクル法の改正（資源有効利用促進法に名称変更）などにより、法レベルでの資源循環型社会経済システムの整備が図られてきており、「大量生産、大量消費、大量廃棄」というこれまでの「もの」の流れの概念を資源循環型へと大きくシフトさせるとともに、リサイクル優先の概念を一步進めた「廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）」、いわゆる3Rの推進へと、位置づけが変わってきた。

本市においては、市内に最終処分場が無いことから、昭和53年度の「集団資源回収運動」を皮切りに、びん・かん・金属類・ペットボトル・繊維類の「ステーション回収」、紙パックの「拠点回収」といった独自の分別収集方法の組み合わせ（川口方式）を確立し、早くからごみの減量化・資源化に取り組んできた。現在は「集団資源回収方式」（対象品目：古紙類・繊維類）、「ステーション収集方式」（対象品目：びん・飲料かん・金属類・ペットボトル・繊維類・紙類・プラスチック製容器包装）の2系統での資源分別収集を実施するとともに、焼却処理施設では焼却残さ金属・未酸化アル

ミ・未酸化鉄を、破碎処理施設では破碎前に小型家電を、破碎前後に金属を、資源化施設では金属類から手選別で小型家電を回収している。さらに、これら物質回収（マテリアルリサイクル）の他に、廃棄物の焼却によって得られる熱エネルギーの回収（サーマルリサイクル）による発電等を実施しており、資源循環型の処理体制を推進している。

その他に、平成4年度から生ごみの減量化および資源化を促進するため、市民が生ごみ処理容器を購入する際に補助金を交付する「生ごみ処理容器等購入費補助制度」を実施し、廃棄物の発生抑制にも取り組むとともに、平成19年度から「3R推進活動等助成事業」として、市民の廃棄物問題に対する意識の向上を図り、循環型社会の構築および地域コミュニティ意識の醸成を目的として、町会および自治会が行う3R推進に関する研修、不法投棄対策等の活動に対して助成を行っている。

2 ごみの発生・排出抑制対策

(1) 一般ごみ収集袋の透明・半透明化について

平成7年に事業系および家庭系一般ごみを排出する際の袋の基準を変更し、事業系一般ごみについては平成7年2月から黄色半透明袋、家庭系一般ごみについては平成7年4月から透明又は白色半透明と定めた。

サイズや材質・氏名記入等の規定はなく、市での有料袋の販売や無料配布等はしていないので、市販されているものを使用可能としている。透明度の基準については、新聞紙を袋に入れ、その新聞紙の文字を透かして読める程度としている。

平成14年12月からは、新たに資源物の分別品目を6品目から11品目に増やし、紙類についてはひもで結束、その他の資源物については透明袋で排出するよう改めた。

(2) クリーン推進員について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8に規定されている「廃棄物減量等推進員制度」に基づき、川口市でも平成7年2月より「川口市クリーン推進員制度」を導入し、地域住民代表等641名の市民を委嘱している（令和5年4月1日現在）。

活動内容は、

- ①廃棄物の減量及び適正な処理の普及啓発
- ②廃棄物の分別及び排出指導等
- ③集団資源回収並びに環境美化活動の指導及び協力
- ④廃棄物及び再生利用対象物保管場所等の調査
- ⑤その他市の施策への協力

である。

(3) 共同住宅等の一般廃棄物等保管場所設置について

10戸以上の共同住宅、長屋及び一団の住宅を建設する場合は、川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第52条の規定に基づき一般廃棄物等の保管場所の設置を義務付けている。

また、10戸未満の共同住宅及び長屋を建設する際や、一般廃棄物等保管場所の設置がない既存の10戸以上の共同住宅及び長屋についても、保管場所の敷地内設置に努めるよう義務付けている。

(4) 3R推進活動等助成事業について

町会および自治会が行う3R推進活動等を助成することで市民の廃棄物問題に対する意識の向上を図り、循環型社会の構築および地域コミュニティ意識の醸成に寄与するものであり、平成19年4月から実施している。

3R推進に関する研修会等の啓発活動や、一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策活動、集積所周辺を含む清掃等の維持管理活動の3項目を必須項目とし、そのほか、地域清掃や資源物ステーションにおける不法投棄防止対策活動などの12項目のメニューから、団体の実情に合わせて4項目以上を選択していただき、合計7項目以上の3R推進活動等を自主的に実施する町会・自治会に対して助成する制度である。

なお、助成金額は1世帯あたり400円を上限額とし、この額に町会・自治会加入世帯数を乗じて得た額としている。

◎3R推進活動等助成状況

年度	交付団体数	助成金額(円)
平成30年度	231	68,200,000
令和元年度	231	68,076,000
令和2年度	231	67,370,000
令和3年度	230	67,349,000
令和4年度	231	66,776,000

◎3R推進活動等助成事業実施メニューおよび活動状況の推移

No.	項目	実施基準	令和2年度		令和3年度		令和4年度		
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	
1	必須項目	一般廃棄物の減量化、再使用若しくは再資源化又は適正処理を推進するための研修会の実施、その他の啓発活動	年度1回以上	231	100%	230	100%	231	100%
2		一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策に関する活動	月1回以上	231	100%	230	100%	231	100%
3		一般ごみステーションおよびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	週1回以上	231	100%	230	100%	231	100%
4		一般ごみステーションの設置に関する活動	必要に応じた回数	53	22.9%	49	21.3%	44	19%
5		一般ごみステーションにおける鳥等の鳥獣対策に関する活動	年度1回以上	196	84.8%	199	86.5%	199	86.1%
6		資源物ステーションの設置に関する活動	必要に応じた回数	43	18.6%	42	18.2%	43	18.6%
7		資源物ステーションにおける鳥等の鳥獣対策に関する活動	年度1回以上	110	47.6%	115	50.0%	112	48.4%
8	選択項目	資源物ステーションにおける不法投棄防止対策に関する活動	月1回以上	224	96.9%	219	95.2%	215	93%
9		資源物ステーションおよびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	週1回以上	223	96.5%	222	96.5%	215	93%
10		乾電池収集拠点の設置に関する活動	必要に応じた回数	10	4.3%	9	3.9%	8	3.4%
11		乾電池収集拠点における不法投棄防止対策に関する活動	月1回以上	124	53.6%	118	51.3%	116	50.2%
12		乾電池収集拠点およびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	週1回以上	87	37.6%	75	32.6%	83	35.9%
13		クリーン推進員の指導に基づく地域清掃に関する活動	年度4回以上	206	89.1%	210	91.3%	194	83.9%
14		不法投棄の防止対策としての地域巡回に関する活動	年度4回以上	213	92.2%	209	90.8%	205	88.7%
15		その他市長が3R推進活動等としてふさわしいと認める活動	市長が認める頻度	14	6.0%	10	4.3%	17	7.3%

3 事業系ごみ対策

(1) エコリサイクル推進事業所登録制度について

本来の事業活動以外でごみ減量・リサイクル・地球温暖化対策など環境保全への取り組みを積極的に行っている市内の店舗・事業所を川口市で認定し、「川口市エコリサイクル推進事業所」として登録する制度を平成7年10月より実施している。登録された店舗・事業所は川口市ホームページに掲載されるほか、登録証および登録表示板が交付され、そのシンボルマークを店頭に掲げたり、広告や印刷物等に使用したりするなど事業活動に利用することで、ごみ減量・リサイクル活動に積極的な姿勢を消費者に対してアピールできるメリットがある。

令和5年4月1日現在、エコリサイクル推進事業所登録数は135事業所であり、その内訳はエコリサイクルショップ（店舗）32事業所、エコモーション（事務所等）103事業所となっている。

◎登録対象となる取組み内容

1	Reduce (リデュース) ・ごみを出さない、ごみになりやすいものを使わない工夫。
2	Reuse (リユース) ・物を繰り返し使う、また、長く使うための工夫。
3	Recycle (リサイクル) ・使えなくなったものでも、ごみにしないで資源として活用できるようにしていること。 また、リサイクル製品を利用すること。
4	地球温暖化対策のために行っていること。

(2) 事業用建築物の建設に際して

事業用建築物（営利・非営利問わず。）を建設しようとする者は、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第28条の規定に基づき、再生利用対象物及び事業系一般廃棄物の保管場所設置を義務付けている。さらに、同条例第17条第6項に基づき、再生利用対象物及び廃棄物の保管場所設置届の提出を義務付けている。

(3) 大規模建築物の所有者の義務について

事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000m²以上の建築物の所有者においては、川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第17条第2項に基づき、廃棄物管理責任者を選任しその旨を市に届ける義務がある。また、同条例第3項に基づき、廃棄物の減量に関する計画書を毎年一回、市に提出する義務がある。

(4) 保管場所事前協議

◎事前協議件数の推移

(単位：件)

年度	項目	
	家庭系 保管場所	事業系 保管場所
平成30年度	94	49
令和元年度	67	48
令和2年度	54	34
令和3年度	67	45
令和4年度	92	55

※「家庭系保管場所」は新築の10戸以上の共同住宅、長屋、一団の住宅の協議件数

(5) 事業系ごみ適正処理啓発事業

西川口駅周辺の飲食店等（237事業者）へ訪問の上、事業系ごみの適正処理について啓発、周知を図った。

また、NTTのタウンページデータ（官公庁等を除く）のうち、一般廃棄物収集運搬業許可業者との契約が確認できていない民間事業者を対象に、「事業系ごみの適正処理の手引き」等を送付することにより、事業系ごみの適正処理の促進を図っている。

◎送付件数の推移

(単位：件)

年度	送付事業者
平成30年度	407
令和元年度	171
令和2年度	197
令和3年度	141
令和4年度	132

4 脱プラスチックに向けた取り組み

近年、自然界に放出されたプラスチック製品が、紫外線や波で劣化し、破碎・細分化され、マイクロプラスチックとなって海洋生態系に影響を及ぼすことが懸念されている。

本市では、プラスチック製容器包装の回収やレジ袋削減などに先進的に取り組んできたが、一方で、啓発用品・記念品等として、年間20万点を超えるプラスチック製品を配布している。そこで、市民の脱プラスチックに向けた意識向上のため、市が率先して下記事業に取り組んでいく。

○令和元年度からの川口市の取り組み内容

- ① 本市が提供するうちわは、プラスチック製から竹、木、紙製等に切り替える。
- ② 本市が関係（主催・共催・後援等）するイベント等では、プラスチック製うちわの提供を自粛するように、出展者に協力を求める。
- ③ 本市が提供する啓発用品や記念品等は、代替が利かないプラスチック製品を除き、プラスチック製品の使用を極力抑制する。
- ④ 職員は、マイバッグ、マイカップ、マイスプーン等を使用して、脱プラスチックに率先して取り組む。

5 生ごみの減量化

生ごみの減量化および資源化を促進するため、平成4年度から市民が生ごみ処理容器を購入する際に支援金を交付している。平成8年度からは電気式も対象となった。平成22年度に、名称を「川口市地球高温化対策活動支援金」へと変更（平成28年度から「川口市地球温暖化対策活動支援金」へと変更）し、市内から排出される温室効果ガスの削減に有効な活動をされた方への支援制度として実施し、平成23年度からは、購入後の事後申請とした。また、平成27年度上半期は、「元気」川口商品券による支援を行った。

支援内容	交付対象	提出書類・添付書類
<p>設置費に2分の1を乗じて得た額（100円未満切捨て）とし上限まで。 ただし、市内業者を活用した場合1セット上限 24,000円、市内業者以外による設置の場合1セット上限20,000円とする。</p>	<p>自宅において、家庭から排出される厨芥類（以下「生ごみ」という。）の自家処理により、生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器を購入し、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該容器を使用する活動（増設は対象外）</p> <p>【交付条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、申請者自らが居住する住宅で使用すること。 ・市税に滞納がないこと。 ・設置する機器等が転売目的または中古品でないこと。 ・容器等の内部で生ごみを減量する機能を有するもの ・臭気等の発散の防止や雨水が流入しないフタがあるもの ・代金の領収日が令和5年3月1日から令和6年2月29日までの間であること。 	<p>①申請書兼請求書（様式第1号の1） ②領収書の写し ③設置状況の写真（設置後） ④機器の名称及び処理方法等がわかるカタログ等の写し ⑤発行日から1年以内の「法人登記事項証明書」（法人の市内業者による設置の場合） ⑥発行日から1年以内の「住民票」（個人事業主の市内業者による設置の場合） ⑦その他必要な書類</p>

◎生ごみ処理容器等購入費補助（支援）金の改定経過

改定年月日	H4.4.1	H8.4.1	H12.4.1	H18.4.1	H27.4.1	H27.10.1
補助額※	購入額の1/2	購入額の1/2	購入額の1/2	購入額の1/2	購入額	購入額の1/2
1基あたりの上限額	4,000円	50,000円	50,000円	20,000円	市内業者：40,000円 それ以外：32,000円	市内業者：24,000円 それ以外：20,000円
1世帯あたりの補助基数	2基まで	2基まで	1基まで	1基まで	1基まで	1基まで

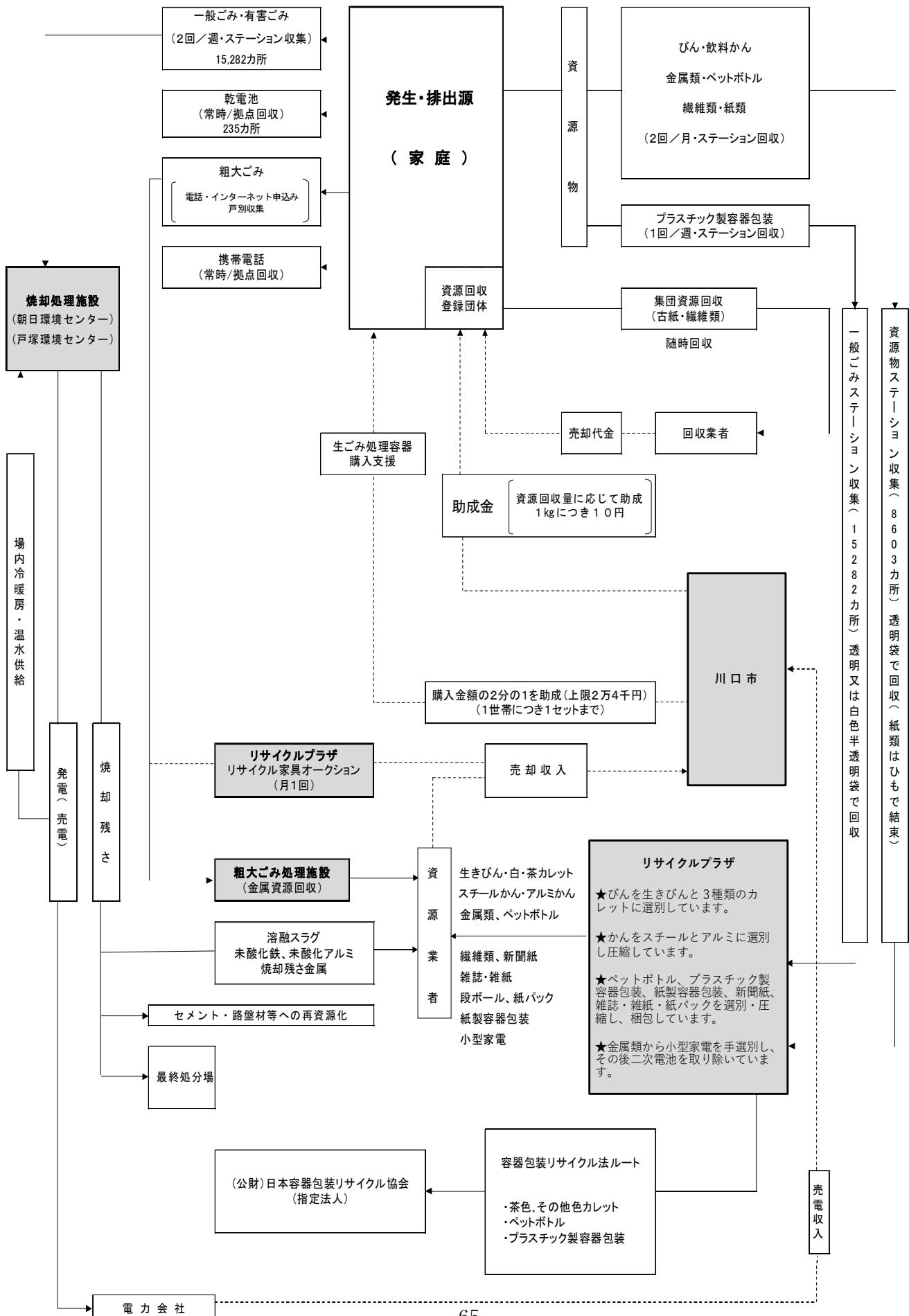
※ 100円未満切捨て（H27年4月～9月は“元気”川口商品券による支援で1,000円未満切捨て）

◎生ごみ処理容器等購入費補助（支援）状況の推移

年 度	補助（支援）基数（基）				補助（支援）金額（円）			
	手動式 (コンポスト・バイオ)	電気式 (乾燥・バイオ)	ディスポーザー式	計	手動式 (コンポスト・バイオ)	電気式 (乾燥・バイオ)	ディスポーザー式	計
平成30年度	17	72	1	90	49,900	962,800	20,000	1,032,700
令和元年度	14	37	0	51	48,100	522,900	0	571,000
令和2年度	9	99	0	108	27,500	1,447,100	0	1,474,600
令和3年度	34	87	0	121	91,900	1,360,600	0	1,452,500
令和4年度	40	82	0	122	89,000	1,409,100	0	1,498,100
事業開始（平成4年度）からの累計	2,668	3,814	4	6,486	10,107,050	122,033,700	80,000	132,220,750

6 川口市資源リサイクルシステム

令和5年4月1日現在



7 資源化物の推移

◎資源化物量の推移

項目	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源化物	び ん	3,368	3,238.64	3,493.07	3,414.66	3,233.06
	飲 料 か ん	1,116	1,140.94	1,267.15	1,206.09	1,113.58
	金 属 類	1,043	1,127.26	1,214.21	1,146.52	1,000.45
	ペ ッ ト ボ ト ル	1,818	1,859.24	1,981.99	2,040.33	2,040.94
	繊 維 類	1,379	1,520.28	1,807.44	1,657.73	1,658.46
	紙 類	4,907	5,159.02	6,212.87	6,115.15	6,075.37
	フ ラ スチック製容器包装	2,779	3,050.96	3,279.79	3,374.01	3,336.37
	集 団 資 源 回 収	12,404	11,822.58	11,103.29	10,778.81	10,379.32
	再 生 粗 大 ご み	9	8.13	8.79	10.88	8.72
	破 碎 前 金 属	232	294.89	344.66	344.53	293.79
	破 碎 後 金 属	792	951.63	1,011.95	955.61	864.51
	破 碎 前 ア ル ミ 屑	34	36.74	39.74	39.21	34.73
	破 碎 後 ア ル ミ 屑	24	32.81	36.40	32.59	27.27
	焼 却 残 さ 金 属	731	796.67	791.29	726.52	375.19
	未 酸 化 鉄	707	737.03	748.74	709.70	623.75
	未 酸 化 ア ル ミ	60	71.31	56.88	66.35	55.71
	溶 融 ス ラ グ	7,537	7,303.65	8,054.50	7,522.07	7,048.56
	焼 却 残 渣 物 (セメント資源・路盤材資源)	1,663	1,836.78	1,212.52	1,137.03	1,646.31
	特 定 家庭用機器	9	11.05	10.96	9.94	8.93
	小 型 家 電	382	59.05	65.86	60.96	45.65
	乾 电 池	76	88.14	90.54	91.58	97.88
	二 次 电 池	0	0	0	0	0
	螢 光 管	12	12.56	12.01	12.11	10.13
	合 計	41,082	41,159.56	42,844.64	41,452.38	39,978.68
前 年 比 (%)		99.2	100.2	104.1	96.8	96.4
リサイクル率※ (%)		22.5	22.4	23.4	23.0	22.8
1人当たり資源化量(kg)		67.9	67.7	70.5	68.5	66.1

※ リサイクル率=資源化物量÷ごみ排出量×100

◎資源化物売却代金の推移

項目	年 度	平成30年度	令和元度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源化物 円	び ん	209,531 91,104*	201,270	213,226	222,340	192,875
	飲 料 か ん	138,571,467	123,714,884	128,889,879	227,053,968	249,912,039
	金 属 屬 類	32,142,481	10,512,518	5,197,739	39,285,625	35,398,066
	ペ ッ ト ボ ト ル	31,932,268 44,194,635*	59,016,213 49,320,076*	32,964,899 62,819,401*	32,096,361 64,180,427*	55,775,808 158,516,314*
	織 維 類	33,544,402	29,027,141	9,092,581	28,273,086	64,677,171
	新 聞 紙	15,627,024	5,883,212	3,388,341	3,268,742	19,963,620
	雑 誌 • 雜 紙	24,213,829	10,062,081	2,766,670	3,543,562	32,636,519
	段 ボ 一 ル	24,422,154	8,215,858	6,277,914	8,185,000	39,368,169
	紙 パ ッ ツ ク	595,086	246,451	99,748	85,624	239,536
	紙 製 容 器 包 裝	7,201,724	2,167,747	865,579	882,904	5,777,002
	フ ラスチック 製 容 器 包 裝	0*	0*	427,508*	0*	0*
	未 酸 化 ア ル ミ	757,820	42,858	31,165	130,510	22,049
	未 酸 化 鉄	1,830,511	27,135	8,226	21,891	226,412
	破 碎 鉄	25,199,463	14,668,073	10,512,151	35,542,647	38,445,424
	破 碎 ア ル ミ	5,081,056	4,016,495	2,906,213	4,056,150	4,421,770
	溶 融 ス ラ グ	1,627,972	1,591,100	1,771,987	1,654,850	1,550,679
	小 型 家 電	3,942,411	2,386,892	3,624,830	3,345,705	5,336,540
	合 計	391,183,426	321,100,004	271,858,057	415,829,392	712,459,993

* 指定法人からの再商品化合理化拠出金及び有償入札拠出金の合計金額

8 集団資源回収

ごみ減量化と資源の再利用を目的に、町会・自治会等登録団体に対し、対象品目（古紙類・繊維類）の回収量に応じて、昭和53年10月から助成金を交付している。回収日、回収場所等は団体ごとに決め、現在、助成金額は1kgにつき10円である。

◎集団資源回収状況の推移

年度	登録団体数	実施回数	回収重量(kg)	助成金(円)
平成30年度	427	11,616	12,403,772	124,037,720
令和元年度	433	11,197	11,822,577	118,225,770
令和2年度	430	10,573	11,103,285	111,032,850
令和3年度	425	10,276	10,778,813	107,788,130
令和4年度	422	10,528	10,379,319	103,793,190

◎助成金単価改定経過

改定年月日	昭和53年10月1日	昭和56年8月1日	昭和62年4月1日	平成2年4月1日
1kgあたりの助成金	1円	40kg未満：2円 40kg以上：3円	5円	10円

◎集団資源回収品目

(令和4年4月1日現在)

種類	品目	出し方のルール
古紙類	新聞紙類	新聞紙と雑誌は別々にまとめ、紐などでしっかりと縛る。
	雑誌類	袋、段ボール、箱等に入れない。
	段ボール類	段ボール箱はつぶして、紐などで縛る。
繊維類	古生地、古服等	集団資源回収で回収していない地域では、繊維類収集に出す。

◎品目別集団資源回収量の推移

(単位:t)

項目 年度	新聞紙	雑誌	段ボール	繊維類	合計
平成30年度	4,711	3,235	4,081	377	12,404
令和元年度	4,103	3,180	4,146	394	11,823
令和2年度	3,310	2,974	4,443	376	11,103
令和3年度	3,294	2,801	4,348	336	10,779
令和4年度	3,032	2,802	4,253	292	10,379

◎集団資源回収登録団体種別団体数の推移

(単位:団体)

項目 年度	町会	子供会	婦人会	P T A	マンション 管理組合	その他	合計
平成30年度	174	30	3	28	139	53	427
令和元年度	177	29	3	28	144	52	433
令和2年度	175	29	3	27	146	50	430
令和3年度	174	27	3	26	147	48	425
令和4年度	173	26	2	27	147	47	422

9 びん

びんの分別収集は、昭和54年8月にステーション50カ所を設け、テスト収集したことに始まり、昭和55年4月からは市内全域でステーション収集を開始した。平成14年12月からは、びん、飲料かんを同一の日に、月2回の透明袋によるステーション収集で実施している。収集したびんは、リサイクルプラザに搬入し、中間処理（びんは白・茶・その他カレットおよび生きびんに選別）を行った後、生きびん・白カレット・一部茶カレットは売却、茶カレット・その他カレットは容器包装リサイクル法に基づき（公財）日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）に引き渡し、選別しきれないカレット残渣についても資源化業者にそれぞれ再商品化を委託している。

◎びん売却重量・売却代金の推移

年度	生きびん		白カレット		茶カレット		合計		
	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却代金(税込) (円)
平成30年	25,150	78,500	985,040	98,504	340,440	17,019	1,350,630	194,023	209,531
令和元年度	24,262	74,180	936,500	93,650	335,640	16,778	1,296,402	184,608	201,270
令和2年度	23,806	77,900	1,064,410	106,441	330,320	16,511	1,418,536	193,852	213,226
令和3年度	24,156	73,120	1,111,390	111,139	357,640	17,879	1,493,186	202,138	222,340
令和4年度	20,350	67,650	984,280	108,265	308,480	16,960	1,313,110	175,350	192,875

◎びんの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

年度	茶カレット					その他カレット				
	引渡し量 (t)	市町村負担率 (%)	委託単価 (円/t)	再商品化委託料 (円)	再商品化合理化拠出金 (円)	引渡し量 (t)	市町村負担率 (%)	委託単価 (円/t)	再商品化委託料 (円)	再商品化合理化拠出金 (円)
平成30年度	412	15	5,600	—	91,104	527	9	10,300	527,920	—
令和元年度	403.61	16	6,000	—	0	548.63	11	11,600	763,465	—
令和2年度	442.37	16	5,900	—	0	650.16	10	13,700	979,788	—
令和3年度	409.64	14	6,400	—	0	664.83	7	17,500	895,855	—
令和4年度	422.68	12	7,200	—	0	579.27	8	23,600	1,203,011	—

※ 平成24～30年度の茶カレットについては、市町村負担分は独自に売却しているので、指定法人への再商品化委託料は支出していない。

※ 再商品化合理化拠出金は、品質基準および低減額貢献度による合計金額である。

◎びんの売却単価の推移

年度	月	びん(円/kg)	
		白カレット	茶カレット
平成30年度	4～3月	0.1	0.05
令和元年度	4～3月	0.1	0.05
令和2年度	4～3月	0.1	0.05
令和3年度	4～3月	0.1	0.05
令和4年度	4～3月	0.1	0.05

10 飲料かん

飲料かんの分別収集は、昭和54年8月にステーション50カ所を設け、テスト収集したことに始まり、昭和55年4月からは市内全域でステーション収集を開始した。平成14年12月からは、びん、飲料かんを同一の日に、月2回の透明袋によるステーション収集で実施している。収集した飲料かんは、リサイクルプラザに搬入し、スチール・アルミに選別後圧縮し、売却している。

◎飲料かん売却重量・売却代金の推移

年度	スチールかん		アルミかん		合 計		
	売却重量(kg)	売却代金(円)	売却重量(kg)	売却代金(円)	売却重量(kg)	売却代金(円)	売却代金(税込)(円)
平成30年度	262,490	6,627,935	853,810	121,678,989	1,116,300	128,306,924	138,571,467
令和元年度	245,130	4,925,736	895,810	108,633,745	1,140,940	113,559,481	123,714,884
令和2年度	260,670	4,945,026	1,006,480	112,227,596	1,267,150	117,172,622	128,889,879
令和3年度	223,140	7,558,624	982,950	198,854,083	1,206,090	206,412,707	227,053,968
令和4年度	201,780	7,581,790	911,800	219,610,977	1,113,580	227,192,767	249,912,039

◎飲料かん売却単価の推移

年度	月	飲料かん(円／t)	
		スチールかん	アルミかん
平成30年度	4～6月	26,200	141,001
	7～9月	28,510	154,011
	10～12月	26,500	137,552
	1～3月	20,100	136,136
令和元年度	4～6月	23,000	131,201
	7～9月	21,200	123,123
	10～12月	18,010	114,001
	1～3月	18,300	117,007
令和2年度	4～6月	10,000	105,105
	7～9月	19,010	97,655
	10～12月	20,001	112,000
	1～3月	27,500	132,300
令和3年度	4～6月	28,530	165,000
	7～9月	31,200	207,316
	10～12月	35,500	228,800
	1～3月	40,500	214,201
令和4年度	4～6月	44,000	283,000
	7～9月	32,500	235,100
	10～12月	35,000	212,121
	1～3月	40,100	231,111

11 金属類

金属類の分別収集は、平成5年1月から市内全域でステーション収集を開始した。平成14年12月からは、金属類、紙類を同一の日に、月2回の透明袋によるステーション収集で実施している。収集した金属類は選別処理をした後、資源業者へ売却している。

さらに、金属類として収集した小型家電から二次電池を取り除き、この二次電池も資源業者へ売却している。

◎金属類売却重量・売却代金の推移

年度	金属類		
	売却重量(kg)	売却代金(円)	売却代金(税込)(円)
平成30年度	913,980	29,761,561	32,142,481
令和元年度	998,320	9,677,007	10,512,518
令和2年度	1,114,880	4,725,219	5,197,739
令和3年度	1,146,520	35,714,209	39,285,625
令和4年度	1,000,450 (内、二次電池1,770)	32,180,067 (内、二次電池10,270)	35,398,066 (内、二次電池11,297)

◎金属類売却単価の推移

年度	月	金属類(円/t)
平成30年度	4～6月	37,510
	7～9月	37,510
	10～12月	33,440
	1～3月	22,510
令和元年度	4～6月	16,610
	7～9月	8,500
	10～12月	6,500
	1～3月	6,000
令和2年度	4～6月	3,000
	7～9月	3,500
	10～12月	3,000
	1～3月	7,770
令和3年度	4～6月	18,710
	7～9月	30,000
	10～12月	41,110
	1～3月	37,370
令和4年度	4～6月	42,210(金属類)・46,000(スチール缶プレス)・61,000(アルミ缶プレス)
	7～9月	33,300(金属類)・33,300(スチール缶プレス)・51,000(アルミ缶プレス)
	10～12月	26,100(金属類)・33,000(スチール缶プレス)・41,000(アルミ缶プレス)
	1～3月	26,200(金属類)・26,200(スチール缶プレス)・26,200(アルミ缶プレス)

◎二次電池等売却単価

年度	二次電池 (円/kg)		
	ニッケル水素電池	リチウムイオン電池	鉛電池
令和4年度	50	10	1

12 ペットボトル

ペットボトルの分別収集は、平成6年7月から月1回、透明又は白色半透明袋によるステーション収集方式で実施してきたが、平成14年12月に新分別収集を開始するにあたって、収集回数を月2回に増加すると伴に、透明袋による収集に変更した。収集したペットボトルは、リサイクルプラザに搬入した後、選別、圧縮等の処理を行い、指定法人に再商品化を委託し、一部については再生資源業者に売却をしている。平成19年度からは指定法人より拠出金を受けている。

◎ペットボトルの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

年度	ペットボトル				
	引渡し量 (t)	市町村負担率 (%)	自主売却量 (t)	自主売却金額 (円) (税込)	拠出金 (円)
平成30年度	1,101	0	716	31,932,268	44,194,635
令和元年度	880.93	0	978.31	59,016,213	49,320,076
令和2年度	1,136.84	0	845.15	32,964,899	62,819,401
令和3年度	1,468.43	0	571.90	32,096,361	64,180,427
令和4年度	1,574.94	0	466.00	55,775,808	158,516,314

※ 指定法人からの拠出金のうち、平成29・30年度は、有償入札拠出金及び再商品化合理化拠出金の合計額である。

※ 市町村負担率は、国の調査の結果、小規模事業者から排出される分が無いため0%となっている。

◎ペットボトル売却単価の推移

年度	月	ペットボトル (円/kg)
平成29年度	4～9月	54.0
	10～3月	41.0
平成30年度	4～9月	38.0
	10～3月	46.0
令和元年度	4～9月	52.0
	10～3月	59.0
令和2年度	4～9月	62.0
	10～3月	5.0
令和3年度	4～9月	37.0
	10～3月	66.0
令和4年度	4～9月	90.0
	10～3月	144.0

13 繊維類

繊維類の分別収集は、平成6年7月から月1回、透明又は白色半透明袋によるステーション収集方式で分別収集を実施してきたが、平成14年12月に新分別収集を開始するにあたって、収集回数を月2回に増加すると伴に、透明袋による収集に変更した。収集した繊維類は、リサイクルプラザに搬入した後、資源業者に売却している。

◎繊維類売却状況の推移

年度	繊維類						
	売却重量 (t)	売却代金 (円)	売却代金 (税込) (円)	売却単価 (円/kg)			
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
平成30年度	1,379	31,059,638	33,544,402	22.0	24.6	23.5	20.3
令和元年度	1,520.28	26,614,925	29,027,141	16.0	16.5	17.5	20.5
令和2年度	1,807.44	8,265,986	9,092,581	5.1	2.05	2.5	8.6
令和3年度	1,657.73	25,702,809	28,273,086	9.2	12.5	18.6	23.7
令和4年度	1,658.46	58,797,430	64,677,171	24.0	25.5	38.6	60.3

14 紙類

本市では、焼却対象のごみとして戸塚環境センターに搬入した紙類については、ピットに投入される前に再生利用が可能なものを回収、資源化し、また、平成3年4月から紙パックを拠点回収して資源業者に売却してきた。平成14年12月からは、紙類を新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、紙製容器包装としてそれぞれ紐で結束したものを分別収集し、選別、圧縮等の処理を行い資源業者に売却している。また、紙製容器包装の一部は平成28年度まで指定法人に引き渡していた。平成21年度からは指定法人より、拠出金を受けている。

◎紙類売却状況の推移

[単位 売却重量 : kg
売却代金 : 円 (税込)]

項目 年度	新聞		雑誌・雑紙		段ボール		紙パック		紙製容器包装		合計	
	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金
平成30年度	554,050	15,627,024	1,387,640	24,213,829	2,206,000	24,422,154	24,520	595,086	734,320	7,201,724	4,906,530	72,059,817
令和元年度	565,960	5,883,212	1,542,490	10,062,081	2,290,870	8,215,858	21,720	246,451	737,980	2,167,747	5,159,020	26,575,349
令和2年度	643,510	3,388,341	1,708,480	2,766,670	3,051,320	6,277,914	22,670	99,748	786,890	865,579	6,212,870	13,398,252
令和3年度	627,590	3,268,742	1,558,840	3,543,562	3,106,620	8,185,000	19,460	85,624	802,640	882,904	6,115,150	15,965,832
令和4年度	608,220	19,963,620	1,480,110	32,636,519	3,090,340	39,368,169	17,900	239,536	878,800	5,777,002	6,075,370	97,984,846

◎紙類の容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

年 度	紙製容器包装				
	引渡し量 (t)	市町村負担率 (%)	委託単価 (円／t)	再商品化委託料 (円)	拠出金 (円)
平成30 年度	—	1	12,000	0	0
令和元年度	—	1	12,000	0	0
令和2 年度	—	1	13,000	0	0
令和3 年度	—	1	16,000	0	0
令和4 年度	—	1	14,000	0	0

※ 市町村負担分は独自に売却しているので、指定法人への再商品化委託料は支出していない。

※ 拠出金額は有償入札拠出金および再商品化合理化拠出金の合計金額である。

◎紙類売却単価の推移

年度	月	紙 類 (円/t)				
		新聞紙	雑誌・雑紙	段ボール	紙パック	紙製容器包装
平成30 年度	4～6月	18,100	10,000	8,500	24,000	6,000
	7～9月	21,000	13,500	9,500	24,000	8,000
	10～12月	30,600	20,500	11,500	22,000	15,000
	1～3月	34,010	20,500	11,500	19,000	7,500
令和元年度	4～6月	22,700	12,500	5,500	16,000	5,000
	7～9月	11,200	7,000	3,500	12,000	3,000
	10～12月	4,000	3,200	3,000	7,000	2,000
	1～3月	4,000	2,000	1,300	6,000	1,000
令和2 年度	4～6月	3,000	1,000	1,300	4,000	1,000
	7～9月	7,000	1,500	2,100	4,000	1,000
	10～12月	5,100	2,000	2,300	4,000	1,000
	1～3月	4,100	1,600	1,800	4,000	1,000
令和3 年度	4～6月	4,300	1,700	2,000	4,000	1,000
	7～9月	4,300	1,800	2,200	4,000	1,000
	10～12月	5,100	2,300	2,700	4,000	1,000
	1～3月	5,100	2,500	2,700	4,000	1,000
令和4 年度	4～6月	15,100	12,000	7,500	5,000	4,000
	7～9月	25,100	19,500	13,500	10,000	5,000
	10～12月	37,600	22,500	14,600	15,000	5,000
	1～3月	45,200	27,600	10,600	22,000	10,000

15 プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成14年12月の新分別収集開始に伴い、月2回、透明袋によるステーション収集方式で実施したが、市民の要望に応え、平成15年4月からは収集回数を週1回に増加している。収集したプラスチック製容器包装は、リサイクルプラザに搬入された後、選別、圧縮等の処理を行い指定法人に引き取られ再商品化がなされている。再商品化に当たっては、市町村負担分に応じた負担率に委託単価を乗じ、再商品化委託料として指定法人に支払っている。平成21年度からは品質検査の結果に基づき、再商品化合理化拠出金を受けている。

◎プラスチックの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

年 度	プラスチック製容器包装				
	引渡し量 (t)	市町村負担率 (%)	委託単価 (円/t)	再商品化委託料 (円)	再商品化 合理化拠出金 (円)
平成30 年度	2,779	1	49,000	1,470,700	0
令和元年度	3,050.96	1	46,000	1,529,862	0
令和2 年度	3,279.79	1	49,000	1,767,865	427,508
令和3 年度	3,374.01	1	51,000	1,892,869	0
令和4 年度	3,336.37	1	53,000	1,945,119	0

※ 再商品化合理化拠出金は、品質基準および低減額貢献度による合計金額である。（平成29年度は低減額貢献度のみ、令和2年度は品質基準のみ）

16 有害ごみ

平成3年4月から乾電池、蛍光管、水銀体温計を有害ごみとして、週2回、透明袋によるステーション収集方式で実施したが、乾電池を新たな分別区分に変更した平成17年5月からは蛍光管、水銀体温計のみを対象としている。収集した有害ごみは、埼玉県清掃行政研究協議会の広域化委託処理事業により、再商品化を委託している。

◎有害ごみ（蛍光管）処理状況の推移

年 度	有害ごみ（蛍光管）		
	処理量 (t)	委託単価 (円/t)	委託料(円)
平成30 年度	破 碎 費	10.84	47,400
	運 搬 処 分 費	12.43	84,000
令和元年度	破 碎 費	10.83	47,400
	運 搬 処 分 費	12.56	84,000
令和2 年度	破 碎 費	10.13	47,400
	運 搬 処 分 費	12.01	84,000
令和3 年度	破 碎 費	10.08	47,400
	運 搬 処 分 費	12.11	94,000
令和4 年度	破 碎 費	8.32	47,400
	運 搬 処 分 費	10.13	94,000

17 乾電池

乾電池の分別収集は、昭和59年8月から公共施設等拠点収集を開始し、平成3年4月には有害ごみとして、週2回のステーション収集も同時に実施している。その後、平成14年12月の新分別収集開始に伴い、一時は拠点収集を廃止したが、平成17年5月に乾電池を新たな分別区分に定めたことにより、有害ごみとしての収集を廃止、公共施設等拠点収集のみに変更した。収集した乾電池は、埼玉県清掃行政研究協議会の広域化委託処理事業により、再商品化を委託している。

◎乾電池処理状況の推移

(税込)

年 度	乾電池		
	処理量 (t)	委託単価 (円/t)	委託料 (円)
平成30年度	76.25	84,000	6,917,399
令和元年度	88.14	84,000	8,070,333
令和2年度	90.535	84,000	8,365,434
令和3年度	91.58	84,000	8,461,964
令和4年度	97.88	84,000	9,044,120

18 小型家電

(1) 小型家電のリサイクルについて

平成25年度に、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定および再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた「小型家電リサイクル法」が施行された。

本市でも小型家電に含有される金や銅、レアメタルなどの有用金属を有効利用するため、小型家電のリサイクルを平成25年4月1日から開始した。新たな分別区分は設けず、「金属類」及び「粗大ごみ」としてステーションに排出または自己搬入されたものの中から、戸塚環境センター、リサイクルプラザ、および鳩ヶ谷衛生センターで手選別により小型家電を回収し、再資源業者へ売却している。

◎小型家電壳却量・資源化状況の推移

年度	小型家電壳却量 (kg)	資源化量※ (kg)						
		鉄	アルミ	銅	金	銀	パラジウム	ステンレス
平成 30 年度	381,470	149,579	13,349	10,570	1.33	21.7	—	1,680
令和元年度	50,320	11,793	1,094	5,451	0.72	2.2	—	124
令和 2 年度	53,400	23,395	2,088	1,655	0.2	3.4	—	262
令和 3 年度	49,890	21,857	1,951	1,547	0.19	3.2	—	245
令和 4 年度	45,650	19,999	1,785	1,415	0.18	2.9	—	224

※ 再資源業者が実績に基づき設定した回収比率により算出。

※ 令和元年度より売却物の品目が変更となったため、小型家電壳却量に大幅な変化がみられた。

◎小型家電壳却状況の推移

	施設	品名	売却単価 (円/10kg)		売却重量 (kg)		売却代金 (税込) (円)	
			4~9月	10~3月				
令 和 2 年 度	戸塚環境センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム類	100	100	13,660	53,400	976,690	3,624,830
		コード類	650	650				
		ハードディスク類	50	50				
		携帯電話端末及びPHS端末	5,500	5,500				
	リサイクルプラザ	デジタルカメラ・ビデオカメラ類	100	100	35,350	4,390	2,334,255	313,885
		コード類	650	650				
		ハードディスク類	50	50				
		携帯電話端末及びPHS端末	5,500	5,500				
	鳩ヶ谷衛生センター	ビデオデッキ・DVDデッキ類	100	100	4,390		313,885	
		コード類	650	650				
		ハードディスク類	50	50				
		携帯電話端末及びPHS端末	5,500	5,500				
令 和 3 年 度	戸塚環境センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム類	100	100	14,210	49,890	1,016,015	3,345,705
		コード類	650	650				
		ハードディスク類	50	50				
		携帯端末・PHS端末	5,500	5,500				
	リサイクルプラザ	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	100	31,180	4,500	2,007,940	321,750
		コード類	650	650				
		ハードディスク類	50	50				
		携帯端末・PHS端末	5,500	5,500				
	鳩ヶ谷衛生センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	100	12,400	3,150	1,576,740	390,225
		コード類	650	650				
		ハードディスク類	50	50				
		携帯端末・PHS端末	5,500	5,500				
令 和 4 年 度	戸塚環境センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	300	30,100	45,650	3,369,575	5,336,540
		コード類	1,050	1,200				
		ハードディスク類	50	100				
		携帯端末・PHS端末	5,500	5,500				
	リサイクルプラザ	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	300	3,150		390,225	
		コード類	1,050	1,200				
		ハードディスク類	50	100				
		携帯端末・PHS端末	5,500	5,500				
令 和 4 年 度	鳩ヶ谷衛生センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	300				
		コード類	1,050	1,200				
		ハードディスク類	50	100				
		携帯端末・PHS端末	5,500	5,500				

(2) 使用済み携帯電話の拠点回収

レアメタルはIT製品等の製造に不可欠な素材であり、その安定供給は我が国の製造業の維持・強化の観点から極めて重要である。しかし、レアメタルを取り巻く環境は不安定な要素が多く、将来、国際的な需給逼迫や供給障害が発生する可能性が懸念されている。そこで、国内でレアメタルを回収し循環資源として活用することの重要性を広く市民の方に知っていただくため、退蔵されている使用済み携帯電話の拠点回収を平成22年3月30日から実施している。なお、回収された使用済携帯電話等については、蓄積状況等により資源業者に売却している。

○実施場所：計14カ所

市役所第一本庁舎ロビー、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、
鳩ヶ谷庁舎エントランスホール、リサイクルプラザ棟3階エレベーターホール、
中央図書館、前川図書館、新郷図書館、横曽根図書館、戸塚図書館、鳩ヶ谷図書館

○受付機器：携帯電話・PHS

◎使用済み携帯電話回収実績

(単位：台)

平成30年度	1,571
令和元年度	835
令和2年度	1,293
令和3年度	1,970
令和4年度	1,732
事業開始(平成21年度)からの回収量	10,706

※ 平成29年12月より各図書館を回収拠点に追加し、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（主催：東京2020組織委員会）オリンピックメダル製作用として回収していたが、平成31年3月末で終了した。

(3) 小型家電リサイクル法認定事業者との連携

パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき製造メーカー等が回収しているため、現在、市では受け入れをしていない。「小型家電リサイクル法」に基づく国の事業認定を受けたリネットジャパンリサイクル株式会社と市が協定を締結することにより、家庭用の使用済みパソコンを宅配便で回収する同社のサービスを無料で利用できることになった。

○連携協力事項

- ・市は、市民に対する小型家電リサイクル法制度の定着と小型家電等の回収を促進するための広報を行う。
- ・リネットジャパンリサイクル株式会社は、市民から回収した小型家電等の回収状況を市へ報告する。

○協定締結日

平成28年2月23日（締結日から実施中）

○利用方法

- ①インターネットで申し込む（パソコンデータ消去ソフトを無料でダウンロードできる）
- ②段ボール箱など（3辺合計140cm、20kg以内）に詰める
- ③自宅から回収

○回収料金

1箱1,500円（税抜） ※回収品にパソコン本体を含む場合は無料

○対象品目

パソコン、携帯電話、ビデオ、キッチン家電、生活家電など400品目以上の家電製品

○対象外品目

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン、乾電池、石油・灯油ストーブなど

◎リネットジャパンリサイクル株式会社回収実績

年度	申込件数	回収品						
		回収件数 (件)	パソコン (台)	携帯電話 (台)	パソコン (kg)	携帯電話 (kg)	その他 小型家電 (kg)	合計重量 (kg)
令和2年度	3,211	3,148	4,421	1,871	19,860.9	211.4	18,894.9	38,967.2
令和3年度	3,662	3,600	4,887	1,755	21,894.9	198.5	17,564.9	39,658.3
令和4年度	3,854	3,668	4,735	1,822	21,233.9	205.8	20,233.3	41,673.0
事業開始(平成24年度)からの回収量	14,952	14,560	19,535	7,581	90,905.0	870.6	83,795.8	175,571.4

19 粗大ごみからの資源回収

(1) リサイクル家具オークション

リサイクルプラザでは、収集された粗大ごみの中から再使用可能なものについて、リサイクルプラザ内のリサイクル工房で再生修理し、月1回リサイクルプラザ内で有償販売（オークション形式）している。

◎リサイクル家具オークション実績

	参加者数(人)	販売数(点)	金額(円)
平成30年度	640	394	605,300
令和元年度	460	318	505,800
令和2年度	895	369	668,900
令和3年度	1,111	527	1,153,200
令和4年度	1,017	487	1,001,500

※ 令和2年度から入札方法を1人1点から2点までに変更した。

(2) 粗大ごみからの資源回収状況の推移

破碎前には手選別で、破碎後は磁選機で資源物を回収している。

◎粗大ごみからの資源回収状況の推移

(単位:t)

	処理量計	資源回収量計							回収率 (%)	
		破碎処理量	選別・保管	小型家電	破碎前 金属	破碎前 アルミ屑	破碎後 金属	破碎後 アルミ屑		
平成29年度	4,897	4,672 (内金属類28t)	225	944	100	37	22	766	19	19.3
平成30年度	5,152	4,937 (内金属類30t)	215	974	75	59	24	792	24	18.9
令和元年度	5,721.99	5,553.01 (内金属類205.17t)	168.98	1,079.65	16.71	53.62	24.88	951.63	32.81	18.9
令和2年度	6,015.24	5,801.44 (内金属類266.90t)	213.80	1,158.26	26.12	57.54	26.25	1,011.95	36.40	19.3
令和3年度	5,774.35	5,555.87 (内金属類244.84t)	218.48	1,117.40	25.28	77.81	26.11	955.61	32.59	19.4
令和4年度	5,312.18	5,119.33 (内金属類208.85t)	193.48	993.31	12.40	66.82	22.31	864.51	27.27	18.7

20 焼却処理施設からの資源回収

戸塚環境センターでは、焼却残さから磁選機により残さ金属（鉄類）を資源として回収するほか、セメント資源や路盤材資源として再利用するための委託処理を行っている。また、朝日環境センターでは、鉄やアルミを未酸化の状態で回収することが可能であり、それらを資源業者に売却している。その他、焼却灰と溶融飛灰についても溶融スラグ化やセメント資源化等にすることで資源として有効に利用することができ、売却した後は路盤材等、砂の代替材として有効に利用されている。

◎焼却残さからの資源回収状況の推移 (単位: t)

項目 年度	戸塚環境センター		朝日環境センター		合計		回収率 (%)
	総焼却残さ	残さ金属	総焼却残さ	残さ金属	総焼却残さ	残さ金属	
平成30年度	4,367	731	3,872	—	8,239	731	8.9
令和元年度	4,743.22	796.67	4,231.03	—	8,974.25	796.67	8.9
令和2年度	3,716.94	791.29	4,246.61	—	7,963.55	791.29	9.9
令和3年度	3,921.02	726.52	4,365.59	—	8,286.61	726.52	8.8
令和4年度	4,429.04	375.19	4,049.87	—	8,478.91	375.19	4.4

◎未酸化金属の回収状況の推移 (単位: t)

項目 年度	朝日環境センター			合計
	未酸化鉄	未酸化アルミ	未酸化チタン	
平成30年度	707	60	—	767
令和元年度	737.03	71.31	—	808.34
令和2年度	748.74	56.88	—	805.62
令和3年度	709.70	66.35	—	776.05
令和4年度	623.75	55.71	—	679.46

◎資源化処理委託量の推移 (単位: t)

項目 年 度	戸塚環境センター			朝日環境センター
	セメント資源 (太平洋セメント)	路盤材資源 (高清水エコプラザ)	再生砕石化 (渡辺産業)	溶融資源化 (メルテック)
平成30年度	1,063	300	300	—
令和元年度	1,236.88	299.97	299.93	96.74
令和2年度	416.62	296.06	400.00	99.84
令和3年度	405.95	299.92	335.89	95.27
令和4年度	487.19	299.50	499.96	312.38
				47.28

◎溶融スラグの発生状況の推移 (単位: t)

項目 年 度	朝日環境センター	
	溶融スラグ	
平成30年度	—	7,537
令和元年度	—	7,303.65
令和2年度	—	8,054.50
令和3年度	—	7,522.07
令和4年度	—	7,048.56

21 エネルギー回収

(1) 余熱利用

戸塚環境センターと朝日環境センターでは、焼却によって発生する熱を利用するため、廃熱ボイラを設置し、焼却エネルギーの回収による温水を余熱利用施設に供給している。

◎余熱利用施設利用者数および利用料の推移

施設 年度	厚生会館			サンアール朝日		
	利用者数 (人)	利用料金 (円)	稼動日数 (日)	利用者数 (人)	利用料金 (円)	稼動日数 (日)
平成30年度	25,998	2,489,940	285	91,706	35,292,130	249
令和元年度	22,023	2,051,400	250	77,046	29,542,440	258
令和2年度	107	10,700	8	13,541	5,094,240	222
令和3年度	10,144	865,180	277	16,594	6,312,690	240
令和4年度	12,114	1,053,340	264	25,130	9,798,380	268

※ 厚生会館：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月28日から臨時休館。令和3年3月23日から再開。

※ 厚生会館：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年8月7日から8月23日まで臨時休館。

※ 厚生会館：老朽化による給湯設備故障、改修工事のため、令和4年11月21日から12月17日まで、令和5年2月20日から2月27日まで臨時休館。

(2) 発電

戸塚環境センターおよび朝日環境センターでは、ごみ焼却で発生する排ガスの熱エネルギーを利用してボイラで蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機で発電を行っている。戸塚環境センターは4,400kW、朝日環境センターは12,000kWの発電をすることができ、発電した電力は両環境センター全体の電力を貢うとともに、余剰電力については電力会社等へ売電している。

◎発電状況の推移

項目 年度	発電能力 (kW)	発電量 (kWh)		売電量 (kWh)		売電金額 (円)	
		内訳	計	内訳	計	内訳	計
平成30年度	戸塚環境センター	4,400	25,005,690	64,622,977	15,821,574	27,423,030	244,241,223
	朝日環境センター	12,000	39,617,287		11,601,456		163,980,919
令和元年度	戸塚環境センター	4,400	24,768,760	62,784,897	15,836,400	26,582,520	242,952,488
	朝日環境センター	12,000	38,016,137		10,746,120		159,154,544
令和2年度	戸塚環境センター	4,400	22,739,270	62,158,238	14,201,058	25,629,330	208,943,115
	朝日環境センター	12,000	39,418,968		11,428,272		161,480,662
令和3年度	戸塚環境センター	4,400	23,304,710	63,417,022	14,395,818	26,902,938	229,501,053
	朝日環境センター	12,000	40,112,312		12,507,120		179,931,266
令和4年度	戸塚環境センター	4,400	21,125,280	58,752,551	12,893,580	23,546,436	241,763,793
	朝日環境センター	12,000	37,627,271		10,652,856		187,292,442

22 使用済みインクカートリッジの回収箱の設置

プリンターメーカーが共同でインクカートリッジのリサイクルを実施する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第1項の広域認定を取得）に参加している。

○回収対象品：家庭で使用された下記4社の純正インクカートリッジ

ブラザー工業株式会社、キヤノン株式会社、セイコーエプソン株式会社、株式会社日本HP

◎使用済みインクカートリッジ回収実績

設置場所		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		事業開始 (H24年度) からの累計	
		箱	重量 (kg)	箱	重量 (kg)	箱	重量 (kg)	箱	重量 (kg)	箱	重量 (kg)	箱	
1	川口市役所本庁舎	5	43	4	36	5	42	5	43	3	29	51	429
2	川口駅前行政センター	5	41	5	37	10	71	6	40	5	40	59	456
3	芝 支 所	2	13	3	20	3	23	4	27	4	29	30	211
4	新郷支所	1	10	3	31	3	29	2	20	4	34	24	233
5	神根支所	2	16	2	15	2	17	2	18	3	29	16	139
6	安行支所	2	17	2	13	2	16	2	16	3	22	17	127
7	戸塚支所	2	15	2	14	3	22	4	32	2	15	26	211
8	中央図書館	18	126	16	110	13	80	14	105	11	84	165	1,155
9	前川図書館	6	53	5	44	5	40	4	34	3	26	61	466
10	新郷図書館	2	15	3	21	1	7	4	29	3	21	29	220
11	横曽根図書館	2	17	2	18	3	23	3	27	2	15	22	190
12	戸塚図書館	7	62	7	63	7	63	9	80	7	58	83	643
13	戸塚環境センター	0	0	1	9	1	10	1	6	1	9	5	42
14	朝日環境センター ・リサイクルプラザ	1	6	3	29	1	11	4	30	2	14	25	199
15	鳩ヶ谷庁舎	1	7	3	25	2	17	3	26	3	24	20	170
16	鳩ヶ谷図書館	5	40	4	34	4	33	4	33	4	32	42	336
合 計		61	482	65	519	65	504	71	566	60	481	675	5,227

※ 回収箱の設置：平成24年3月6日から

※ 重量は小数点以下を四捨五入

23 剪定枝破碎機貸出事業

市内で発生する剪定枝の有効利用を促進し、一般廃棄物の減量を図るため、平成26年7月1日から剪定枝用破碎機を無料で貸し出している。

○貸出対象者：

- ・本市に住所を有する個人
- ・市内に存する町会・自治会・共同住宅の管理組合
- ・市内で活動を行う団体
- ・市内で事業活動を行う事業者（ただし、営利を目的として植木の売買、管理、剪定、貸出し等の業を行う事業者を除く。）

◎剪定枝破碎機貸出実績

年度	貸出件数(台)	破碎処理量※(kg)	貸出日数(日)
平成30年度	21	998	121
令和元年度	17	584.0	83
令和2年度	11	265.7	78
令和3年度	19	578.5	121
令和4年度	8	128.0	38
事業開始(平成26年度)からの実績	160	5278.2	942

※ 利用者からの報告に基づき算出

24 ごみ分別用ごみ箱等貸出事業

市内で開催されるイベントで出るごみの分別を促進するため、平成28年7月1日からごみ分別用ごみ箱及びのぼりを無料で貸し出している。

○貸出対象者：

- ・市内に存する町会・自治会・共同住宅の管理組合
- ・市内で活動を行う団体
- ・市内で事業活動を行う事業者

○貸出品：

- ・折りたたみ式ごみ箱4種（一般ごみ・あきかん・あきびん・ペットボトル）
- ・のぼり2本（注水式ポールスタンド含む）

◎ごみ分別用ごみ箱貸出実績

年度	貸出件数(組)	分別回収量※(kg)	貸出日数(日)
平成30年度	18	3,049	120
令和元年度	17	2,569	97
令和2年度	0	0	0
令和3年度	2	2	6
令和4年度	0	0	0
事業開始(平成28年度)からの実績	64	8,391	388

※ 利用者からの報告に基づき算出

※ 令和2年度、令和4年度は新型コロナウィルス感染拡大防止により各種催事が中止となり、貸出実績なし。

第5章 ごみ減量化に係る普及啓発事業

1 概 説

20世紀において、我が国は、経済成長を最優先し「大量生産、大量消費、大量廃棄」という社会経済システムの下、経済発展を遂げてきた。その反面「もの」の大量廃棄に対して有効な対策を講じてこなかったことにより、「廃棄物に関する問題」が深刻な社会問題となり、負の遺産として新世紀へ引き継がれることとなってしまった。

このような中、我が国においては、平成3年より「再生資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」を始めとする廃棄物・リサイクル関連法律の整備が相次いで行われてきた。さらには、21世紀における持続的発展の最大の課題として「循環型社会システムの構築」を掲げ、平成12年にはその基本的枠組み法となる「循環型社会形成推進基本法」を制定、その他、「容器包装に係る分別収集及び再商品化等の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）」の本格施行や「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」等、関連法律の施行・制定・改正と、資源循環型社会経済システムへのシフトを進めてきたところである。しかし、社会全体が根本から転換していくためには、やはり市民や事業者レベルでの深い問題認識や積極的な行動が欠かせないところである。

本市においては、平成14年度に朝日環境センターおよびリサイクルプラザを整備し、「循環型の廃棄物処理」への対応を進めるとともに、リサイクルプラザにリサイクル啓発施設を設け、市民に対し資源循環型社会の構築に向けてより一層の普及啓発を図っている。

2 ごみ減量キャンペーンキャラクター「ごみまる」

(1) 性格や特徴の設定

「ごみまる」は、大昔から日本に住んでいた妖怪。人が捨てたごみなどを栄養源にしている。口だけでなく地面を転がりごみを体に吸いつけて養分にすることもできる。もともとの「ごみまる」の身体は透きとおっていて、性格はおとなしく、人に危害を加えない、ごみが自然に返るのを手伝う良い妖怪である。しかし、大量のごみや自然に返らないごみを食べると、その身体は大きくなり色がついてくる。

縄文時代や弥生時代には、人間は自然に返るごみしか出さなかったため、その姿は無色透明で、貝塚などに住み着き、人の捨てたごみを食べて生きてきた。「ごみまる」がごみを食べる時に、貝殻が動いたりするため、その時代の人は、そこに何か「もののけ」がいることは感じていたようだ。

しかし、現代に入り、大量のごみが出されたり、自然に返らないプラスチックなどのごみが出されたりし、それを食べることで「ごみまる」は黄色く色付いて人の目に触れるようになってきた。これがさらに進行すると、オレンジ色から赤く変色する。身体も数十メートルの大きさになり、口からは牙が生え、性格も荒くなってくる。最終段階では、そのようなごみを出す人間に襲いかかると言われている。

現在、ごみまるは昔の平穏な生活を取り戻すため、ごみの減量や分別の徹底を訴えている。

(2) 誕生のきっかけ

環境部がごみ減量キャンペーンキャラクターを作ろうと検討を開始した平成2年頃は、ごみ排出量が大幅に増加していた時期で、市民・事業者に対するごみ減量の普及啓発が喫緊の課題であったが、ごみ処理は市民の快適な生活を守るために日々欠かせない仕事でありながら、市民の関心が低いことが障害となっていた。

そこで、市民の関心を高めるには、まずは子どもたちの心をつかむことと考え、特に子どもたちに興味を持ってもらえるようなキャラクターによって啓発活動を推進していくことが決定された。



「ごみまる」

(3) コンセプト

市でキャラクターコンセプトを下記の①～③の通り提示し、事業者によるコンペ方式で決定した。

- ①ごみは永遠に増え続けることを当然と思うのではなく、極力減らしていくことをイメージしたもの。
- ②既存の動植物等に類似していないもの。
- ③ごみの量に応じて、容姿が変化すること。

(4) 命名

キャラクターの名称については市民から公募し、環境部内の検討委員会で応募件数 253 件（応募名称 177 種類）の中から選定し、ごみ減量のキャンペーンキャラクターであることと、ごみをゼロにしていくということを願い、「ごみまる」に決定した（平成 3 年 6 月 7 日）。

3 令和4年度普及啓発事業実績

(1) 広報紙への記事掲載

広報課で毎月1日に発行している市報「広報かわぐち」に、講演会・環境イベント・各種リサイクル体験教室の募集等の連絡事項を随時掲載した。また、10月号に会社・飲食店等から出る廃棄物の正しい処理方法について、掲載し、周知・啓発をおこなった。

(2) 環境関連施設見学会の実施

事業名称	開催日時	内容	開催結果	担当
親子で学ぼう環境の旅	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—	資源循環課

(3) 各種教室・イベント等の実施

①環境月間事業

環境月間に合わせて様々な事業を実施し、ごみ問題や分別方法を含めた環境問題の啓発を実施した。

事業名称	開催日時	内容	開催結果	担当
エコライフDAY	6/12（日）	二酸化炭素排出量削減と環境のことを考えた生活をし、その結果をチェックシートに記入することで、環境問題への意識を高める。	参加者：83,220人	環境総務課

②リサイクルプラザ夏休み特別企画

市内小学校の夏休み時期に合わせて、夏休みの宿題等で環境学習を行う来館者のごみ・リサイクルに関する知識を深めることを目的とし、リサイクル工作教室の開催や学習コーナー拡充などの特別企画を実施した。

企画名称	開催日時	会 場	担当
夏休み学習コーナー	7/21（木）～8/31（水）	リサイクルプラザ 4階図書・ビデオライブラリー	リサイクルプラザ
夏休み特別企画クイズ		リサイクルプラザ 4階展示ホール	
夏休み見学ツアー		リサイクルプラザ・朝日環境センター	
夏休みリサイクル工作教室	中止	リサイクルプラザ 3階工房・4階実習室	

③3R推進月間事業

環境省を含む3R関係8省庁では、国民の3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」（略称「3R推進月間」）と定めている。本市においても、10月に様々なイベントを通じて3R推進の普及啓発活動を予定。

事業名称	開催日時		開催場所	開催結果	担当
のぼり旗掲示	10/1（土）～10/31（月）		リサイクルプラザ外周	5本掲示	リサイクル プラザ
プラザシネマ	—	—	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
おもちゃの病院	10/9（日）	11:00～15:00	リサイクルプラザ 4F実習室	参加者：49名	
3Rに関するパネル展示	10/5（水）～10/31（月）		市役所第一本庁舎 1F多目的スペース他	3Rパネル4枚 食品ロスパネル3枚	
リサイクル家具類販売コーナー	10/15（土）～10/23（日）		リサイクルプラザ 3Fリサイクルショップ前	入札件数：123名 販売点数：52点	リサイクル プラザ

④各種リサイクル体験教室等

各種リサイクル体験教室等を開催することで、幅広く子どもから大人までを対象とし、リサイクルとごみの減量の啓発に努めた。

事業名称	開催日時		開催会場	開催結果	担当
夏休み工作教室	—		—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	リサイクルプラザ
冬の工作教室	12/18（日）		10:00～12:00 リサイクルプラザ 3Fリサイクル工房	参加者：12名	リサイクルプラザ
環境にやさしいクッキング教室	3/28（火）		10:00～12:00 リサイクルプラザ 4F実習室	参加者：18名	資源循環課

(4) 学校および町会等を対象とした施設見学の実施

「総合的な学習の時間」等において、環境問題をテーマとする学校・グループに対し、施設見学の対応を行なった。

◎施設見学学習（朝日環境センター・リサイクルプラザ）

	見学校数	のべ参加者数
川口市小学校	0 校	0 名
その他（中学校、高等学校、専門学校等）	0 団体	0 名
合 計	0 校・0 团体	0 名

◎施設見学学習（戸塚環境センター）

	見学校数	のべ参加者数
川口市小学校	4 校	364 名

◎3R推進活動等助成金に伴う施設見学

	実施回数	のべ参加者数
川口市町会・自治会	1 回	13 名

(5) まち美化活動

①散乱防止啓発活動

事業名称	内 容
全市一斉クリーンタウン作戦	ポイ捨てしづらい環境をつくり、散乱ごみのない美しい街づくりを目指し、市民と市が協力して清掃活動を実施した。 市内に102カ所の一時集積所を設置し、参加者に自宅から各集積所までの道路など公共地に落ちているびん、飲料かんなどの散乱ごみを分別しながら拾い集めてきてもらう。各集積所にはクリーン推進員および環境部職員を配置し、分別の指導等にあたる。 開催日時：11/20（日）9:00～10:00 参加者：14,020人 収集ごみ量：14,380kg (一般ごみ：10,940kg 資源物等：3,440kg)
川口市まち美化促進プログラム	「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」に基づき、環境美化の促進に関する施策を実施するため平成17年度に制定された「川口市まち美化促進プログラム」に従い、18団体（令和5年4月1日現在）のボランティアの協力により美化活動を推進した。

②不法投棄防止啓発活動

事業名称	内容
川口市ごみ不法投棄監視ワーカー	西川口駅頭での啓発ポケットティッシュ配布、市内掲示板等1,020枚のポスター掲示、公用車での啓発活動等により、不法投棄の撲滅を図る。 開催期間：5/30（月）～6/5（日） 参加者：580人
パトロール	不法投棄の多い場所においてパトロールを実施した。
不法投棄禁止啓発看板の貸出	不法投棄予防のため、不法投棄禁止啓発看板を市民等からの要望に応じ貸し出し、市内各所に掲示した。

(6) リサイクルプラザの運営

施設の開館当初より、「リサイクルショップ」、「リサイクル工房」、「図書・ビデオライブラリー」等の各コーナーの管理運営は「プラザサポートー」と称するボランティアスタッフとのパートナーシップにより行われており、市民と行政との協働による施設づくり、および環境情報の発信基地としての市民参加型施設づくりを目指している。

①リサイクルプラザ啓発施設について

3 F	リサイクルショップ	家庭の不用品を橋渡しする無償リサイクル品橋渡しコーナーを常設。また、市内から収集した粗大ごみのうち、再生が可能な家具類についてリサイクル工房で修理した後に、競争入札による販売を毎月実施している。
	リサイクル工房	市内から収集した粗大ごみのうち、再生可能な家具類の修理をプラザサポートー（ボランティアスタッフ）が行っている。
	ごみまるストリート	リサイクルプラザ 3 F 通路を公募により「ごみまるストリート」と名づけ、各種イベントを開催している。
4 F	実習室	プラザサポートー（ボランティアスタッフ）によるおもちゃの病院のコーナーを開設している（毎月第2日曜日）。
	展示ホール	ごみ分別ゲーム、ごみステーションモデル展示、ごみ減量・リサイクル啓発パネル展示、新エネルギー設備の解説を設置している。また、小学生を対象にごみについて楽しく学んでもらうため「ごみまるクイズ」の用紙を配布し、全問正解者には「ごみまるシール」を景品としている。
	図書・ビデオライブラリー	ごみ、リサイクル等環境関連図書・映像資料の閲覧による情報提供サービスを実施。市内小・中学校の夏休み時期には、来館者が環境学習に取り組みやすいように学習コーナーを充実させている。

②リサイクルプラザ啓発施設利用者実績（常設または定期開催事業のみ）

名 称	利用者数	点 数
無償リサイクル品橋渡しコーナー	43,919	35,866（引渡し数）
リサイクル家具類販売	1,017	487
リサイクル図書	2,682	4,544
リサイクルドクター（おもちゃの病院）	624	526
ごみまるクイズ	174	—
季節イベン	38	—
合計利用者数	48,454	—

③令和4年度施設見学・視察対応数実績

種 别	行政関係	町会関係※	学校教育関係	一般関係	合 計
受入団体（団体）	2	37	1	10	50
受入人數（人）	24	120	92	107	343

※ 町会関係（個人を含む）

(7) 各種印刷物(パンフレット・ポスター等)一覧

パンフレット等名称	作成部数		仕 様	備 考
P R E S S 5 3 0 (年3回)	7月号	196,000	A4判・8P・4色刷	町会・自治会等を通じて家庭に配布
	11月号	196,000		
	2月号	196,000		
清掃のあらまし		1,200	A4判・38面・1色刷	2022年度版
清掃事業概要		250	A4判・118面・1色刷	令和4年度版
クリーンタウン作戦ポスター		1,020	B3判・片面・4色刷	市掲示板等
全国ごみ不法投棄監視ウィーク啓発ポスター		1,020	B3判・片面・4色刷	市掲示板等
年末年始収集案内チラシ		204,000	A4判・両面・4色刷	町会・自治会等を通じて家庭に配布
年末年始収集案内ポスター		1,200	B3判・片面・4色刷	市掲示板等に掲示
家庭ごみの分け方・出し方		48,000	A4判・28P・4色刷	市窓口・各支所・各公民館等で随時配布
外国語版 家庭ごみの分け方・出し方		7,500	A4判・28P・4色刷	市窓口・各支所等で随時配布
小学生用社会科学習資料		6,000	A4判・24P・4色刷	市内小学校4年生を対象に配布
エコリサイクル推進事業所 市民向けチラシ		2,000	A4判・両面・4色刷	イベント等で配布
事業系ごみの適正処理の周知・ 啓発ポスター		1,000	B3判・片面・4色刷	市掲示板に掲示

第6章 し尿処理

1 概 説

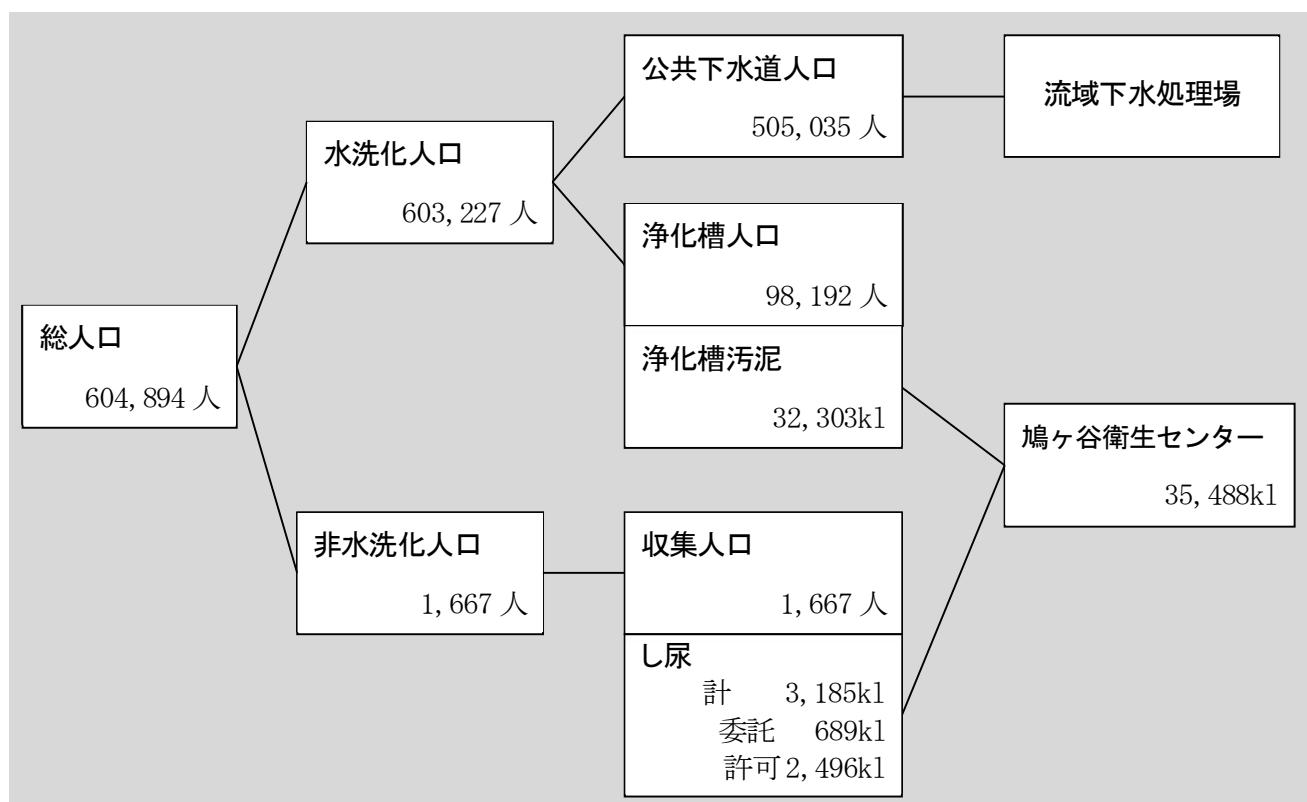
し尿処理を大別すると、①水洗便所から下水道に直結して処理する方法、②水洗便所に浄化槽を設置する方法、および③汲み取り便所から一般廃棄物として汲み取って処理する方法の3通りがある。これらの内、都市におけるし尿処理の方法として理想とされているのは、言うまでもなく下水道による方法である。

しかし、環境衛生面からみて悪臭発生などの問題が残る汲み取り便所についても、未だ相当数使用されているのが現状である。

現在、し尿の収集は地区毎に15業者が行なっており、浄化槽汚泥の収集は15清掃業者を許可して対応している。また、収集されたし尿と浄化槽汚泥は、鳩ヶ谷衛生センターで処理を行っている。

2 し尿処理実績

◎し尿処理実績フロー



令和4年度末現在

◎し尿処理状況の推移

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総 人 口 (人)		604, 675	608, 390	607, 750	605, 067	604, 894
総世帯数 (世帯)		286, 887	292, 000	295, 489	296, 539	299, 580
人口・世帯内訳	公共下水道	人口 (人)	499, 365 (82. 6%)	504, 610 (82. 9%)	503, 874 (82. 9%)	503, 594 (83. 2%)
		世帯数 (世帯)	239, 934 (83. 6%)	245, 056 (83. 9%)	248, 910 (84. 2%)	250, 137 (84. 4%)
	浄化槽	人口 (人)	102, 887 (17. 0%)	101, 618 (16. 7%)	101, 890 (16. 8%)	99, 629 (16. 5%)
		世帯数 (世帯)	45, 670 (15. 9%)	45, 777 (15. 7%)	45, 500 (15. 4%)	45, 399 (15. 3%)
	し尿汲取り	人口 (人)	2, 423 (0. 4%)	2, 162 (0. 4%)	1, 986 (0. 3%)	1, 844 (0. 3%)
		世帯数 (世帯)	1, 283 (0. 5%)	1, 167 (0. 4%)	1, 079 (0. 4%)	1, 003 (0. 3%)
	浄化槽汚泥 (kℓ)		35, 235 (90. 5%)	33, 645 (90. 5%)	32, 962 (90. 3%)	33, 288 (91. 0%)
	し 尿 (kℓ)		3, 685 (9. 5%)	3, 522 (9. 5%)	3, 536 (9. 7%)	3, 284 (9. 0%)
	合 計 (kℓ)		38, 920	37, 167	36, 498	36, 572
	割合	委 託 (kℓ)	968 (2. 5%)	906 (2. 5%)	833 (2. 3%)	730 (2. 0%)
		許 可 (kℓ)	37, 952 (97. 5%)	36, 261 (97. 5%)	35, 665 (97. 7%)	35, 842 (98. 0%)
収集内訳	鳩ヶ谷衛生センター		38, 920	37, 167	36, 498	36, 572
	割合	浄化槽汚泥 (kℓ)	35, 235 (90. 5%)	33, 645 (90. 5%)	32, 962 (90. 3%)	33, 288 (91. 0%)
		し 尿 (kℓ)	3, 685 (9. 5%)	3, 522 (9. 5%)	3, 536 (9. 7%)	3, 284 (9. 0%)
	脱水ケーキ (t)		1, 025	953	868	812
						796
処理内訳						
	割合					

3 公衆便所

◎公衆便所設置一覧

(令和5年4月1日現在)

名 称	所在 地	便器個数		面積 (m ²)	備 考
		大	小		
東川口駅北口	東川口 1-1	4 (うち身障者用1)	2	28.9	木造丸太校倉造 カラーベストコニアル葺平屋 昭和63年3月29日設置
東川口駅南口	戸塚 1-1	4	2	20.5	鉄筋コンクリート造 平成2年11月1日設置
新郷交通広場	峯 1590-1	2	1	9.66	鉄筋コンクリート造 シングル葺平屋 昭和63年3月19日設置
川口神社裏	金山町 6	3	2	12.5	鉄筋コンクリート造 銅板葺平屋 平成元年12月12日設置
西川口駅西口	並木 2-20-1	2 (うち身障者用1)	2	20.9	鉄骨造 平成17年5月27日設置

(市内の公衆便所の内、移管された5カ所を管理)

4 収集業者一覧

(1) し尿収集運搬委託業者一覧

(令和5年4月1日現在 1社)

名 称	住 所	電話番号	委 託 地 域
鳩ヶ谷環境整備(株)	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-283-5101	鳩ヶ谷地域

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（し尿・浄化槽に係る汚泥）

(令和5年4月1日現在 16社)

番号	名 称	住 所	電話番号	許 可 項 目
第01号	烏川商事(有)	川口市中青木3-3-7	048-255-5383	し尿・浄化槽に係る汚泥
第07号	(有)飯塚商事	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211	し尿・浄化槽に係る汚泥
第08号	(有)金本商事	川口市上青木5-23-21	048-265-7167	し尿・浄化槽に係る汚泥
第09号	(有)川口衛生	川口市安行出羽2-11-3	048-294-0794	し尿・浄化槽に係る汚泥
第10号	(有)木下商事	川口市赤井4-15-21	048-283-7343	し尿・浄化槽に係る汚泥
第11号	(有)矢作商事	川口市大字伊刈172	048-266-0502	し尿・浄化槽に係る汚泥
第12号	(有)淡路清掃社	戸田市下前1-4-5	048-441-5766	し尿・浄化槽に係る汚泥
第14号	宇佐見産業(株)	戸田市笛目7-12-11	048-422-4181	し尿・浄化槽に係る汚泥
第18号	(有)三和商事	川口市坂下町3-2-9	048-281-1605	し尿・浄化槽に係る汚泥
第19号	(有)昌栄興業	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311	浄化槽に係る汚泥
第20号	(有)中村商事	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973	し尿・浄化槽に係る汚泥
第21号	(株)西本商事	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960	し尿・浄化槽に係る汚泥
第22号	(有)宇佐見商事	川口市大字里532	048-281-1379	し尿・浄化槽に係る汚泥
第23号	(有)KMR	川口市戸塚鉢町5-5	048-222-2234	し尿・浄化槽に係る汚泥
第24号	鳩ヶ谷環境整備(株)	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-283-5101	し尿
第25号	神原商事	川口市上青木西5-13-24	048-265-7982	し尿・浄化槽に係る汚泥

(3) 浄化槽清掃業許可業者一覧

(令和5年4月1日現在 15社)

番号	名 称	住 所	電話番号
第3号	宇佐見産業(株)	戸田市笛目7-12-11	048-422-4181
第4号	(有)三和商事	川口市坂下町3-2-9	048-281-1605
第5号	(有)淡路清掃社	戸田市下前1-4-5	048-441-5766
第6号	(有)昌栄興業	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311
第7号	(有)木下商事	川口市赤井4-15-21	048-283-7343
第11号	(有)中村商事	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973
第12号	(有)矢作商事	川口市大字伊刈172	048-266-0502
第13号	(有)飯塚商事	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211
第15号	(有)金本商事	川口市上青木5-23-21	048-265-7167
第16号	(有)川口衛生	川口市安行出羽2-11-3	048-294-0794
第18号	烏川商事(有)	川口市中青木3-3-7	048-255-5383
第19号	(有)宇佐見商事	川口市大字里532	048-281-1379
第20号	(有)KMR	川口市戸塚鉢町5-5	048-222-2234
第21号	(株)西本商事	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960
第22号	神原商事	川口市上青木西5-13-24	048-265-7982

第7章 災害廃棄物処理

1 概 説

都市で起こる天災等で発生する災害廃棄物の量は多量である。同時にごみ処理施設が被災することも考えられる。いつ起こるか予想もつかない災害に対して、常に備えることが必要である。

川口市では、「川口市地域防災計画」の全面改訂と、環境省の「災害廃棄物対策指針」の策定を受け、「川口市災害廃棄物処理計画」を平成27年3月に改訂した。この計画では、災害に対する事前の体制整備と市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するための基本方針が示されている。

2 市内災害廃棄物処理実施状況

	一般ごみ(k g)	粗大ごみ(k g)	合 計(k g)
平成23年度	7, 370	21, 980	29, 350
平成24年度	—	1, 700	1, 700
平成25年度	610	1, 190	1, 800
平成26年度	—	110	110
平成27年度	—	—	—
平成28年度	—	—	—
平成29年度	12, 620	—	12, 620
平成30年度	90	2, 850	2, 940
令和元年度	266, 710	66, 610	333, 320
令和2年度	13, 560	3, 310	16, 870
令和3年度	210	5, 090	5, 300
令和4年度	—	—	—

第8章 産業廃棄物対策事業

1 産業廃棄物対策について

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類が、法令により産業廃棄物と定められている。

産業廃棄物は、質量両面において市町村の清掃事業では処理することが困難であるため、原則として民間事業者によって処理されているが、多量に排出された産業廃棄物や、有害物質を含む産業廃棄物が、ひとたび不適正に処理された場合、周辺環境に大きく影響を与える恐れがある。

本市は、中核市への移行により、県から産業廃棄物に関する権限の移管を受け、法令に基づく許認可の申請に対する適確な審査や、排出事業者及び処理業者に対する定期的な立入検査、報告徴収を行うことなどにより、適正処理の促進と不適正処理の未然防止に努めている。

2 産業廃棄物処理業者・処理施設の許可状況

廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業、並びに産業廃棄物処理施設設置の許可申請に対する審査を行っている。

◎産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数
(単位:件)

年 度	区 分	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業	
		収集運搬業	中間処分業	収集運搬業	中間処分業
令和2年度	新規許可件数	0	1	0	0
	更新許可件数	3	1	1	0
令和3年度	新規許可件数	1	0	0	0
	更新許可件数	6	5	0	0
令和4年度	新規許可件数	3	0	0	0
	更新許可件数	1	1	2	1

◎産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可業者数

(令和5年4月1日現在)

産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業		合 計 (延べ数)
収集運搬業	中間処分業	収集運搬業	中間処分業	
17	16	3	1	37

※収集運搬業については、全て積み替え保管を含む収集運搬業の許可業者。

◎産業廃棄物処理施設の設置許可件数

(単位：件)

区分	施設の種類	施設数	新規許可件数		
		令和5年4月1日時点 ※	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	汚泥の脱水施設	9	1	6	0
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	8	0	8	0
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設	9	0	0	1
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1	0

※ 区分の数字は、廃棄物処理法施行令第7条の号番号を示す。

※ 区分6の内、1施設は区分11を兼ねる。

3 廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開、事業計画者と住民の合意形成を促進するための手続等を定めた市条例に基づき、計画書の受理、事業計画の告示及び縦覧、事業計画の審査等を実施している。

(単位：件)

年 度	区 分				
	事業計画書の受理	告示・縦覧	関係住民の意見書の受理	審査結果の通知	承認書の交付
令和2年度	5	5	3	4	5
令和3年度	4	5	1	4	2
令和4年度	4	3	3	4	5

4 有害使用済機器の保管等の対策

廃棄物処理法に基づき、有害使用済機器の保管業及び処分業についての届出を受理している。

(単位：件)

年 度	区 分	
	保管業	処分業
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0

5 廃棄物再生事業者の登録

廃棄物処理法に基づき、廃棄物の再生を業として営み、施設、能力等が一定の基準を満たした事業者を廃棄物再生事業者として登録している。

(令和5年4月1日現在)

年 度	事業者	事業所
令和2年度	22	24
令和3年度	23	25
令和4年度	20	22

6 不適正処理の未然防止対策

令和4年度は、年間101日の監視パトロール（立入検査数976件）を実施し、不法投棄や不適正処理の未然防止を図った。

特に、資材置き場等に廃棄物を一時保管している建設業者や解体業者については、定期的なパトロールを年間を通して実施することにより、保管量や保管状況の監視及び適正処理の指導を行った。

(1) 排出事業者対策

保健所と合同での感染性廃棄物の排出事業者への立入検査（医療監視）や、建築安全課及び環境保全課と合同での解体工事現場への立入検査（建設リサイクル法関係）を行った。

その他の廃棄物の排出事業者についても、監視パトロールを実施するとともに、処理基準の遵守を指導した。

また、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出を受けている。

更に、廃棄物処理法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、産業廃棄物の多量排出事業者から、廃棄物の排出の抑制に関する事項等に関する計画書及び、その実施状況に関する報告書の提出を受けている。

◎排出事業者等に対する立入検査実績

(単位：件)

年 度	区 分				合計
	医療監視	建設リサイクル法関係	排出事業者（左記以外）	その他	
令和2年度	0	6	332	165	503
令和3年度	0	6	354	207	567
令和4年度	2	27	665	257	951

◎産業廃棄物管理票交付等状況報告書受理件数（事業場数）(単位：件)

年度	紙マニフェスト	電子マニフェスト	合 計
令和2年度	1,051	1,197	2,248
令和3年度	988	1,285	2,273
令和4年度	947	1,411	2,358

※ 報告書は、前年度の実績を報告するもの。

※ 電子マニフェストは、廃棄物処理法に規定された情報処理センターから報告された件数。

◎多量排出事業者からの排出抑制計画書・実施状況報告書受理件数 (単位：件)

年 度	区 分	法律対象	県条例対象	合 計
令和2年度	計画書	41	5	46
	報告書(前年度分)	38	6	44
令和3年度	計画書	38	7	45
	報告書(前年度分)	39	5	44
令和4年度	計画書	42	6	48
	報告書(前年度分)	42	6	48

(2) 処理業者等対策

廃棄物処理法に基づく許可を受けた事業者から川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に基づき提出される産業廃棄物処理実績報告や、定期的な立入検査により、処理状況の確認及び適正処理に向けた指導を行った。

また、一般廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設の稼働状況の確認等を行った。

◎処理業者等に対する立入検査実績

(単位：件)

年 度	区 分			合計
	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	
令和2年度	44	7	3	54
令和3年度	69	10	3	82
令和4年度	23	0	2	25

7 PCB 廃棄物対策

(1) 保管及び処分状況等届出書の受理等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、P C B廃棄物等の保管・処分状況等の届出を受理した。

また、未届出者などに対して立入検査を行い、期限内の処分に向けた助言・指導を行った。

(単位：件)

年 度	区 分				立入検査
	保管及び 処分状況届	保管場所 変更届	終了届	合計	
令和2年度	421	16	56	493	33
令和3年度	429	15	30	474	50
令和4年度	353	7	31	391	19

(2) PCB使用安定器保有状況調査

過年度に実施したP C B使用安定器保有状況調査で、P C B使用安定器の保有状況に「不明」と回答又は未回答の事業者等に対し、令和4年度は現地調査等を150件実施した。

8 使用済自動車のリサイクル対策

使用済自動車から出る有用資源の再資源化等を適正かつ円滑に実施するため、自動車リサイクル法に基づき、引取業、フロン類回収業の登録及び、解体業、破碎業の許可申請に対する審査を行っている。

また、使用済自動車のリサイクルを適正に推進するため、許可業者に対する立入検査を行った。

◎使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可件数

(単位：件)

年 度	区 分	引取業 (登録)	フロン類 回収業 (登録)	解体業 (許可)	破碎業 (許可)	立入検査
令和2年度	新規登録・許可件数	4	0	0	0	1
	更新登録・許可件数	3	1	1	0	
	登録・許可廃止等件数	3	1	0	0	
令和3年度	新規登録・許可件数	1	0	0	0	4
	更新登録・許可件数	6	2	0	0	
	登録・許可廃止等件数	2	0	0	0	
令和4年度	新規登録・許可件数	1	0	0	0	1
	更新登録・許可件数	36	6	0	0	
	登録・許可廃止等件数	2	0	0	0	

◎使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可業者数

(令和5年4月1日現在)

引取業 (登録)	フロン類回収業 (登録)	解体業 (許可)	破碎業 (許可)
60	11	6	2

9 土砂堆積への対策

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例に基づき、500 m²以上の区域への土砂の堆積の許可申請に対する審査を行うとともに、許可事業者からの定期報告を受理した。

また、土砂堆積に関する調査や堆積を行っている者に対する指導を行い、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図った。

(単位：件)

年 度	区 分						
	許可申請	許可	変更届	定期報告	完了届	確認申請	立入検査
令和2年度	2	2	0	12	4	0	20
令和3年度	1	1	0	9	1	1	15
令和4年度	6	6	0	13	3	0	35

第9章 路上喫煙防止事業

1 概 説

道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと環境美化意識の向上を図り、たばこの火による火傷、副流煙による第三者への健康被害、及び吸い殻の散乱等を防止し、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、平成17年5月1日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行した。

この条例は、市民等に対し、道路、公園その他公共の場所（室内又は室内に準じる場所は除く）における喫煙の防止に努めるよう求めるため、「何人も、路上喫煙をしないように努めなければならない」ことを規定している。人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要と認められる地区は「路上喫煙禁止地区」に指定し、その地区内での路上喫煙を禁止している。

なお、罰金および過料等の罰則は設けていないが、条例の効果を担保するため、路上喫煙禁止地区内で路上喫煙を行う者に対して必要な指導勧告を行うことができるよう規定しており、路上喫煙禁止地区において巡回パトロールを行うとともに、吸い殻散乱の誘発防止と清潔な地域環境保持の観点から、散乱した吸い殻等の清掃も併せて実施している。

一方で、社会環境の変化により、条例制定時と比較し受動喫煙による健康被害等への市民の関心が高まっているため、「川口市路上分煙基本計画」を令和3年度に策定し、非喫煙者と喫煙者の双方が配慮できる様々な分煙対策を実施している。

2 路上喫煙禁止地区

指定日	指定地区	備 考
平成17年12月1日	JR川口駅周辺、JR西川口駅周辺	
平成18年11月1日	JR川口駅東口の指定地区を拡大	川口駅東口再開発事業の完了に伴い拡大
平成19年10月1日	川口銀座通り商店街	商店街との協力による取り組みとして新たに指定
平成22年7月16日	川口西公園	公園内での副流煙による健康被害、たばこの火による火傷・火災を防止するため指定
平成24年7月1日	JR・SR東川口駅周辺	
令和3年10月1日	SR川口元郷・南鳩ヶ谷駅周辺	
令和4年10月1日	SR鳩ヶ谷駅・新井宿駅周辺	

◎路上喫煙禁止地区の範囲





3 路上喫煙防止啓発活動

事業名称	内 容
駅頭キャンペーン	J R川口駅（12/1）、J R西川口駅（12/2）、J R・S R東川口駅（12/5）、J R蕨駅東口の川口市域（12/6・雨天のため中止）、S R川口元郷駅（12/7）、S R南鳩ヶ谷駅（12/8）、S R鳩ヶ谷駅（12/9）及びS R新井宿駅（12/12）において、路上喫煙禁止地区啓発駅頭キャンペーンを実施した。
巡回パトロール	路上喫煙禁止地区において巡回パトロールを行い、路上喫煙者への指導等を実施した。
啓発用の横断幕、路面シール、看板および柱面シールの設置	啓発用の横断幕、路面シール及び看板を路上喫煙禁止地区内に設置した。

川口市環境部

- 《環境総務課》 庶務係・計画係・地球温暖化対策係
〒332-0001 川口市朝日4丁目21番33号
TEL 048-228-5376 FAX 048-228-5382
E-MAIL 090.01000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《自然保護対策課》 〒332-0001 川口市朝日4丁目21番33号
TEL 048-229-6735 FAX 048-224-5304
E-MAIL 090.02500@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《環境保全課》 大気係・騒音振動係・水質係
〒332-0001 川口市朝日4丁目21番33号
TEL 048-228-5389 FAX 048-228-5311
E-MAIL 090.05000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 分析センター
〒333-0823 川口市大字石神854番地の1
TEL 048-298-4346 FAX 048-295-4988
- 《資源循環課》 減量推進係・指導係
〒332-0001 川口市朝日4丁目21番33号
TEL 048-228-5370 FAX 048-228-5322
E-MAIL 090.03000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《産業廃棄物対策課》 審査係・監視指導係
〒332-0001 川口市朝日4丁目21番33号
TEL 048-228-5380 FAX 048-228-5322
E-MAIL 090.09000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《環境施設課》 施設管理係・施設計画係
〒332-0001 川口市朝日4丁目21番33号
TEL 048-228-5383 FAX 048-228-5382
E-MAIL 090.03500@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《新戸塚環境センター建設室》
〒333-0803 川口市大字藤兵衛新田290番地
TEL 048-229-6460 FAX 048-294-0175
E-MAIL 090.03800@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《収集業務課》 業務係・資源回収係・まち美化係
〒332-0031 川口市青木3丁目16番1号
青木収集事務所
TEL 048-251-1174 FAX 048-254-0719
E-MAIL 090.04000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 収集係
〒333-0803 川口市大字藤兵衛新田290番地
戸塚環境センター内
TEL 048-298-3250
- 《戸塚環境センター》 庶務係・技術第1係・技術第2係
〒333-0803 川口市大字藤兵衛新田290番地
TEL 048-295-0131 FAX 048-294-0175
E-MAIL 090.06000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《朝日環境センター》 庶務係・技術係
〒332-0001 川口市朝日4丁目21番33号
TEL 048-228-5300 FAX 048-228-5311
E-MAIL 090.06500@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《リサイクルプラザ》 庶務係・技術係
〒332-0001 川口市朝日4丁目21番33号
TEL 048-228-5306 FAX 048-223-6480
E-MAIL 090.07500@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《鳩ヶ谷衛生センター》 庶務係・技術係
〒334-0012 川口市八幡木3丁目18番地の11
TEL 048-281-5043 FAX 048-281-5062
E-MAIL 090.08500@city.kawaguchi.saitama.jp

令和5年度版 清掃事業概要

編集・発行 川口市環境部資源循環課

令和5年9月